

J. LEAGUE HANDBOOK

■ 社団法人 日本プロサッカーリーグ・規約規程集 ■

1998年版

社団法人 日本プロサッカーリーグ

〒 | 105-000 | 東京都港区虎ノ門 2 丁目 | 10 番 | 号 新日鉱ビル | 19 階

電 話 03 (3505) 5101 FAX 03 (3505) 5310

Jリーグ理念

- 1. 日本サッカーの水準向上及び サッカーの普及促進
- 1. 豊かなスポーツ文化の振興及び 国民の心身の健全な発達への寄与
- 1. 国際社会における交流及び

親善への貢献

1998 年度Jリーグ活動方針

- 1. フェアで魅力的な試合を行うことで、地域 の人々に夢と楽しみを提供します。
- 2. 自治体・ファン・サポーターの理解・協力 を仰ぎながら、世界に誇れる、安全で快適 なスタジアム環境を確立していきます。
- 3. 地域の人に J クラブをより身近に感じていただくため、クラブ施設を開放したり、選手や指導者が地域の人々と交流を深める場や機会をつくっていきます。
- 4. フットサルを、家族や地域で気軽に楽しめるようなシステムを構築しながら普及していきます。
- 5. サッカーだけでなく、他のスポーツにも気軽に参加できるような機会も多くつくっていきます。
- 6. 障害を持つ人も一緒に楽しめるスポーツの システムをつくっていきます。

Jリーグ 〔社団法人 日本プロサッカーリーグ〕

理	事	会													
理 事 (チェアマ		j	И[]	# =	郎										
専 務 理 常 務 理			森 木之ス	便 東											
理理理理理	事事事事事	; ;	小浅 大石	計	雄强强		ĺ		理理理理	事事事	•	森高荒鬼	下坂田武	源弘忠健	基巳典二
理 理 理	事事事	\$		今 大 日 注	昌				監監	事		桐 佐	竹藤	健	賢一
裁	定	委	員	4	<u>></u>					-					
委 員	長		筧	祭	§ —										
委 委 委	員員員	:	下河: 本 - ね クリ:	沐	淳 徹 'ァー	マク	ドナル	۴							
J	ク・	ラフ	y "	(IE	会	員〕									
														-	
·	ンす	ナド													
法代実所電 F A X X X X X X X X X X X X X X X X X X		田 田 〒 06	中 」 中 」 50-00 (21	良 良 見 明	月 月 比海道 999	ットボ- 札幌市				—16—	-14 4	F			
鹿	島フ	アン	ŀ	ラ -	-ズ	•									
法人名 代表取約 実行委員 所在地		鈴鈴	会社 木 木 4-00			トラー									

□ 電 話 □ FAX	0299 (84) 6800 0299 (84) 6825
■ ジェ	フユナイテッド市原
□ 法人名 □ 代表取締役 □ 実行委員 □ 所在地 □ 電 話 □ FAX	株式会社 東日本ジェイアール古河サッカークラブ 岡 健太郎 岡 健太郎 〒 290-0056 千葉県市原市五井 5108 五井会館 3 階 O436 (25) 3300 O436 (24) 3660
■ 柏レー	イソル
	株式会社 日立スポーツ 小 林 正三郎 小 林 正三郎 〒 277-0083 千葉県柏市日立台 I — 2 —50 O47 I (67) O7 I 7 O47 I (67) 6 I 66
■ 浦和□	レッドダイヤモンズ
□ 法人名 □ 代表取締役 □ 実行委員 □ 所在地 □ 電 話 □ FAX	
■ ヴェノ	ルディ川崎
□ 法人名□ 代表取締役□ 実行委員□ 所在地□ 電 話□ FAX	株式会社 読売日本サッカークラブ 森 下 源 基 森 下 源 基 〒 206-0812 東京都稲城市矢野ロ 3294 O44(946)3030 O44(946)3040
■ 横浜	マリノス
□ 法人名□ 代表取締役□ 実行委員□ 所在地□ 電 話□ FAX	日産フットボールクラブ 株式会社 高 坂 弘 巳 高 坂 弘 巳 〒 221-0013 神奈川県横浜市神奈川区新子安 1 ―37― 1 O45(434)233 I O45(402)4822
■ 横浜	フリューゲルス
□ 法人名□ 代表取締役□ 実行委員□ 所在地□ 爾 話	全日空スポーツ 株式会社 山 田 恒 彦 山 田 恒 彦 〒 222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2 - 4 - 1 新横浜 W N ビル 3 階 045 (476) 2600

□ FAX	045 (476) 2629
■ ベルマ	マーレ平塚
□ 法人名 □ 代表取締役 □ 実行委員 □ 所在地 □ 電 話 □ F A X	株式会社 湘南ベルマーレ平塚 重 松 良 典 重 松 良 典 〒 254-0012 神奈川県平塚市大神 3489― I O463(54)O275 O463(54)444O
■ 清水二	エスパルス
□ 法人名 □ 代表取締役 □ 実行委員 □ 所在地 □ 電 話 □ F A X	株式会社 エスパルス 安 本 文 彦 安 本 文 彦 〒 424-0943 静岡県清水市港町 2-10-1 浪漫館 F 054 (353) 630 054 (353) 6655
■ ジュ	ご口磐田
□ 法人名 □ 代表取締役 □ 実行委員 □ 所在地 □ 電 話 □ F A X	株式会社 ヤマハフットボールクラブ 荒 田 忠 典 荒 田 忠 典 〒 438-0025 静岡県磐田市新貝 2500 0538(32) I 1 48 0538(36)2029
■ 名古	屋グランパスエイト
□ 法人名 □ 代表取締役 □ 実行委員 □ 所在地 □ 電 話 □ F A X	株式会社 名古屋グランパスエイト 岩 崎 正 視 佐 藤 健 一 〒 460-0008 愛知県名古屋市中区栄 5 — I — 32 久屋ワイエスビル 6 階 O52 (242) 9180 O52 (242) 9194
■ 京都/	パープルサンガ
□ 法人名 □ 代表取締役 □ 実行委員 □ 所在地 □ 電 話 □ F A X	株式会社 京都パープルサンガ 伊 藤 謙 介 徳 留 正 美 〒 600-8009 京都府京都市下京区四条通室町東入凾谷鉾町 87 O75 (212) O635 O75 (212) O628
■ ガン/	ベ大阪
→ 法人名	株式会社 ガンバ大阪 八 木 勝 吉 八 木 勝 吉 〒 565-0826 大阪府吹田市千里万博公園 3 - 3 O6 (875) 8 I I I

■ セレ	ッソ大阪
□ 法人名 □ 代表取締役 □ 実行委員 □ 所在地 □ 電 話 □ F A X	大阪サッカークラブ 株式会社 鬼 武 健 二 鬼 武 健 二 〒 558-0004 大阪府大阪市住吉区長居東二丁目2番 19号 O6 (609) 3700 O6 (609) 3760
■ ヴィ:	ッセル神戸
□ 法人名 □ 代表取締役 □ 実行委員 □ 所在地 □ 電 話 □ FAX	株式会社 ヴィッセル神戸 加茂川 守 加茂川 守 〒 651-0094 兵庫県神戸市中央区琴ノ緒町!— 5 — 9 琴ノ緒ビル 4 階 078(222)666 I 078(222)6835
■ サン	フレッチェ広島
□ 法人名 □ 代表取締役 □ 実行委員 □ 所在地 □ 電 話 □ FAX	株式会社 サンフレッチェ広島 信 藤 整 信 藤 整 〒 730-0037 広島県広島市中区中町 8 ―18 広島クリスタルプラザ 4 F O82(247)3255 O82(247)3115
■ アビ	スパ福岡
□ 法人名 □ 代表取締役 □ 実行委員 □ 所在地 □ 電 話 □ FAX	福岡ブルックス株式会社 末 安 剛 明 末 安 剛 明 〒 812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前 - 4 - 博多駅前第一生命ビル 092(4 3)4455 092(474)2255
Jク	ラブ〔準会員〕
	t u 61. 45
■ フラ・	ンメル仙台
□ 法人名□ 代表取締役□ 所在地□ 電 話□ FAX	株式会社 東北ハンドレッド 松 木 伸一郎 〒 980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3丁目6番16号 魚信基ビル4 F O22(214)1111 O22(214)1616
■川崎	フロンターレ

所在地	〒 211-0063 神奈川県川崎市中原区小杉町 丁目 403 番地 武蔵小杉タワープレイス 14 階
電話	044 (739) 2080
FAX	044 (739) 1790

社団法人日本プロサッカーリーグ 定 款

第1章	総	則	
■ 第 I 条 ■ 第 2 条 ■ 第 3 条	〔事務所〕 …		P. I
第2章	目的	及び事業	美
■ ^{第 4 条} ■ 第 5 条 第 3 章	[目 的] ··· [事 業] ··· 会	員	P . I
■ 笙 9 冬	〔入 会〕 ·· 〔入会金及び 〔資格の喪失〕 〔退 会〕 ·· 〔除 名〕 ·· 〔会費等の不	会費〕 ····································	P. 2 P. 3 P. 3
第 4 章	役員	及び職員	
第 14 条条第 15 16 17 8 18 18 19 19 19 20 条	〔役員の選任〕 〔理事の職務〕 〔監事の職務〕 〔役員の解任〕 〔役員の報酬〕 〔限〕 問〕 …)	P. 3 P. 3 P. 4 P. 4 P. 4 P. 4 P. 4
第5章	総	会	
■ 第 27 条 ■ 第 28 条 ■ 第 29 条	「開催」 (開度) (開度) (開度) (開度) (開度) (開度) (開度) (開度)	知〕	P. 5 P. 6
第6章	埋 事	4 会	

■ 第 30 条 〔構 成〕 P.6 第 31 条 〔理事会の開催〕 P.6 第 32 条 〔招 集〕 P.6 第 33 条 〔議 長〕 P.6 第 34 条 〔定足数等〕 P.6 第 35 条 〔議事録〕 P.6 第 35 条 〔議事録〕 P.7
■ 第 36 条 〔実行委員会〕 ····································
#########################
第 48 条 [定款の変更]
■ 第 51 条 (書類及び帳簿の備置等)
J リ ー グ 規 約 ■ 社団法人 日本プロサッカーリーグ 規約 ■
第1章 総則
■ 第 I 条 [Jリーグの目的]
第2章 組織
第 節 理 事 会 ■ 第 4 条〔理事会〕 ·······P. ■ 第 5 条〔理事会の権限〕 ·······P. 2

第 2	節 チェア		
	第 6 条	(チェアマン)P.	12
	第 7 条	〔チェアマンの権限〕 ····································	12
第3	節 実行委員	3 会	
7,70	第 8 条		12
=		(招 集) ·······P.	12
=	カッ 木 笠 in 冬	[招集権者および議長] ·······P.	12
	第 10 宋	[指集権者のより機攻]P.	12
	第二条	[権 限]P.	13
		【定足数および決議要件】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	第 13 条	〔代理出席〕 ······P.	13
	第 4 条	[議事録]P. [事務局]P.	13
	第 15 条	〔事務局〕 ····································	13
第 4	節をの他の	7.委員会	
	第16条	〔専門委員会〕 ·······P.	13
_	A1 10 A	[寸]]女兵五〕	
44 c	如 市 双	=	
	節事務人	引 (東政民の記案)	L A
	男 I/ 余	「事務局の設置」P. 〔事務局の運営〕P.	14
	第 18 条	【事務局の連宮】	14
44	g př	ı ゟ ニ ゔ	
弗	3 章	J 夕 ラ ブ	
V.		<u> </u>	
	第 19 条	[Jクラブの資格要件] ······P. (入会金および会費] ·······P.	14
	第 20 条	[入会金および会費]P.	15
	第 21 条	「 クラブのホームタウン(本拠地)]P.	15
		() > > > > > > > > > > > > > > > > > >	: =
	笙 22 冬	(クラブの梅公) P	15
	第 22 条	(J クラブの権益)	15 16
	第 22 条第 23 条	() クラブの権益	15 16
	第 22 条 第 23 条 第 24 条	[Jクラブの権益] P. [財務内容の開示] P. [株主の変更等] P. [株本の変更等] P.	16 16
		【 J クラブのホームタウン(本拠地)] P. 【 J クラブの権益] P. 〔 財務内容の開示] P. 〔 株主の変更等] P. 〔 役職員等の禁止事項) P.	
	第 25 余 第 26 条 第 27 条	[() () () () () () () () () (
	第 25 余 第 26 条 第 27 条	[() () () () () () () () () (
第	第 26 条 第 27 条	[(名称および活動区域等) P . ((2 年会員) P . (
第	第 25 条 第 27 条 第 27 条	[(名称および活動区域等)	16
第 第 第	第 25 条 第 27 条 第 27 条	[(名称および活動区域等)	16
第 第 第 第 第 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	第第 4	【役職員等の禁止事項】 P. (名称および活動区域等) P. (準会員) P. 技	18
第 第 第	第第 4	【役職員等の禁止事項」 P. 〔名称および活動区域等〕 P. (準会員) P. 蒙 技 場 (競技場の確保と維持) P. 「競技場」 P. 「競技場付售設備」 P.	16 18 18
第 第 第 第 第 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	第第 4 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 3 1 5 4 5 5 6 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	【役職員等の禁止事項」 P. 〔名称および活動区域等〕 P. (準会員) P. 蒙蒙 技 場 (競技場の確保と維持) P. 〔競技場] P. 〔競技場付帯設備〕 P. 「照明装置〕 P.	16 18 18 19
第 第 第 第 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	【役職員等の禁止事項」 P. 〔名称および活動区域等〕 P. (準会員) P. 蒙技 技 場 (競技場の確保と維持) P. 「競技場」 P. 「競技場付帯設備〕 P. 「照明装置〕 P. 【ベンチ〕 P.	18 18 18 19
第 第 第 第 第 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	【役職員等の禁止事項」 P. 〔名称および活動区域等〕 P. (準会員) P. 蒙技 技 場 (競技場の確保と維持) P. 「競技場」 P. 「競技場付帯設備」 P. 「無明装置」 P. 「ベンチ」 P. 「医療施設」 P.	16 18 18 19 19
第 第 第 第 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	【役職員等の禁止事項」 P. 〔名称および活動区域等〕 P. (準会員) P. 蒙技場の確保と維持〕 P. 「競技場」 P. 〔競技場付帯設備〕 P. 〔無明装置〕 P. 〔ベンチ〕 P. 〔医療施設〕 P. 「ビジタークラブのための観客席の確保〕 P.	16 18 18 19 19 19
第 第 第 第 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	【役職員等の禁止事項」 P. 〔名称および活動区域等〕 P. (準会員) P. 蒙技場の確保と維持〕 P. 「競技場」 P. 〔競技場付帯設備〕 P. 〔無明装置〕 P. 〔ベンチ〕 P. 〔医療施設〕 P. 「ビジタークラブのための観客席の確保〕 P.	16 18 18 19 19 19
第 第 第 第 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	【役職員等の禁止事項」 P. 〔名称および活動区域等〕 P. (準会員) P. 蒙技場 P. 「競技場の確保と維持〕 P. 「競技場付帯設備〕 P. 〔照明装置〕 P. 〔ベンチ〕 P. 〔医療施設〕 P. 〔ビジタークラブのための観客席の確保〕 P. 〔広告看板の設置〕 P. 「競技場における告知等〕 P.	16 18 18 19 19 20 20
第 第 第 第 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	## 1	【役職員等の禁止事項」 P. 〔名称および活動区域等〕 P. (準会員) P. 蒙技場 P. 「競技場の確保と維持〕 P. 「競技場付帯設備〕 P. 〔照明装置〕 P. 〔ベンチ〕 P. 〔医療施設〕 P. 〔ビジタークラブのための観客席の確保〕 P. 〔広告看板の設置〕 P. 「競技場における告知等〕 P.	16 18 18 19 19 20 20
第 第 第 第 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	## 1	【役職員等の禁止事項」 P. 〔名称および活動区域等〕 P. (準会員) P. 蒙技場 P. 「競技場の確保と維持〕 P. 「競技場付帯設備〕 P. 〔照明装置〕 P. 〔ベンチ〕 P. 〔医療施設〕 P. 〔ビジタークラブのための観客席の確保〕 P. 〔広告看板の設置〕 P. 「競技場における告知等〕 P.	16 18 18 19 19 20 20
第 第 第 第 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	## 1	【役職員等の禁止事項」 P. 〔名称および活動区域等〕 P. (準会員) P. 蒙技場 P. 「競技場の確保と維持〕 P. 「競技場付帯設備〕 P. 〔照明装置〕 P. 〔ベンチ〕 P. 〔医療施設〕 P. 〔ビジタークラブのための観客席の確保〕 P. 〔広告看板の設置〕 P. 「競技場における告知等〕 P.	16 18 18 19 19 20 20
第 第 第 第 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	## 1	【役職員等の禁止事項」 P. 〔名称および活動区域等〕 P. (準会員) P. 蒙技場の確保と維持〕 P. 「競技場」 P. 〔競技場付帯設備〕 P. 〔無明装置〕 P. 〔ベンチ〕 P. 〔医療施設〕 P. 「ビジタークラブのための観客席の確保〕 P.	16 18 18 19 19 20 20
第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	## 1	【役職員等の禁止事項」 P. 【名称および活動区域等】 P. (連会員) P. 場 (競技場の確保と維持) 「競技場」 P. 「競技場付帯設備」 P. 「無明装置」 P. 「ベンチ」 P. 「医療施設」 P. 「ビジタークラブのための観客席の確保」 P. 「広告看板の設置」 P. 「放技場における告知等」 P. 「競技場の視察」 P. 「競技場の視察」 P. 「悪天候の場合のピッチ整備の義務」 P.	16 18 18 19 19 20 20
第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	25 27 章 技条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条	【役職員等の禁止事項」 P. 〔名称および活動区域等〕 P. (準会員) P. 蒙技場 P. 「競技場の確保と維持〕 P. 「競技場」 P. 「競技場付帯設備」 P. 「経療施設」 P. 「どジタークラブのための観客席の確保」 P. 「ビジタークラブのための観客席の確保」 P. 「成告看板の設置」 P. 「競技場における告知等」 P. 「競技場の視察」 P. 「競技場の視察」 P. 「悪天候の場合のピッチ整備の義務」 P.	18 18 18 19 19 20 20 20 21
第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	25 27 章 技条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条	【役職員等の禁止事項」 P. 〔名称および活動区域等〕 P. (準会員) P. 蒙技場 P. 「競技場の確保と維持〕 P. 「競技場」 P. 「競技場付帯設備」 P. 「経療施設」 P. 「どジタークラブのための観客席の確保」 P. 「ビジタークラブのための観客席の確保」 P. 「成告看板の設置」 P. 「競技場における告知等」 P. 「競技場の視察」 P. 「競技場の視察」 P. 「悪天候の場合のピッチ整備の義務」 P.	18 18 18 19 19 20 20 20 21
第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	25 27 章 技条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条	【役職員等の禁止事項」 P. 〔名称および活動区域等〕 P. (準会員) P. 蒙技場 P. 「競技場の確保と維持〕 P. 「競技場」 P. 「競技場付帯設備」 P. 「経療施設」 P. 「どジタークラブのための観客席の確保」 P. 「ビジタークラブのための観客席の確保」 P. 「成告看板の設置」 P. 「競技場における告知等」 P. 「競技場の視察」 P. 「競技場の視察」 P. 「悪天候の場合のピッチ整備の義務」 P.	18 18 18 19 19 20 20 20 21
第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	## 1	【役職員等の禁止事項」 P. 【名称および活動区域等】 P. 競技 力 場 一 「競技場の確保と維持」 P. 「競技場」 P. 「競技場付帯設備」 P. 「医療施設」 P. 「どジタークラブのための観客席の確保」 P. 「ビジタークラブのための観客席の確保」 P. 「広告看板の設置」 P. 「競技場における告知等」 P. 「競技場の視察」 P. 「競技場の視察」 P. 「憲天候の場合のピッチ整備の義務」 P. 「会社の表別会のエール」「トス試合参加」	1618 181991902021 2111
第 第 第 第 第 第 第 8 第 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	## 1	【役職員等の禁止事項」 P. 【名称および活動区域等】 P. 競技 力 場 一 「競技場の確保と維持」 P. 「競技場」 P. 「競技場付帯設備」 P. 「医療施設」 P. 「どジタークラブのための観客席の確保」 P. 「ビジタークラブのための観客席の確保」 P. 「広告看板の設置」 P. 「競技場における告知等」 P. 「競技場の視察」 P. 「競技場の視察」 P. 「憲天候の場合のピッチ整備の義務」 P. 「会社の表別会のエール」「トス試合参加」	1618 181991902021 2111
第 第 第 第 第 第 第 8 第 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	## 1	【役職員等の禁止事項」 P. 〔名称および活動区域等〕 P. (準会員) P. 蒙技場 P. 「競技場の確保と維持〕 P. 「競技場」 P. 「競技場付帯設備」 P. 「経療施設」 P. 「どジタークラブのための観客席の確保」 P. 「ビジタークラブのための観客席の確保」 P. 「成告看板の設置」 P. 「競技場における告知等」 P. 「競技場の視察」 P. 「競技場の視察」 P. 「悪天候の場合のピッチ整備の義務」 P.	1618 181919 202021 2121

	第第第第第第第第第第第第第	条条条条条条条	(主管権の譲渡) P.2 (競技規則) P.2 (届出義務) P.2 (出場資格) P.2 (ユニホーム) P.2 (試合球) P.2 (Jクラブの責任) P.2 (選手の健康管理およびドクター) P.2 (負傷した選手の活動再開の制限) P.2	22 22 22 23 23
第3頁	第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第	条条条条条条条条条条条条	【リーグ戦・リーグカップ戦の開催期間】 P.2 【公式試合の開催】 P.2 【試合日程の遵守】 P.2 【試合の日時または場所の変更】 P.2 【特別の事情による変更】 P.2 【同日開催の制限】 P.2 【抱き合わせ開催の禁止】 P.2 【マッチコミッサリー】 P.2 【試合の中止の決定】 P.2 【不可抗力による開催不能または中止】 P.2 【飲戦とみなされる場合】 P.2 【試合結果の報告】 P.2 【試合実施要項】 P.2 【規律委員会による処分】 P.2	3444445555555
第 4 節	第 68 第 第 70 第 第 71 72 第 73	条条条条	代合 (有料試合の開催) P.2 (外国チームとの試合等) P.2 (興行等への参加禁止) P.2 (数済試合) P.2 (取済試合) P.2 (取済試合) P.2 (取済試合) P.2 (政済試合が引退試合の開催手続等) P.2	26 26 26 26
第 5 節	第第第第第第第第第第第第	条条条条条	R支 [公式試合の費用負担] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27 27 27 28 28
	第 83 第 84 第 85	条 条 条	ジョング (リーグ表彰)	28 28
<u>/</u>	第 87	条	大きまり 	29

	第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第	72 〔ドーピングの禁止〕		P.30 P.30 P.30 P.30 P.30 P.31 P.31
第	6 章	登録および移籍		
第 貸 ■ ■	節 登 第 99 条 第 100 条	録 〔協会の登録に関する規定の遵守〕		P.32 P.32
第2		籍		
	第101条	(協会の移籍に関する規定の遵守)		P.32
	第102条	「		P.32
	第104条	〔通知の効果〕		P.32
	第 105 条	〔移籍リストへの登録〕	••••••	P.32
	第106条	「他のクラブとの自由交渉権」		P.33
	第107条	〔元のクラブとの交渉権の喪失〕〔優先契約権の行使〕	•••••	P.33
	第 109 条	〔更新を希望しない場合〕		P.33
	第110条	〔最終提示額証明書〕		P.33
_	第川条	〔移籍リストの運用〕	••••••	P.33
			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	P.33
第	7章	監督およびコーチ		
-	-			D 24
=	男 □ 3 宋 第 □ 1 8	〔トップチームの監督〕		P 3/
Ī	第 1 1 5 条	〔例 外〕		P.34
	第 116 条	〔研修への参加義務〕		P.34
	第 117 条	〔選手兼務の禁止〕	••••••	P.34
	第 118 条	〔契約等〕 ····································	• • • • • • • • • • • • • • • • • • •	P.34
		「「「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一		۲.35
第	8章	審判		
	笛 120 冬			D 25
	第 121 条			
	第 122 条	〔審判の服装および用具〕		P.35
	第 23 条			
		〔手当等〕 ····································		P.35
				۲.35
第	9章	収 益 事 業		
第1章	節 各種の	事業		
		〔収益事業〕		P.36

第 28 条 第 29 条	[テレビ・ラジオ放送権]P.3 [その他の事業]P.3 [Jリーグ・スポンサー]P.3 [収入の配分]P.3	6
■ 第 3 条	関する基本原則 「定 義]	6 7 7 7 7 8
第 10 章	紛争解決	
■ 第 139 条 ■ 第 140 条	会 設 置]	8
	(チェアマンの決定を求める申立) P.3 (裁定委員会の答申) P.3 (チェアマンの決定) P.3 (和 解) P.3	9 9 9
 第 11 章	制裁_	
第 49 条 ■ 第 50 条 ■ 第 51 条 ■ 第 52 条	「チェアマンによる制裁および調査」 P.4 制裁金の併科〕 P.4 (裁定委員会への諮問) P.4 (制裁金の納付) P.4 (制裁金の合算) P.4 (他者を利用した違反行為) P.4 (両罰規定) P.4 違反行為の重複による加重) P.4 酌量軽減) P.4	0 0 0 0
第 157条 ■ 第 158条 ■ 第 159条 ■ 第 160条 ■ 第 161条	「に対する制裁金 「届出等に関する規約違反」 P.4 一競技の運営等に関する規約違反」 P.4 「契約更新手続に関する規約違反」 P.4 「Jクラブの義務等に関する規約違反(I)] P.4 「Jクラブの義務等に関する規約違反(2)] P.4 「Jクラブの義務等に関する規約違反(3)] P.4	1 2 2 2
	: 「アンフェアなプレイに対する反則金」 P .4: 「反則ポイントの計算方法」 P .4:	

第 12 章 最終的拘束力
第 13 章 改 正
■ 第 166 条 〔改 正〕 ···································
■ 第 1 宋(施行朔日)
実行委員会規程
 第 1 条 [目 的] 第 2 条 [構 成] 第 3 条 [資格要件] 第 4 条 [任 期] 第 5 条 [招 集] 第 6 条 [招集権者および議長] 第 7 条 [権 限] 第 7 条 [権 限] 第 8 条 [定足数および決議要件] 第 9 条 [代理出席] 第 9 条 [代理出席] 第 10 条 [関係者の出席] 第 11 条 [議事録] 第 12 条 [事務局] 第 13 条 [改 正] 第 14 条 [施 行] 7 .46
専門委員会規程
■ 第 条 [趣 旨] P.48 ■ 第 2 条 [構成・運営] P.48 ■ 第 3 条 [委員の登録] P.48 ■ 第 4 条 [任 期] P.48 ■ 第 5 条 [各専門委員会の所管事項] P.48 ■ 第 6 条 [各専門委員会の職務] P.48 ■ 第 7 条 [議事録] P.49 ■ 第 8 条 [事務局] P.49 ■ 第 9 条 [細 則] P.49 ■ 第 10 条 [施 行] P.49 ■ 別表 〔所管事項] P.50
主管権譲渡規程

第 5 6 7 8	条条条条条条条条	譲渡金お テレビ・ 試合の遺 施 行〕)譲渡〕 発力 き続い ままび ララン でする でする。	 益の配分 放送権〕)				P.54 P.54 P.54 P.55 P.55
		公	式記	合	出場	料規	程		
第第第第第	条 条 条 条 条 条 条	目 的〕 出場料の 出場料の 出場料の 付 則〕)計算方)計算年))支給方 	法〕 ······ 度〕 ······ 法〕 ······					P.60 P.60 P.60 P.60 P.60
			旅	費	規	呑	Ē		
第第第第第第第第	条〔 冬〔	公式試合 Jサテラ 家料品の	rの交通! ・イトリ・ ・ なる曲:	費および ーグ戦〕 ちょび寝	宿泊費〕 	••••••	••••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	P.61 P.61
			表	彰	規	呑	Ē		
第第第第第第第	条条条条条条	各ステー 年間に発行 は一大を は一大を は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	·ジ表彰〕 ·表彰〕 『レイピ』 · ・・・・ ・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・) (高円宮杯 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	F)] ····	•••••••	•••••••		P.64 P.64 P.64 P.64 P.65
		۲	— Ł	ペン・	グ埜	上規	栞		

■ 第 1 条 [趣 旨] P.67 ■ 第 2 条 [ドーピングの定義] P.67 ■ 第 3 条 [ドーピングテストの手続き] P.67 ■ 第 4 条 [関与等の禁止] P.67 ■ 第 5 条 [罰 則] P.67 ■ 第 6 条 [弁明の機会の付与] P.68 ■ 別表 1 P.68 ■ 別表 2 P.72
支度金支給基準規程
■ 支度金支給基準 ······P.77
裁定委員会規程
■ 第 条 [趣 旨] P.79 ■ 第 2 条 [会議および議決] P.79 ■ 第 3 条 [審理の非公開] P.79 ■ 第 4 条 [申立手続き] P.79 ■ 第 5 条 [申立の受理および通知] P.79 ■ 第 6 条 [答 弁] P.80 ■ 第 7 条 [提出書類の部数] P.80 ■ 第 8 条 [申立内容の変更] P.80 ■ 第 9 条 [訳文の添付] P.80 ■ 第 9 条 [訳文の添付] P.80 ■ 第 10 条 [代理人] P.80 ■ 第 11 条 [審理または調査のための権限等] P.80 ■ 第 12 条 [費用の負担] P.80 ■ 第 13 条 [裁 定] P.81 ■ 第 14 条 [和 解] P.81 ■ 第 15 条 [裁定委員会の運営細則] P.81 ■ 第 16 条 [施 行] P.81
'98 Jリーグ試合実施要項
 第 □ 競技場 ■ 第 □ 条〔競技場の確保と維持〕 ■ 第 2 条〔競技場〕 ■ 第 3 条〔競技場付帯設備および旗の掲揚〕 ■ 第 4 条〔照明装置〕 ■ 第 5 条〔ベンチ〕 ■ 第 6 条〔医事運営〕 ■ 第 7 条〔ビジタークラブのための観客席の確保〕 ■ 第 8 条〔広告看板の設置〕 ■ 第 8 条〔広告看板の設置〕 ■ 第 9 条〔競技場における告知等〕 ■ 第 9 条〔公式試合開催指定競技場の指定〕 □ P.85

	第一第一	11 3	条 冬	〔競技場の視察〕	· · · F	28. °
					1	.00
第2節	i 一討	Ċ				
	第一	13 :	条	【大会形式】	··· F	2 .86
		4 :	条	〔試合の主催等〕	··· [2 .86
				〔主管権の譲渡〕	· · · · F	86
=				〔競技規則〕		
				[届出義務]	· · · · F	2 .86
			条	〔出場資格〕	· · · · F	87
	第	19 :	条	[出場資格を得るための追加登録期限]	· · · F	∙.87
	第 2	20 5	条	〔出場可能日〕 ·························〔メディカルチェック〕 ····································	· · · · F	2 .87
_			条	(メディカルチェック)	· · · · F	87
		22 :	条	[試合エントリー選手の人数]	· · · · F	87
	第 2	23 :	条	[外国籍選手]	··· [2 .87
	第 2	24 :	条	(ユニフォーム)	· · · · F	87
	弟	25 :	条	〔フィールド内のチーム要員〕	· · · · · ·	.87
		26 :	条	〔試合の勝敗の決定〕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · F	88
	第	27 :	杀	[各ステージの順位の決定]	· · · · [88.
_	第 2	28 :	条	[1998 年総合順位の決定]	· · · F	88.
	第 2	29 5	杀	〔審判員〕 ····································	··· }	89
	第 3	30 :	条	【通行証」	··· F	89
					··· F	89
	第 3	32 5	条	(試合球)	· · · · F	9.90
	第	33 3	条	〔Jクラブの責任〕	··· ŀ	90
\$\$ 2 \$6		,	يدم	<u>y</u> ,		
第3節		-	崖	<u> </u>		
		34 4	42		r	~ ^^
	第3	34 5	条 久	引 〔日 程〕	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	90.9
	第 3	35 4	冬	試合の日時または場所の多里	•••	2.9N
	第 3	35 4	冬	試合の日時または場所の多里	•••	2.9N
	第第3	35 5 36 5 37 6	条 条 条	【試合の日時または場所の変更】	···	2.90 2.90 2.90
	第第第第	35 3 36 3 37 3	条条条条	【試合の日時または場所の変更」	···	9.90 9.90 9.90 9.91
	第第第第第	35 ± 36 ± 37 ± 38 ± 39 ± 39	条条条条条	【試合の日時または場所の変更」	···	9.90 9.90 9.90 9.91 9.91
	第第第第第第	35 ± 36 ± 37 ± 38 ± 39 ± 40 ± 40	条条条条条条	【試合の日時または場所の変更】	···	9.90 9.90 9.90 9.91 9.91
	第第第第第第	35 ± 36 ± 37 ± 38 ± 39 ± 40 ± 40	条条条条条条	【試合の日時または場所の変更】	···	9.90 9.90 9.90 9.91 9.91
	第第第第第第第第	35 ± 36 ± 37 ± 38 ± 40 ± 41 ± 42 ± 42 ± 42 ± 42 ± 42 ± 42 ± 42	条条条条条条条条	【試合の日時または場所の変更】	···	9.90 9.90 9.91 9.91 9.91 9.92
	第第第第第第第第第第	35 9 36 9 37 9 38 9 39 9 40 9 41 9 42 9 43 9	条条条条条条条条条	【試合の日時または場所の変更】 〔特別の事情による変更】 〔運営責任〕 〔抱き合わせ開催の禁止〕 〔マッチコミッサリー〕 〔試合中止および中断の決定〕 〔競技場への到着〕 〔キックオフ時刻の厳守〕 〔敗齢とみなされる場合〕	···	2 .90 2 .90 2 .91 2 .91 2 .92 2 .92
	第第第第第第第第第第	35 9 36 9 37 9 38 9 39 9 40 9 41 9 42 9 43 9	条条条条条条条条条	【試合の日時または場所の変更】 〔特別の事情による変更】 〔運営責任〕 〔抱き合わせ開催の禁止〕 〔マッチコミッサリー〕 〔試合中止および中断の決定〕 〔競技場への到着〕 〔キックオフ時刻の厳守〕 〔敗齢とみなされる場合〕	···	2 .90 2 .90 2 .91 2 .91 2 .92 2 .92
	第第第第第第第第第第第	35 5 36 5 37 5 38 5 39 5 40 5 41 5 42 5 44 5 44 5	条条条条条条条条条条	【試合の日時または場所の変更】 〔特別の事情による変更】 〔運営責任〕 〔抱き合わせ開催の禁止〕 〔マッチコミッサリー〕 〔試合中止および中断の決定〕 〔競技場への到着〕 〔キックオフ時刻の厳守〕 〔敗戦とみなされる場合〕 〔前条の場合の記録〕	···	9.90 9.90 9.91 9.91 9.92 9.92 9.92
	第第第第第第第第第第第	35 5 36 5 37 5 38 5 39 5 40 5 41 5 42 5 44 5 44 5	条条条条条条条条条条	【試合の日時または場所の変更】 〔特別の事情による変更】 〔運営責任〕 〔抱き合わせ開催の禁止〕 〔マッチコミッサリー〕 〔試合中止および中断の決定〕 〔競技場への到着〕 〔キックオフ時刻の厳守〕 〔敗戦とみなされる場合〕 〔前条の場合の記録〕	···	9.90 9.90 9.91 9.91 9.92 9.92 9.92
	第第第第第第第第第第第第第	335 ± 336 ± 337 ± 338 ± 40 ± 411 ± 412 ± 414 ± 414 ± 415 ± 414 ± 415 ± 416 ± 4	条条条条条条条条条条 条条	【試合の日時または場所の変更】 〔特別の事情による変更】 〔運営責任〕 〔抱き合わせ開催の禁止〕 〔マッチコミッサリー〕 〔試合中止および中断の決定〕 〔競技場への到着〕 〔キックオフ時刻の厳守〕 〔敗戦とみなされる場合〕 〔前条の場合の記録〕 〔メンバー提出〕 〔主審の確認事項〕	···	9.90 9.90 9.91 9.91 9.92 9.92 9.92 9.92 9.92
	第第第第第第第第第第第第第	335 ± 336 ± 337 ± 338 ± 40 ± 411 ± 412 ± 414 ± 414 ± 415 ± 414 ± 415 ± 416 ± 4	条条条条条条条条条条 条条	【試合の日時または場所の変更】 〔特別の事情による変更】 〔運営責任〕 〔抱き合わせ開催の禁止〕 〔マッチコミッサリー〕 〔試合中止および中断の決定〕 〔競技場への到着〕 〔キックオフ時刻の厳守〕 〔敗戦とみなされる場合〕 〔前条の場合の記録〕 〔メンバー提出〕 〔主審の確認事項〕	···	9.90 9.90 9.91 9.91 9.92 9.92 9.92 9.92 9.92
	第第第第第第第第第第第第第第第第	335 ± 336 ± 337 ± 338 ± 40 ± 410 ± 4	条条条条条条条条条条条条 条条	【試合の日時または場所の変更】 〔特別の事情による変更】 〔連営責任〕 〔抱き合わせ開催の禁止】 〔マッチコミッサリー〕 〔試合中止および中断の決定〕 〔競技場への到着〕 〔キックオフ時刻の厳守〕 〔敗戦とみなされる場合〕 〔前条の場合の記録〕 〔メンバー提出〕 〔主審の確認事項〕 〔選手の交代〕 〔不可抗力による開催不能または中止〕	···	9.90 9.90 9.91 9.91 9.92 9.92 9.92 9.92 9.93 9.93
	第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第	335 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	条条条条条条条条条条条条条 条条	【試合の日時または場所の変更】 〔特別の事情による変更】 〔運営責任〕 〔抱き合わせ開催の禁止〕 〔マッチコミッサリー〕 〔試合中止および中断の決定〕 〔競技場への到着〕 〔キックオフ時刻の厳守〕 〔敗戦とみなされる場合〕 〔前条の場合の記録〕 〔メンバー提出〕 〔主審の確認事項〕 〔選手の交代〕 〔不明抗力による開催不能または中止〕 〔入場料金の払い戻し〕 〔係 員〕	···	90 .90 90 .90 91 .91 91 .92 92 .92 92 .92 92 .92 93 .93 94 .93 95 .93 96 .93 97 .93 98 .93
	第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第	335 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	条条条条条条条条条条条条条 条条	【試合の日時または場所の変更】 〔特別の事情による変更】 〔運営責任〕 〔抱き合わせ開催の禁止〕 〔マッチコミッサリー〕 〔試合中止および中断の決定〕 〔競技場への到着〕 〔キックオフ時刻の厳守〕 〔敗戦とみなされる場合〕 〔前条の場合の記録〕 〔メンバー提出〕 〔主審の確認事項〕 〔選手の交代〕 〔不明抗力による開催不能または中止〕 〔入場料金の払い戻し〕 〔係 員〕	···	90 .90 90 .90 91 .91 91 .92 92 .92 92 .92 92 .92 93 .93 94 .93 95 .93 96 .93 97 .93 98 .93
	第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第	335 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	条条条条条条条条条条条条条 条条	【試合の日時または場所の変更】 〔特別の事情による変更】 〔運営責任〕 〔抱き合わせ開催の禁止〕 〔マッチコミッサリー〕 〔試合中止および中断の決定〕 〔競技場への到着〕 〔キックオフ時刻の厳守〕 〔敗戦とみなされる場合〕 〔前条の場合の記録〕 〔メンバー提出〕 〔主審の確認事項〕 〔選手の交代〕 〔不明抗力による開催不能または中止〕 〔入場料金の払い戻し〕 〔係 員〕	···	90 .90 90 .90 91 .91 91 .92 92 .92 92 .92 92 .92 93 .93 94 .93 95 .93 96 .93 97 .93 98 .93
	第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第	335 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	条条条条条条条条条条条条条 条条	【試合の日時または場所の変更】 〔特別の事情による変更】 〔運営責任〕 〔抱き合わせ開催の禁止〕 〔マッチコミッサリー〕 〔試合中止および中断の決定〕 〔競技場への到着〕 〔キックオフ時刻の厳守〕 〔敗戦とみなされる場合〕 〔前条の場合の記録〕 〔メンバー提出〕 〔主審の確認事項〕 〔選手の交代〕 〔不明抗力による開催不能または中止〕 〔入場料金の払い戻し〕 〔係 員〕	···	90 .90 90 .90 91 .91 91 .92 92 .92 92 .92 92 .92 93 .93 94 .93 95 .93 96 .93 97 .93 98 .93
	第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第	335 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	条条条条条条条条条条条条条 条条	【試合の日時または場所の変更】 〔特別の事情による変更】 〔運営責任〕 〔抱き合わせ開催の禁止〕 〔マッチコミッサリー〕 〔試合中止および中断の決定〕 〔競技場への到着〕 〔キックオフ時刻の厳守〕 〔敗戦とみなされる場合〕 〔前条の場合の記録〕 〔メンバー提出〕 〔主審の確認事項〕 〔選手の交代〕 〔不明抗力による開催不能または中止〕 〔入場料金の払い戻し〕 〔係 員〕	···	90 .90 90 .90 91 .91 91 .92 92 .92 92 .92 92 .92 93 .93 94 .93 95 .93 96 .93 97 .93 98 .93
	第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第	335 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	条条条条条条条条条条条条条 条条	【試合の日時または場所の変更】 〔特別の事情による変更】 〔連営責任〕 〔抱き合わせ開催の禁止】 〔マッチコミッサリー〕 〔試合中止および中断の決定〕 〔競技場への到着〕 〔キックオフ時刻の厳守〕 〔敗戦とみなされる場合〕 〔前条の場合の記録〕 〔メンバー提出〕 〔主審の確認事項〕 〔選手の交代〕 〔不可抗力による開催不能または中止〕	···	90 .90 90 .90 91 .91 91 .92 92 .92 92 .92 92 .92 93 .93 94 .93 95 .93 96 .93 97 .93 98 .93
	第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第	335 ± 336 ± 337 ± 338 ± 340 ± 441 ± 445 ±	条条条条条条条条条条条条条条条条 条条	【試合の日時または場所の変更】 〔連営責任〕 〔抱き合わせ開催の禁止〕 〔マッチコミッサリー〕 〔試合中止および中断の決定〕 〔競技場への到着〕 〔キックオフ時刻の厳守〕 〔敗戦とみなされる場合〕 〔前条の場合の記録〕 〔メンバー提出〕 〔主審の確認事項〕 〔選手の交代〕 【不可抗力による開催不能または中止〕 〔入場料金の払い戻し〕 〔係 員〕 〔マスコミ対応〕 〔公式記録〕 〔ご会運営報告〕 〔退場処分〕 〔警告による出場停止処分〕	···	90 .90 90 .90 91 .91 91 .92 92 .92 92 .92 92 .92 93 .93 94 .93 95 .93 96 .93 97 .93 98 .93
	第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第	35 5 5 5 5 5 6 6 5 5 5 5 6 6 6 6 6 6 6 6	条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条	【試合の日時または場所の変更】 「特別の事情による変更】 「連営責任】 「抱き合わせ開催の禁止】 「マッチコミッサリー】 「試合中止および中断の決定〕 「競技場への到着〕 「キックオフ時刻の厳守】 「敗戦とみなされる場合〕 「前条の場合の記録〕 「メンバー提出】 「主審の交代〕 【不可抗力による開催不能または中止〕 【入場料金の払い戻し〕 【係 員〕 【マスコミ対応〕 【マスコミ対応〕 【公式記録〕 【マスコミ録う 【でスコミ対応〕 【公式記録〕 【でスコミ対応〕 【公式記録〕 【記場処分〕 【該合運営報告〕 【退場処分〕 【警告による出場停止処分〕	···	9 .90 9 .90 9 .91 9 .92 9 .92 9 .92 9 .93 9 .94 9 .95 9 .95
	第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第	355 336 337 338 339 339 340 341	条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条	[試合の目時または場所の変更] [連営責任] (抱き合わせ開催の禁止] [フッチコミッサリー] (試合中止および中断の決定) [競技場への到着] [キックオフ時刻の厳守] [敗戦とみなされる場合] [前条の場合の記録] [メンバー提出] [主審の交代] [不可抗力による開催不能または中止] [入場料金の払い戻し] [係 員] [マスコミ録] [マスコ記録] [マスコ記録] [マスコ記録] [ごま言の費用負担等] [図表の費用負担等] [でする試合の費用の負担]	···	90.90 90.90 91.91 91.92 92.92 92.92 93.93 93.93 93.93 94.94 94.94
	第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第	355 336 337 338 339 339 340 341	条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条	【試合の日時または場所の変更】 「特別の事情による変更】 「連営責任】 「抱き合わせ開催の禁止】 「マッチコミッサリー】 「試合中止および中断の決定〕 「競技場への到着〕 「キックオフ時刻の厳守】 「敗戦とみなされる場合〕 「前条の場合の記録〕 「メンバー提出】 「主審の交代〕 【不可抗力による開催不能または中止〕 【入場料金の払い戻し〕 【係 員〕 【マスコミ対応〕 【マスコミ対応〕 【公式記録〕 【マスコミ録う 【でスコミ対応〕 【公式記録〕 【でスコミ対応〕 【公式記録〕 【記場処分〕 【該合運営報告〕 【退場処分〕 【警告による出場停止処分〕	···	90.90 90.90 91.91 91.92 92.92 92.92 93.93 93.93 93.93 94.94 94.94

第	61	条	〔納付金〕 ·	 Р	.95
第	63	条	〔遠征費用〕	 Р	.95

関係 資料

別紙!	〔救急用機器・医薬品〕P.96
別紙 2	〔広告掲出申請書〕 ·······P.97
別紙3	〔選手データ票〕 ······P.99
別紙 4	〔役員・チームスタッフデータ票〕 ·············· P.100
別紙5	〔メンバー提出用紙〕 ······ P.101
別紙6	[入場券報告書] ······P.102
別紙 7	〔試合開催に関する変更申請書〕 · · · · · · · · P . 103
別紙 8	[Jリーグ マッチコミッサリー報告書]P.104
別紙 9	〔 J リーグ マッチコミッサリー緊急報告書〕P.108
別紙 10	〔試合メンバー表〕 ······P.109
別紙 川	〔公式記録用紙〕 ······P.II0
別紙 12	〔試合運営報告書〕P.III
別紙 13	〔試合収支決算書〕 ······P.112
別表!	〔 J リーグ関連スポンサー広告看板設置位置〕P.II3

ユニフォーム要項

第	1	条	〔趣 旨〕P.I	14
第	2	条	〔使用義務〕 ······ P.I	14
第	3	条	〔選手番号〕P.I	14
第	4	条	[アームバンド]P.I	14
第	5	条	〔Jリーグマークおよびチャンピオンマーク等〕················P.I	14
第	6	条	[チームエンブレム] ·······P.I	14
第	7	条	〔メーカー名の表示〕·······P.I	15
第	8	条	〔広告の表示〕 P.I	15
第	9	条	「選手名の表示〕P. I	15

競技場検査要項〔98 年度用〕

日本サッカー協会 基本規程〔抜粋〕

第	5 4	章	登	録		
筆	節	総り			-	
_	第	68 条	· 〔選手登録〕·······		Р.	119
	■第	69 条	〔重複登録の禁止〕		P.	119
	■第	70 条	〔登録区分〕	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	P.	119
1	第	71 条	〔アマチュア選手〕	•••••	·······Р.	119
Ĭ	■第	72 条	〔アマチュア以外の	の選手の遵	守義務〕	119
	第	73 条	[代理人等]	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	Р.	120
笙 ') 許	登録手	信き			
का 4	- AJ ■ 生	豆蚜丁! 74 冬	iii 「選手啓録の方法)		Р.	120
ī	第	75 条	〔登録有効期間〕.		P.	120
ī	■第	76 条	[登録区分変更]·		P.	120
	■第	77 条	〔資格認定等の原見	IJ)	P.	120
	■第	78 条	〔外国籍の選手〕・	•••••	······P.	120
4	§ 5	李	1夕	全		
牙	5 J	早	移	籍		
笋	節	総	則			
_		79 条			P.	121
Ī	■第	80 条	〔移籍の定義〕…		P.	121
	■第	81条	〔移籍の手続き〕・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	P.	121
1	第	82 条	〔公式試合への出場	易資格〕…	P.	121
1	■第	83 条	〔外国への移籍〕・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	P.	122
	■第	84 条	〔代理人等〕	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	P.	122
_ =	■ 第	85 条	〔規程違反〕			122
	第	86 条	[移籍に関する異詞	義等〕	P.	122
笋 '	2 笛	移籍の	毛結さ			
_	■第	87 冬	」M.C 「アマチュア選手が ⁻	アマチュア選	誾手として移籍する場合〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	122
_	■ ポ ■ 第	88 条	「アマチュア以外の)	, 、, ユ, & 巽手がアマヺ	・ュア選手として移籍する場合〕 P .	122
_	■第	89 条	「アマチュア選手とし	して移籍する	り場合の特例〕P.	123
_	■ 第	90 条	[アマチュア選手が]	アマチュア以	J外の選手として移籍する場合〕P.	123
_	第 第	91条	[アマチュア以外の]	選手がアマチ	・ュア以外の選手として移籍する場合〕 ·····P.	123
ı	■第	92 条	〔外国籍選手等の種	多籍〕	Р.	123
	- **		Art . 1 . +++ 244-			
_	3 助	移耤金.	算出基準 (注:B)		P.	LOF
	■ 第	93 余	【週 用」	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		125
	■ 第 ■ 第	94 宋	【昇四刀本】	• • • • • • • • • • • • • • • • • • •	······P .	120
_	■ 第 ■ 第	20米	「粉会の取扱い).		P .	126
	■第	97 冬	「支払方法」	•••••	P.	126
	– 20	J1 X				. 20
第	4 節	トレー	ニング費用請求基準	隼		
	■第	98 条	〔適 用〕	•••••	P.	126
	■第	99 条	〔トレーニング費月	目の金額〕	P.	126
1	■ 筆	100 条	〔支払方法〕			126

第 12 章 懲 罰

則

第1節 総

■ 第 ■ 第 ■ 第 ■ 第	81条〔 82条〔 83条〔 84条〔 85条〔	罰則の種類〕… 規律・フェアプ 理事会の決定の頭 罰金の合算〕… ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ノー委員会の 最終的拘束力〕 豊反行為〕	審議〕		P . 12'	7778
第2節 懲	衛某準						
第 第 1	89 条「	競技会における	韋反行為〕	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	P 12	Q
第二第二	90条〔	警告	·····		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	P 12	8
■第二	91条〔	。 退 場〕	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	······P . [2] ······P . [2] ······P . [2]	8
第 第 1	92冬「	出堤停止処みを終	単り返し た堪る	≙)		D 120	a
■第□	93条〔	その他の違反行	為〕	••••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	P.12	9
■第二	94条〔	国外の競技会には	おける違反行為	為)	•••••	P .125	9
■第二	95条〔	罰 金〕		•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	·····P .12	9
■ 第1	96条〔	都道府県サッカ・	−協会等による	る処罰〕	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	·····P . 125	9
■ 第一	97条(公式競技会におり	ける処罰〕…	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	P.12	9
■第一	98条(懇割基準の連用 / 製器基準)	•••••	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	P . 129	9
■〔別	称氏」()	愁酌奉华)	••••••	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	······ P . 130	U
		本サップ	了一協会	会選手	·契約書	<u> </u>	
	P	本サック 〔プロ追				.	
二		〔プロ遺	€手統-	一契約	書〕	46-24	
		【プロ 道	€手統-	一契約	書〕	P . 13	4
■第	I 条〔i 2 条〔/	【プロ遺 誠実義務〕 履行義務〕	€手統-	一契約	書〕	P.13	4
第二第二	条〔i 条〔/ 条〔/	【プロ資 誠実義務〕 履行義務〕 禁止事項〕	€手統-	一契約	書〕	P.134	4
■ 第 第 第 第 第	条〔 条〔 条〔 4 条〔	【プロ資 誠実義務〕 履行義務〕 禁止事項〕 報酬の算定基準〕	基手統-	一契約	書〕	P . 134	4 5 6
第第第第第第第第第	· 条() · 条条() · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	【プロ資 誠実義務〕 履行義務〕 禁止事項〕 報酬の算定基準〕 費用の負担および	手続 -	一契約	書〕	P . 134	4 5 6 6
第第第第第第	条〔〕 条条〔〕 4 条条条条条条条条条条条	【プロ資 誠実義務〕 履行義務〕 禁止事項〕 報酬の算定基準〕 報酬の負担および 休暇〕	手続 -	一契約	書〕	P . 134	4 4 5 6 6 6
第第第第第第第	条条条() () () () () () () () 	プロラ 誠実義務〕 履行義務〕 際止事項〕 級酬の算定基準〕 報酬の負担および 大 暇〕 疾病および傷害〕	手続 -	一契約	書〕	P . 134 P . 134 P . 135 P . 136 P . 136 P . 136	4 4 5 6 6 6
第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第	条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条	プロラ 誠実義務〕 履行義務〕 優上事項〕 殿 酬の算定基準〕 殿 剛の負担および 実病および傷害〕 実病の肖像等の1	手続 一	一契約	書〕	P . 134 P . 134 P . 135 P . 136 P . 136 P . 136 P . 136	4 4 5 6 6 6 6
第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第	条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条	プロラ 誠実義務〕 履行義務〕 優上事項〕 殿 酬の算定基準〕 殿 剛の負担および 実病および傷害〕 実病の肖像等の1	手続 一	一契約	書〕	P . 134 P . 134 P . 135 P . 136 P . 136 P . 136 P . 136	4 4 5 6 6 6 6
	2 条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条	プロリ 「プロリ 「大きのでは、 「大きのでは、 「大きのでは、 「大きのでは、 「大きのでは、 「大きのでは、 「大きのでは、 「大きのでは、 「大きのでは、 「大きのでは、 「大きのでは、 「大きのでは、 「大きのでは、 「大きのでは、 「大きのでは、 「大きのでは、 「ないでは、 「	手続 -	一契約	書〕	P . 134 P . 135 P . 136	4 4 5 6 6 6 6 7 7
	2 条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条	プロリス では では できる	手続 -	一契約	書〕	P . 134 P . 135 P . 136 P . 137	4 4 5 6 6 6 6 7 7 7
●■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	2 3 4 5 6 7 8 8 9 0 2 3 3 4 4 1 1 1 1 1 1 1	プロリス では できる	美手統一 が用具の使用) が解除〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一契約	書〕	P . 134 P . 136 P . 137 P . 137	445666667778
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	2 3 4 5 6 7 8 9 0 2 3 4 4 5 6 7 8 9 0 2 3 4 4 5	プロリス では できる	美手統一 が用具の使用) が解除〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一契約	書〕	P . 134 P . 136 P . 137 P . 137 P . 137	44566666777788
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	2 3 4 5 6 7 8 9 0 2 3 4 4 5 6 7 8 9 0 2 3 4 4 5	プロリス では できる	美手統一 が用具の使用) が解除〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一契約	書〕	P . 134 P . 136 P . 137 P . 137 P . 137	44566666777788
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	2 3 4 5 6 7 8 9 0 2 3 4 4 5 6 7 8 9 0 2 3 4 4 5	プロリス では できる	美手統一 が用具の使用) が解除〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一契約	書〕	P . 134 P . 136 P . 137 P . 137	44566666777788
●■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	2 3 4 5 6 7 8 9 0 2 3 4 5 6 7 8 9 0 2 3 4 5 6 7 8 9 0 2 3 4 5 6 7	プロリー では、	美手統一 が用具の使用) が解除〕 解除〕 解除〕 系統き〕	一契約	書〕	P . 134 P . 136 P . 137 P . 137 P . 137	4 4 5 6 6 6 6 6 7 7 7 8 8 8 8

日本サッカー協会プロ選手予備契約書 〔トレーニー契約書〕

			〔統一契約締結への努力〕 ······P.143
第	2	条	〔履行義務〕P.143
第	3	条	〔禁止事項〕P.143
第	4	条	〔手 当〕······P. 44
第	5	条	〔有効期間および統一契約締結にともなう解約〕P. 144
第	6	条	〔優先権および移籍〕 ······ P. 44
第	7	条	〔肖像等の使用〕 ······ P. 44
第	8	条	〔解 約〕······P. 44
第	9	条	〔紛争の解決〕······P. 44

関係資料

書式 A 契約更新に関する通知書	. P	.14	16
書式 B 移籍リスト登録申請書······	. P	.14	17
書式 C 最終提示額証明書······	. P	.14	18
專式 D 移籍承諾專発行依頼專······	. р	14	19

社団法人 日本プロサッカーリーグ 定 款

第1章 総 則

第1条〔名 称〕

この法人は、社団法人日本プロサッカーリーグといい、英文では Japan Professional Football League (略称 JPFL) と表示する.

第2条〔事務所〕

この法人は、事務所を東京都港区虎ノ門2丁目10番1号に置く、

第3条〔支 部〕

この法人は、理事会の議決を経て、支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

第4条〔目 的〕

この法人は、財団法人日本サッカー協会の傘下団体として、プロサッカー(この法人の正会員となった団体に所属するサッカーチームが業務として行うサッカーをいう。以下同じ.)を通じて日本のサッカーの水準の向上及びサッカーの普及を図ることにより、豊かなスポーツ文化の振興及び国民の心身の健全な発達に寄与するとともに、国際社会における交流及び親善に貢献することを目的とする.

第5条〔事 業〕

この法人は,前条の目的を達成するために次の事業を行う.

- (1) プロサッカーの試合の主催及び公式記録の作成
- (2) プロサッカーに関する諸規約の制定
- (3) プロサッカーの選手、監督及び審判等の養成、資格認定及び登録
- (4) プロサッカーの試合の施設の検定及び用具の認定
- (5) 放送等を通じたプロサッカーの試合の広報普及
- (6) サッカー及びサッカー技術に関する調査、研究及び指導
- (7) プロサッカーの選手、監督及び関係者の福利厚生事業の実施
- (8) サッカーに関する国際的な交流及び事業の実施
- (9) サッカーをはじめとするスポーツの振興及び援助

- (10) 機関紙の発行等を通じたプロサッカーに関する広報普及
- (II) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

第6条〔種 別〕

この法人の会員は、次のとおりとする、

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または法人
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会した法人で、正会員に準ずる者
- (3) 賛助会員 この法人の事業を援助する個人または法人
- (4) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で総会の議決をもって推薦された者

第7条〔入 会〕

会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

第8条 [入会金及び会費]

- ① 正会員, 準会員または賛助会員になろうとする者は, 総会において別に定める入会 金を納入しなければならない.
- ② 正会員, 準会員または賛助会員は, 総会において別に定める会費を納入しなければならない.
- ③ 個人である正会員または名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。
- ④ 特別の費用を必要とするときは、理事会の議決を経て臨時会費を徴収することができる。

第9条〔資格の喪失〕

会員は,次の事由によって資格を喪失する.

- (1) 退会したとき.
- (2) 禁治産もしくは準禁治産または破産の宣告を受けたとき.
- (3) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または法人である会員が解散したとき。
- (4) 除名されたとき、

第10条〔退 会〕

会員が退会しようとするときは、正会員及び準会員については退会希望日の 12 か月前までに、その他の会員については退会希望日の 2 か月前までに、それぞれ理由を付した退会届を理事長に提出しなければならない。

第 | 1 条 〔除 名〕

- ① 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員現在数の 4 分の 3 以上 の多数による議決を経て、理事長が除名することができる。
 - (1) この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に違反する行為があったとき、
 - (2) この法人の会員としての義務に違反したとき.
 - (3) 会費または臨時会費を6か月以上滞納したとき、
- ② 前項第1号及び第2号の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

第12条〔会費等の不返還〕

退会し、または除名された会員が既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、いかなる事由があっても、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

第 | 3 条 〔役 員〕

この法人には、次の役員を置く、

- (I) 理 事 10名以上 15名以内(うち理事長 1名, 専務理事及び常務理事若干 名)
- (2) 監事 2名

第 14条〔役員の選任〕

- ① 理事及び監事は、総会において選任する。
- ② 理事長, 専務理事及び常務理事は, 理事の互選とする,
- ③ 理事長及び監事は、相互に兼ねることができない、
- ④ 理事のうちには、理事のいずれか I 人及びその親族その他特別の関係ある者の合計 数が、理事現在数の 3 分の I を超えて含まれることになってはならない。
- ⑤ 監事には、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特別の関係があってはならない。

第15条〔理事の職務〕

- ① 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を統括する、
- ② 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序で、その職務を代行する。
- ③ 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐し、日常の業務を処理する、
- ④ 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に 属する事項以外の事項を議決し、執行する。

第16条 [監事の職務]

監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う、

- (1) 法人の財産の状況を監査すること
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること、
- (3) 財産の状況または業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会及び総会または文部大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会または総会を招集すること、

第17条〔役員の任期〕

- ① この法人の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- ② 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- ③ 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わな ければならない。

第 18条〔役員の解任〕

- ① 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、総会において正会員現在数の4分の3以上の多数による議決を経て、理事長がこれを解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき.
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき.
- ② 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う理事会及び総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

第19条〔役員の報酬〕

- ① 役員は、有給とすることができる、
- ② 役員の報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

第20条〔顧 問〕

- ① この法人に、顧問を若干名置くことができる。
- ② 顧問は、この法人の理事であった者の中から総会の推薦により理事長が委嘱する。
- ③ 顧問は、重要事項について理事長または理事会の諮問に応じる、

第21条〔事務局〕

- ① この法人の事務を処理するため、事務局を置く、
- ② 事務局には、事務局長及び職員を置く、
- ③ 事務局長の任免は、理事会の同意を得て理事長が行う、
- ④ 事務局長は、理事をもって充てることができる、
- ⑤ 前各項に定めるもののほか、事務局に関する事項は別に定める。

第5章総 会

第22条〔構 成〕

総会は、正会員をもって構成される。

第23条〔開 催〕

- ① 通常総会は、毎年2月及び6月に開催する、
- ② 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、または正会員現在数の5分の1以上もしくは監事から附議すべき事項を示して請求があったときに開催する。

第24条〔招集〕

- ① 総会は、理事長が招集する、
- ② 総会を招集するには、正会員に対し、附議すべき事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面をもって、開催の日の14日前までに通知しなければならない。

第25条〔議 長〕

通常総会の議長は理事長とし、臨時総会の議長は、その総会において理事長及び出 席正会員の中から選任する。

第26条〔議決事項〕

総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する、

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 財産目録及び貸借対照表に関する事項
- (4) その他この法人の業務に関する重要事項

第27条〔定足数等〕

- ① 総会は、正会員現在数の2分の1以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及びあらかじめ理事会に届け出て承認を得た者を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。
- ② 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第28条〔会員への通知〕

総会において議決した事項は、全会員に通知する、

第29条〔議事録〕

- ① 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 出席正会員の数
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- ② 議事録には、議長のほか、出席正会員のうちからその総会において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 理事会

第30条〔構 成〕

理事会は、第13条第1号の理事をもって構成する、

第31条〔理事会の開催〕

理事会は、年4回以上開催する。ただし、理事長が必要と認めたとき、または理事現在数の3分の1以上から附議すべき事項を示して請求があったときにも開催することができる。

第 32 条〔招 集〕

- ① 理事会は、理事長が招集する、
- ② 理事会を招集するには、理事に対し、附議すべき事項及びその内容並びに日数及び場所を示して、開催の日の10日前までに書面をもって通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、各理事の同意を得て、この期間を短縮することができる。

第 33 条〔議 長〕

理事会の議長は、理事長がこれに当たる.

第34条〔定足数等〕

- ① 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- ② 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第35条〔議事録〕

第29条の規定は、理事会の議事録に準用する。この場合において、同条中「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と、「出席正会員」とあるのは「出席理事」と、「出席正会員のうち」とあるのは「出席理事のうち」と、それぞれ読み替えるものとする。

第7章 実行委員会

第36条〔実行委員会〕

- ① この法人の事業遂行のため、理事会の議決に基づき実行委員会を置く、
- ② 実行委員会の組織、権限及び運営に関する規定は、理事会が定める。

第8章 資産及び会計

第37条〔資産の構成〕

この法人の資産は、次のとおりとする.

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

第38条〔資産の種別〕

- ① この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする、
- ② 基本財産は、次に掲げるものをいう、
 - (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
 - (3) 理事会の議決により運用財産から基本財産に繰り入れられた財産
- ③ 運用財産は、基本財産以外の資産とする、

第39条〔資産の管理〕

この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て 郵便官署もしくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、また国債、公債そ の他確実な有価証券にかえて、理事長が保管する。

第40条 [基本財産の処分の制限]

基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上止むを得ない理由があるときは、理事会及び総会において、理事現在数及び正会員現在数各々の3分の2以上の議決を経、かつ、文部大臣の承認を受けて、その一部に限り、これらの処分をすることができる。

第41条〔経費の支弁〕

この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

第42条〔事業計画及び収支予算〕

この法人の事業計画及びこれにともなう収支予算は、理事長が編成し、理事会及び総会の議決を経て、毎会計年度開始前に、文部大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

第43条〔収支決算〕

- ① この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び 財産増減理由書並びに社員異動状況届とともに、監事の意見を付け、理事会及び総会 の承認を受けて、毎会計年度終了後3か月以内に文部大臣に報告しなければならない。
- ② この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする.

第44条〔特別会計〕

- ① この法人は、事業の遂行上必要があるときは、理事会の議決を経て特別会計を設けることができる。
- ② 前項の特別会計は, 第 42 条の収支予算及び第 43 条の収支決算に計上しなければならない。

第45条〔長期借入金〕

この法人が借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び総会において、理事現在数及び正会員現在数各々の3分の2以上の議決を経、かつ、文部大臣の承認を受けなければならない。

第46条〔新たな義務の負担等〕

この法人は、第40条ただし書及び前条の規定に該当する場合、並びに収支予算で 定めるものを除くほか、新たな義務の負担または権利の放棄のうち重要なものを行お うとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

第47条〔会計年度〕

この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 定款の変更及び解散

第48条〔定款の変更〕

この定款は、理事会及び総会において、理事現在数及び正会員現在数各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部大臣の許可を受けなければ変更することができない。

第49条〔解 散〕

この法人の解散は、理事会及び総会において、理事現在数及び正会員現在数各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部大臣の許可を受けなければならない。

第50条〔残余財産の処分〕

この法人の解散にともなう残余財産は、理事会及び総会において、理事現在数及び 正会員現在数各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部大臣の許可を受けて、財団 法人日本サッカー協会に寄付するものとする。

第 10 章 雑 則

第51条〔書類及び帳簿の備置等〕

- ① この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。
 - (1) 定款
 - (2) 会員の名簿
 - (3) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
 - (4) 財産目録
 - (5) 財産台帳及び負債台帳
 - (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (7) 総会及び理事会の議事に関する書類
 - (8) 処務日誌
 - (9) 官公署往復書類
 - (II) その他必要な帳簿及び書類
- ② 前項第 | 号ないし第 5 号及び第 7 号の書類は永年, 同項第 6 号の帳簿及び書類は 10 年以上, 同項第 8 号ないし第 | 0 号の書類及び帳簿は | 年以上保存しなければならない.

第52条〔細 則〕

この定款の施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て、別に定める。

〔改 正〕 平成4年12月14日

Jリーグ規約

第1章 総則

第 I 条〔Jリーグの目的〕

社団法人日本プロサッカーリーグ(以下「Jリーグ」という)は、日本のサッカーの水準の向上およびサッカーの普及を図ることにより、豊かなスポーツ文化の振興および国民の心身の健全な発達に寄与するとともに、国際社会における交流および親善に貢献することを目的とする。

第2条 [本規約の趣旨]

本規約は、「社団法人日本プロサッカーリーグ定款」(以下「定款」という)に基づき、 Jリーグの組織および運営に関する基本原則を定めることにより、 Jリーグの安定的発展を図ることを目的とする。

第3条〔遵守義務〕

Jリーグの会員およびその役職員ならびにJリーグに所属する選手,監督,コーチ,審判その他の関係者は,Jリーグの構成員として,本規約および財団法人日本サッカー協会(以下「協会」という)の寄附行為ならびにこれらに付随する諸規程を遵守する義務を負う.

第2章 組織

第1節 理 事 会

第4条〔理事会〕

① 理事会は、理事をもって構成する、

- ② 理事会は、理事長(以下「チェアマン」という)がこれを招集し、その議長となる、
- ③ 理事会の権限および運営に関する事項は、定款および本規約に定めるところによる。

第5条 [理事会の権限]

理事会は、 Jリーグの運営に関する次の権限を行使する.

- (1) リーグ運営の基本方針に関する事項
- (2) 正会員たるクラブから選任された実行委員の承認
- (3) 諸規程の制定
- (4) その他定款および本規約に定める事項

第2節 チェアマン

第6条〔チェアマン〕

チェアマンは、 Jリーグを代表するとともに、 Jリーグの業務を管理統括する.

第7条〔チェアマンの権限〕

チェアマンは、Jリーグの運営に関する次の権限を行使する。

- (I) Jリーグ全体の利益を確保するためのJリーグ所属の団体および個人に対する指導
- (2) Jリーグ所属の団体および個人の紛争解決および制裁に関する最終決定
- (3) 実行委員会の招集および主宰
- (4) その他定款および本規約に定める事項

第3節 実行委員会

第8条〔構成〕

実行委員会の委員は、チェアマン、担当理事および正会員たるクラブから I 名ずつ 選任された代表とする。

第9条〔招集〕

実行委員会は、原則として毎月 | 回招集し、その他必要があるごとに随時招集する。

第 [0条 [招集権者および議長]

- ① 実行委員会はチェアマンが招集し、その議長となる。ただし、チェアマンに事故あるときは、理事会が予め指名した理事がこれにあたる。
- ② 委員総数の3分の2以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、チェア

マンは、実行委員会を招集しなければならない、

③ 実行委員会の招集は、予め実行委員会において定めた期日の場合を除き、各委員に対し会日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときはこの限りではない。

第 11 条 〔権 限〕

実行委員会は、 Jリーグの業務執行に関する事項および理事会から委嘱された事項 を審議決定する.

第 12条〔定足数および決議要件〕

実行委員会の決議は、委員現在数の3分の2以上が出席し、その出席委員の過半数をもって行う。

第13条〔代理出席〕

予めチェアマンに届け出て承認を得た者は、委員の代理人として実行委員会に出席し、議決権を行使することができる。

第 | 4 条 〔議事録〕

実行委員会の議事の経過の要領および結果は議事録に記載し,これをJリーグの事務局に保存する.

第 15条〔事務局〕

実行委員会に関する事務は、Jリーグの事務局長が統括する。

第4節 その他の委員会

第 16 条〔専門委員会〕

- ① 実行委員会の下に次の専門委員会を置く.
 - (1) 業務運営委員会
 - (2) 選手委員会
 - (3) ホームタウン委員会
 - (4) 広報委員会
 - (5) 財務企画委員会
- ② チェアマンの下に次の専門委員会を置き、チェアマンがこれを直轄する。
 - (1) 規律委員会
 - (2) 審判委員会
 - (3) 技術委員会
 - (4) スポーツ医学委員会

- (5) 法務委員会
- (6) マッチコミッサリー委員会
- (7) ドーピングコントロール委員会
- ③ 前2項の各専門委員会の組織,権限および運営に関する事項は,理事会が制定する 「専門委員会規程」の定めるところによる。

第5節 事 務 局

第17条〔事務局の設置〕

Jリーグの総会, 理事会および各委員会の事務を処理し, チェアマンの職務の執行 を補佐するとともに, Jリーグの活動に関する諸事項の企画・立案を行うため, 専任 の職員により構成される事務局を置く.

第18条〔事務局の運営〕

- ① 事務局の組織および人事に関する重要事項は、理事会の承認を得てチェアマンが定める。
- ② 事務局の機能,職務その他事務局の運営に関する事項は,チェアマンが制定する「事務局運営細則」の定めるところによる.

第3章 Jクラブ

第19条〔 Jクラブの資格要件〕

Jリーグの正会員および準会員たるクラブ(以下総称して「Jクラブ」という)は、 以下の要件を具備するものでなければならない。

- (I) 日本法に基づき設立された公益法人または発行済株式総数の過半数を日本国籍を 有する者が保有する株式会社であること
- (2) 協会の定めるプロ選手統一契約書に基づく選手契約(以下「統一契約」という)を締結した選手を 15 名以上保有していること
- (3) 協会の加盟チームに関する規定に定める登録種別の 1種, 2種, 3種および 4種に属するチームを有していること
- (4) そのクラブにおける最高水準の競技力を保持するチーム(以下「トップチーム」という)およびトップチームにおいて競技する選手を養成するチーム(以下「サテライトチーム」という)を、双方同時に編成し得ること

(5) 第4章第1節に定める競技場を確保していること

第20条〔入会金および会費〕

- ① 正会員たる J クラブは、 J リーグに対し、次に定める入会金および会費(年会費) を納入しなければならない。
 - (1) 入会金 金6000万円
 - (2) 会 費 総会において別途定める金額
- ② 準会員たる J クラブは、 J リーグに対し、 次に定める入会金および会費(年会費) を納入しなければならない。
 - (1) 入会金 金 2000 万円
 - (2) 会 費 総会において別途定める金額
- ③ 準会員が新たに正会員となる場合には、第 | 項第 | 号に定める入会金を別途納入しなければならない。

第2|条〔」クラブのホームタウン(本拠地)〕

- ① Jクラブは、理事会の承認を得て特定の市町村をホームタウンとして定め、地域社会と一体となったクラブ作りを行い、サッカーの普及および振興に努めなければならない。
- ② 」クラブのホームタウンは、原則として変更することができない。
- ③ やむを得ない事由により、ホームタウンを変更する必要が生じた場合には、変更の日の | 年以上前までに理由を記載した書面により理事会に申請し、その承認を得なければならない。ただし、第 54 条に定める開催期間の途中における申請は認められないものとする。

第22条「」クラブの権益〕

- ① 」クラブは、原則としてそのホームタウンを含む都道府県を活動区域とする。
- ② Jクラブは、活動区域において主管した公式試合に伴う広告料およびテレビ放送権 料等につき、理事会の定めるところにより分配を受けることができる。
- ③ Jクラブは、活動区域におけるサッカースクール、講演その他サッカーに関する諸 行事の開催について、優先的に Jリーグの公認を受けることができる。
- ④ Jクラブがその活動区域内で有料試合の開催を予定している日には、その活動区域内では原則として協会または協会加盟団体の公式試合は行われないものとする.
- ⑤ Jクラブがその活動区域内で有料試合の開催を予定している時間およびその前後2時間を含む時間帯には、原則としてその活動区域内においては、協会が主催または主管する試合のテレビ放送は行われないものとする。
- ⑥ 特別の事情により前2項の定めに抵触する公式試合またはテレビ放送を行う必要がある場合には、これにより不利益を受けるおそれのある」クラブの補償について、Jリーグ、当該 J クラブおよび当該主催団体または協会間で別途協議の上決定するものとする.

第23条〔財務内容の開示〕

- ① 人件費・運営費その他の経費の設定に際しては、当該 J クラブの健全な財政状態の維持に配慮しなければならない。
- ② JクラブはJリーグに対し、各会計年度終了後3か月以内に次の書類を提出しなければならない。
 - (1) 当該会計年度の貸借対照表および損益計算書
 - (2) 主管した試合およびイベント等の収支明細書
- ③ Jリーグは、いつでも代理人を通じて前項の書類を閲覧することができる。
- ④ Jリーグは、Jクラブの事前の同意がない限り、第 I 項の書類を第三者に開示しないものとする。

第24条 [株主の変更等]

- ① JクラブはJリーグに対し、各会計年度終了時における株主名簿の写しを提出しなければならない。
- ② Jクラブは、その発行済株式総数の5%を超える株式について株主が変更する場合には、理事会の承認を得なければならない。

第25条〔役職員等の禁止事項〕

- ① Jクラブの役員または職員は、直接たると間接たるとを問わず、次の事項を行ってはならない。
 - (1) 他のクラブの役員または職員を兼務すること
 - (2) 他のクラブの株式を保有すること
 - (3) 他のクラブまたは他のクラブの役職員との間で金銭貸借、債務保証もしくはこれらに類する契約を締結すること
- ② Jクラブに所属する選手,監督,コーチおよび役員その他の関係者は,公の場において,協会(審判を含む),Jリーグまたは自他のJクラブを中傷または誹謗してはならない。

第26条〔名称および活動区域等〕

① Jクラブの法人名, チーム名および呼称(以下総称して「名称」という) ならびに ホームタウンおよび活動区域は次のとおりとする.

〔正会員〕

法 人 名	チーム名	呼 称	ホームタウン	活動区域
(株)北海道フットボール クラブ	コンサドーレ札幌	コンサドーレ札幌	札幌市	北海道
㈱鹿島アントラーズ・ エフ・シー	鹿島アントラーズ	鹿島アントラーズ	鹿嶋市	茨城県
(株)東日本ジェイアール 古河サッカークラブ	ジェフユナイテッド市 原	ジェフユナイテッド市 原	市原市	千葉県
㈱日立スポーツ	柏レイソル	柏レイソル	柏市	千葉県
(株)三菱自動車フットボ ールクラブ	浦和レッドダイヤモン ズ	浦和レッズ	浦和市	埼玉県
㈱読売日本サッカーク ラブ	読売日本サッカークラ ブ	ヴェルディ川崎	川崎市	神奈川県
日産フットボールクラ ブ(株)	横浜マリノス	横浜マリノス	横浜市	神奈川県
全日空スポーツ(株)	全日空佐藤工業サッカ ークラブ	横浜フリューゲルス	横浜市	神奈川県
㈱湘南ベルマーレ平塚	ベルマーレ平塚	ベルマーレ平塚	平塚市	神奈川県
㈱エスパルス	清水エスパルス	清水エスパルス	清水市	静岡県
㈱ヤマハフットボール クラブ	ジュビロ磐田	ジュビロ磐田	磐田市	静岡県
㈱名古屋グランパスエ イト	名古屋グランパスエイ ト	名古屋グランパスエイ ト	名古屋市	愛知県
㈱京都パープルサンガ	京都パープルサンガ	京都パープルサンガ	京都市	京都府
㈱ガンバ大阪	ガンバ大阪	ガンバ大阪	吹田市	大阪府
大阪サッカークラブ(株)	セレッソ大阪	セレッソ大阪	大阪市	大阪府
㈱ヴィッセル神戸	ヴィッセル神戸	ヴィッセル神戸	神戸市	兵庫県
㈱サンフレッチェ広島	サンフレッチェ広島 F.C	サンフレッチェ広島	広島市	広島県
福岡ブルックス㈱	アビスパ福岡	アビスパ福岡	福岡市	福岡県

〔準会員〕

法 人 名	チーム名	呼称	ホームタウン	活動区域
㈱東北ハンドレッド	ブランメル仙台	ブランメル仙台	仙台市	宮城県
富士通川崎スポーツ・	川崎フロンターレ	川崎フロンターレ	川崎市	神奈川県
マネジメント(株)				

② Jクラブの名称は、原則として変更することができない。ただし、正当な事由がある場合において、理事会の承認を得たときはこの限りではない。

第27条〔準会員〕

準会員には、次の事項に関する権利が認められる。

- (1) リーグカップ戦および J サテライトリーグに参加すること
- (2) オフィシャルスポンサーの協賛金の配分を受けること
- (3) 実行委員会が指定する委員会にオブザーバーとして参加すること
- (4) その他 J リーグが特に指定した事項

第4章 競技

第1節 競 技 場

第28条〔競技場の確保と維持〕

Jクラブは、次条以下に定める要件を具備する競技場を確保し、良好な状態でホームゲームを実施し得るよう、これを維持管理する責任を負う。

第29条〔競技場〕

- ① 競技場は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。
 - (I) ピッチは天然芝であり、原則として縦長 IO5 m、横幅 68 mであること
 - (2) ピッチの外側周囲には、原則としてすべて 1.5 m以上の芝生部分を確保すること (したがって、縦長 108 m以上、横幅 71 m以上の芝生部分を確保すること)
 - (3) ゴールのポストおよびバーは、白色かつ丸形(直径 I2 cm)で、埋込式その他 J リーグが安全性を認定したものであり、鉄製その他ボールを反発するような補強材を使用しないこと
 - (4) ゴールネットは白色であること
 - (5) コーナーフラッグおよびコーナーフラッグポールは、Jリーグ指定のものである こと
 - (6) ラインは幅 12 cmとし、明瞭に引くこと(原則としてペイント方式とする)
- ② フィールド(ピッチおよびその周辺部分)には、選手のプレーに影響を与え、または危険を及ぼすおそれのある物は一切放置もしくは設置してはならない。
- ③ 競技場の観客席は、15,000人以上収容できるものでなければならない。ただし、芝生席は、観客席とはみなされない。

④ 競技場には、平均 1,500 ルクス以上の照度をもつ照明装置を設置しなければならない。

第30条〔競技場付帯設備〕

競技場は、次の各号の付帯設備を備えるものでなければならない、

- (1) 本部室
- (2) 更衣室(温水シャワーが使用でき,かつ,ホームチーム,ビジターチームおよび審判員について各々別個に用意されていること)
- (3) 記録室(ピッチ全体を見渡すことができ、かつ、個室であること)
- (4) 医務室
- (5) ドーピングコントロール室
- (6) 警察・消防控室
- (7) 記者室
- (8) カメラマン室
- (9) 来賓席
- (II) 記者席(ピッチ全体を見渡すことができ、屋根付きで、かつ、手元照明付きの机を備えていること)
- (1) 場内放送設備
- (12) 放送中継用ブース
- (13) スコアボード(原則として電光掲示盤であること)
- (14) メンバー掲示板 (スコアボードでの兼用可)
- (15) リーグ旗およびクラブ旗の掲揚ポール
- (16) 入場券売場
- (17) 飲食物およびサッカー関連グッズ等の販売所

第31条〔照明装置〕

Jクラブは、競技場の照明装置の故障を未然に防止し、かつ、故障箇所をすみやか に修理するための措置を講じるよう努めなければならない。

第32条〔ベンチ〕

- ① ベンチは、原則として次の要件を満たすものでなければならない。
 - (1) ピッチのタッチラインから5メートル以上離れた位置に設置すること
 - (2) 屋根を備えていること(ただし、観客等の視野を妨げるものであってはならない)
- ② ホームチームのベンチは、原則としてメインスタンドからピッチに向かって左側に 設置するものとする.

第33条〔医療施設〕

競技場には、医務室を設置し、かつ、試合開催時には観客等のための医師を待機させなければならない。

第34条 [ビジタークラブのための観客席の確保]

Jクラブは、対戦チームの所属するJクラブ(以下「ビジタークラブ」という)を 応援する観客のために、適正な数の席を確保しなければならない。

第35条〔広告看板の設置〕

- ① 競技場には、Jリーグが指定する位置に、オフィシャルスポンサーが所定のサイズ および枚数の広告看板を掲出することができるスペースを確保しなければならない。
- ② 前項の広告看板以外の広告物等を設置しようとする場合には、事前にJリーグに届け出て承認を得なければならない。

第36条〔競技場における告知等〕

- ① ホームゲームを実施する J クラブ (以下「ホームクラブ」という) は、競技場において、次の各号の事項を告知しなければならない。
 - (1) 選手、審判員およびマッチコミッサリー
 - (2) 選手および審判員の交代
 - (3) 得点者および得点時間(得点直後に)
 - (4) 他の試合の途中経過および結果(得点者および得点時間を含む)
 - (5) 入場者実数
 - (6) 前各号のほか、 Jリーグの指定する事項
- ② ホームクラブは、試合の前後およびハーフタイムに、次の各号の事項を行うことができる。
 - (1) 次の試合の予定の告知
 - (2) 事前に Jリーグに届け出て承認を得た広告宣伝
 - (3) 音楽放送
 - (4) チームまたは選手に関する情報の告知
 - (5) 前各号のほか、 Jリーグの承認を得た事項

第37条〔公式試合開催指定競技場〕

- ① Jリーグは競技場(付帯設備を含む)を検査し,「公式試合開催指定競技場」を定める。
- ② 前項の検査に関する事項は、別途定める「競技場検査要項」による、

第38条〔競技場の視察〕

- ① Jリーグは、試合開催の可否を確認するため競技場を視察することができ、その結果、試合開催が困難であると判断したときは、その旨を遅滞なくチェアマンに報告しなければならない。
- ② チェアマンは、前項の報告を受けたときは、その競技場での試合の実施を中止する 決定を下すことができる。
- ③ 前項の中止の決定およびその通知は、試合開催日の2か月前までにホームクラブに

対して行わなければならない。

第39条〔悪天候の場合のピッチ整備の義務〕

ホームクラブは、降雪または降雨等、悪天候の場合であっても、可能な限りピッチを整備し、その競技場での試合を実施することができるよう最善の努力をしなければならない

第2節 公式試合

第40条〔公式試合〕

- ① Jリーグにおける公式試合(以下「公式試合」という)とは、次の試合をいう。
 - (1) リーグ戦
 - (2) リーグカップ戦
 - (3) 前2号のほか、実行委員会が指定した試合
- ② Jクラブは、公式試合のホームゲームをホームタウンの競技場で実施しなければならない。ただし、業務運営委員会の事前の承認を得た場合は、この限りではない。

第 41 条〔参加義務等〕

- ① Jクラブは、公式試合および協会が開催する天皇杯全日本サッカー選手権大会に参加しなければならない。
- ② Jクラブは、所属選手が、代表チームまたは選抜チーム等の一員に選出された場合、 当該選手をこれに参加させる義務を負う。

第42条〔最強のチームによる試合参加〕

Jクラブは、その時点における最強のチーム(ベストメンバー)をもって前条の試合に臨まなければならない。

第43条〔不正行為への関与の禁止〕

JクラブおよびJクラブの役員、選手、監督、コーチその他の関係者は、方法・形式のいかんにかかわらず、また直接たると間接たるとを問わず、試合の結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に─切関与してはならない。

第44条〔公式試合の主催等〕

- ① 公式試合は、すべて協会およびJリーグが主催(自己の名義において試合を開催すること、以下同じ)し、Jリーグが主管(自己の責任と費用負担において試合を実施・運営すること、以下同じ)する.
- ② Jリーグは、公式試合のホームゲームの主管をホームクラブに委譲する。
- ③ 前項の規定にかかわらず、Jリーグは、ホームタウン以外の競技場で実施する公式

試合を自ら主管することができる。

第45条〔主管権の譲渡〕

JクラブはJリーグの事前の承認を得て、その主管するホームゲームの主管権を、協会に所属する都道府県サッカー協会に対し譲渡することができる。ただし、この場合においても、当該Jクラブは、本規約上の義務を免れるものではない。

第46条〔競技規則〕

公式試合は、すべて国際サッカー連盟(FIFA)および協会の競技規則に従って実施される。

第47条〔届出義務〕

- ① Jクラブは、Jリーグの指定する方法により、次の事項を所定の用紙によりJリーグに届け出なければならない、届出事項に変更が生じた場合も同様とする。
 - (1) 選手
 - (2) 実行委員, 運営委員および広報委員等
 - (3) 監督、コーチ、ドクターおよびマッサー等(以下「チームスタッフ」という)
 - (4) 入場料金の体系 (年間指定席券その他すべての入場券を含む)
- ② 前項第4号の入場料金は、ビジタークラブの観客に対してもホームクラブの観客と平等の条件で設定されなければならない。ただし、ホームクラブのファンクラブ会員または年間指定席券購入者に対する割引その他合理的理由がある場合にはこの限りではない。

第48条〔出場資格〕

- ① 協会の「選手登録に関する規定」に基づき協会への選手登録を完了した選手のみが、 公式試合における出場資格をもつ。
- ② 選手は、公式試合出場に際し、協会の発行する選手証を持参しなければならない。

第49条〔ユニフォーム〕

- ① リーグ戦および J リーグが指定した試合においては、業務運営委員会が承認したユニフォームを使用しなければならない。
- ② 前項のユニフォームには、メンバー提出用紙に記載された選手番号が明確に表示されていなければならない。
- ③ チームのキャプテンは、キャプテンであることを明確に表示するアームバンドを着用しなければならない。
- ④ ユニフォームに関する事項は、業務運営委員会が制定する「ユニフォーム要項」の 定めるところによる.

第50条〔試合球〕

公式試合の試合球は、Jリーグが、協会検定球の中から認定する。

第51条〔」クラブの責任〕

- ① ホームクラブは、選手、チームスタッフ、実行委員、運営委員、広報委員、審判員 および観客等の安全を確保する責任を負う。
- ② ホームクラブは、観客が試合の前後および試合中において秩序ある適切な態度を保持するよう努める義務を負い、ビジタークラブはこれに協力しなければならない。

第52条〔選手の健康管理およびドクター〕

- ① Jクラブは、日本国医師免許を保有する専属のドクターを置き、当該 J クラブの責任において選手の健康管理を行わなければならない。
- ② 前項の健康管理における医学的検査の項目は、協会のスポーツ医学委員会が定める メディカルチェック項目(内科・整形外科的検査、血液検査、尿検査、レントゲン検 査、運動負荷検査、体力検査)とする。
- ③ 」クラブは、すべての試合に、ドクターを同行しなければならない。
- ④ ドクターは、選手が試合中または練習中に負傷した場合には、可及的すみやかに J リーグに対し「Jリーグ傷害報告書」を提出しなければならない。
- ⑤ 2か月以上の休養を必要と判断される重症例,生命に危険がある重篤例,および診断が後日変更された例については,「Jリーグ公式戦傷害経過報告書」を I か月以内に Jリーグ事務局に提出しなければならない.

第53条〔負傷した選手の活動再開の制限〕

- ① Jクラブは、選手が試合中に負傷して退場した場合において、その傷害が頭部その 他特に慎重な配慮を要する部位に生じたものであるときは、医師の承認を得なければ、 当該選手の選手としての活動を再開させてはならない.
- ② 前項の傷害が練習中に生じた場合においても同様とする.

第3節 試合の運営

第54条〔リーグ戦・リーグカップ戦の開催期間〕

リーグ戦およびリーグカップ戦は、原則として毎年3月から11月までの間に実施する。

第55条〔公式試合の開催〕

- ① 公式試合の試合日程は、次の事項を考慮のうえ業務運営委員会が作成し、実行委員会の審議を経て理事会が決定する。
 - (1) 開幕権は前シーズンの順位上位チームに与えられること
 - (2) 試合開催が特定の地域に集中しないこと
 - (3) 同一大会でアウェイゲームが3試合以上連続しないこと

② 公式試合は、原則として土曜日または水曜日に開催されるものとする

第56条〔試合日程の遵守〕

Jクラブは、前条により定められた公式試合の開催日、キックオフ時刻および開催 地等の試合日程を遵守しなければならない。

第57条〔試合の日時または場所の変更〕

- ① 公式試合の開催日、キックオフ時刻または開催地の変更は、次の手続きに従い決定する。
 - (I) ホームクラブが J リーグ事務局に対し、変更しようとする開催日の 30 日前まで に所定の用紙により申請する
 - (2) 業務運営委員会は、申請を受けた変更理由を審議のうえ、変更される開催日の 20日前までに、変更の可否を、ホームクラブおよびビジタークラブの双方に通知 する
- ② 前項の手続きが行われない場合、ビジタークラブは、当該変更を拒否することができる。
- ③ やむを得ない特別の事情がある場合において、ホームクラブの申請に基づきチェアマンが承認したときは、前2項の規定にかかわらず、開催の日時または場所を変更することができるものとする。

第58条 [特別の事情による変更]

Jクラブは、協会または Jリーグにおいて特別の事情がある場合には、日程等の変更に応じなければならない。

第59条〔同日開催の制限〕

公式試合は,原則として,同一日に同一競技場で2試合以上行ってはならない。

第60条〔抱き合わせ開催の禁止〕

公式試合は、 Jリーグまたは協会以外の第三者が主催するサッカーその他のスポーツの試合またはイベント等と抱き合わせで開催してはならない。

第61条〔マッチコミッサリー〕

- ① マッチコミッサリーは、実行委員会が推薦し、理事会が承認した後、チェアマンが任命し、各公式試合に派遣される。
- ② マッチコミッサリーは、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) キックオフ時刻の 120 分前までに競技場に到着すること
 - (2) キックオフ時刻の 70 分前に双方のチームの監督, 実行委員, 運営委員, および 審判員を集め, 留意事項等を確認すること. ただし, ビジタークラブの実行委員, 運営委員については代理出席を認める.
 - (3) 試合終了後24時間以内にJリーグ宛に「マッチコミッサリー報告書」を発信す

ること

- (4) 試合の中断または競技中の悪質な違反による退場等の重大な事項が発生した場合に、所定の手続きにより「緊急報告書」をすみやかにチェアマンに提出すること
- (5) 裁定委員会または規律委員会より出席を求められた場合に、これに出席し報告すること
- (6) 前各号のほか、別途チェアマンの定める事項を行うこと

第62条〔試合の中止の決定〕

試合の中止は、主審が、マッチコミッサリーおよびホームクラブの実行委員と協議のうえ決定する。ただし、主審が到着する前にやむを得ない事情により試合を中止する場合は、マッチコミッサリーおよびホームクラブの実行委員が協議のうえ決定する。

第63条〔不可抗力による開催不能または中止〕

公式試合が、悪天候、地震等の天災地変または公共交通機関の不通その他いずれの チームの責にも帰すべからざる事由(以下「不可抗力」という)により開催不能また は中止となった場合には、その勝敗の決定方法は、実行委員会において協議のうえ決 定する。

第64条〔敗戦とみなされる場合〕

公式試合が一方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止となった場合には、その帰責事由あるチームは、0対3で敗戦したものとみなされる。

第65条〔試合結果の報告〕

ホームクラブの実行委員は、所定の手続きに従い公式記録および試合運営報告書を

Jリーグ事務局に提出しなければならない。

第66条〔試合実施要項〕

公式試合の運営に関する事項は、業務運営委員会が制定する「試合実施要項」の定 めるところによる.

第67条 〔規律委員会による処分〕

次の各号のいずれかに該当する者に対する処分は,規律委員会において審議決定する.

- (1) 退場を命じられた者
- (2) 警告を受けた者
- (3) 前2号に相当する不正な行為を行った者

第4節 非公式試合

第68条〔有料試合の開催〕

- ① すべての有料試合は、事前にJリーグに所定の申請書を提出し、Jリーグおよび協会の承認を得なければ開催することができない。
- ② 前項の試合の開催日については、公式試合の日程が優先する。
- ③ 第1項の開催申請書の提出期限は、原則として開催日の3か月前までとする。

第69条〔外国チームとの試合等〕

Jクラブが外国のサッカーチームと試合を行う場合は、試合の場所が国内であるか 国外であるかにかかわらず、事前に Jリーグおよび協会の承認を得なければならない。

第70条〔興行等への参加禁止〕

Jクラブ、選手、監督およびコーチは、事前にJリーグの承認を得ない限り、Jリーグまたは協会以外の第三者が主催するサッカーその他のスポーツの試合またはイベント等に参加してはならない。

第71条〔救済試合〕

救済試合は、傷害または疾病により選手としての活動が不可能となった有望な選手 を、経済的窮状から救済することを目的として開催する。

第72条〔引退試合〕

引退試合は、公式試合および天皇杯全日本サッカー選手権大会において通算 500 試合以上の出場実績を達成した選手またはJリーグで活躍し、Jリーグの発展に著しく貢献した選手を対象として開催する。

第73条〔救済試合および引退試合の開催手続等〕

- ① 救済試合および引退試合は、当該選手の現所属クラブまたは元所属クラブが、事前にJリーグに所定の申請書を提出し、実行委員会の承認を得なければ開催することができない。
- ② 救済試合および引退試合の開催地は、原則として当該試合の開催クラブのホームタウンとする.
- ③ 救済試合および引退試合は、前2条に定める理由がある場合に、選手 | 名につき | 回に限り開催することができる.

第74条〔慈善試合〕

- ① Jクラブは、被災者、病者、孤児等の困窮者の救済その他の社会還元を目的として、 人道的見地に基づき、慈善試合を開催することができる。
- ② 前条第1項および第2項の規定は、前項の場合に準用する.

第5節 試合の収支

第75条〔公式試合の費用負担〕

ホームクラブは、ホームゲームからの収入を受領し、その試合の開催に要する次の費用(以下総称して「必要経費」という)を負担する。

- (1) 運営人件費
- (2) 競技場使用料(付帯設備使用料を含む)
- (3) 競技場仮設設備設置費用 (テント設営料等)
- (4) 入場券・招待券の印刷費
- (5) 入場券販売手数料
- (6) 広告宣伝費
- (7) チームスポンサーの看板等の費用 (競技場への掲出料を含む)
- (8) その他の運営に係わる費用

第76条〔」リーグ主管試合の収入の配分〕

Jリーグが主管する公式試合の収入は,理事会が制定する「公式試合出場料規程」 の定めるところに従い, Jクラブに配分する。

第77条〔救済試合、引退試合および慈善試合の損益の配分〕

- ① 救済試合および引退試合の損益の配分については、 Jリーグと当該試合の開催 Jクラブとの協議により決定する。 ただし、総収入から必要経費を控除した純益は、原則として対象選手が受領することができるものとする。
- ② 慈善試合の損益の配分については、Jリーグと当該試合の開催クラブとの協議により決定する。ただし、総収入から必要経費を控除した純益は、原則として慈善試合の目的である救済事業等のために使用されなければならない。

第78条〔不可抗力による試合中止等の場合の費用の負担〕

すでに何らかの経費が発生している公式試合が、不可抗力により開催不能または中止となった場合には、ホームクラブにおいて発生した第75条第1号ないし第4号の費用および入場料金払戻し手数料ならびに双方のクラブにおいて発生した交通費・宿泊費はJリーグが負担する。

第79条〔帰責事由あるクラブの費用の補償〕

- ホームクラブの責に帰すべき事由により公式試合が開催不能または中止となった場合、ホームクラブは、ビジタークラブに発生した交通費・宿泊費を補償しなければならない。
- ② ビジタークラブの責に帰すべき事由により公式試合が開催不能または中止となった

場合, ビジタークラブは, ホームクラブに発生した第75条第1号ないし第8号の費用および入場料金払戻し手数料ならびに交通費・宿泊費を補償しなければならない。

第80条〔納付金〕

ホームクラブは、協会が指定する試合の入場料収入の5%相当額を、その試合の属する大会が終了した後30日以内に、協会に納付しなければならない

第81条〔収支報告〕

公式試合の収支報告は、その試合の属する大会が終了した後 30 日以内に、「試合収支決算書」および「大会収支決算書」を Jリーグ事務局に送付することにより行う

第82条〔遠征費用〕

- ① 遠征に要する交通費・宿泊費については、理事会が制定する「旅費規程」の定めるところによる。
- ② ホームクラブの都合によりホームタウン以外の競技場で試合を実施したことにより 発生したビジタークラブの交通費・宿泊費の増額分はホームクラブが負担する.

第6節表彰

第83条〔リーグ表彰〕

Jリーグは、リーグ戦およびリーグカップ戦に関し、チーム、選手、監督および審判員等の表彰を行う。

第84条〔功労者表彰〕

- ① Jリーグは、Jリーグの発展に功労のあった者に対し、記念品等を贈呈して表彰することができる。
- ② 前項の表彰を受ける者は、チェアマンの推薦に基づき理事会が決定する。

第85条〔表彰規程〕

前2条に基づく表彰に関する事項は、理事会が制定する「表彰規程」の定めるところによる。

第86条〔特別表彰〕

第83条および第84条に定める表彰のほか特に表彰を必要とする場合は、理事会の定めるところによる。

第5章 選 手

第87条〔誠実義務〕

- ① 選手は、協会の寄附行為および本規約ならびにこれらに付随する諸規程を遵守する とともにJクラブの諸規則を遵守し、Jクラブとの間に締結した契約を誠実に履行し なければならない。
- ② 選手は、自己の能力を最大限に発揮するため、常に最善の健康状態の保持および運動能力の維持・向上に努めなければならない。

第88条〔履行義務〕

選手は、次の各事項を履行する義務を負う.

- (1) Jクラブの指定するすべての試合および研修ならびに協会およびJリーグの指定する試合および研修への参加
- (2) Jクラブの通常のスケジュールのトレーニングならびに特別に指定されたトレーニングおよび合宿を含むトレーニングへの参加
- (3) Jクラブの指定するミーティングおよび試合の準備に必要な行事への参加
- (4) Jクラブの指定する医学的検診, 注射, 予防処置および治療処置への参加
- (5) Jクラブの指定する広報活動およびファンサービス活動への参加
- (6) 副業に関する事前のJクラブの同意の取得
- (7) 合宿. 遠征等に際しての J クラブの指定する交通機関および宿泊施設の利用
- (8) 居住場所に関する事前の J クラブの同意の取得
- (9) その他 J クラブが必要と認めた事項

第88条の2 [ドーピングの禁止]

- ① Jリーグは、選手の健康を保持するとともに試合の公正な実施を確保するため、ドーピングを禁止し、ドーピングテストを実施する.
- ② 選手は、 Jリーグからドーピングテストの対象として指名された場合、これを拒否 することはできない.
- ③ ドーピングの定義、ドーピングテストの手続き、違反者に対する罰則その他ドーピングに関する事項は、理事会が制定する「ドーピング禁止規程」の定めるところによる。
- ④ 「ドーピング禁止規程」に違反した選手または J クラブに対しては、同規程の定めるところに従い、制裁を科すことができる。

第89条〔禁止事項〕

選手は、次の各行為を行ってはならない。

- (1) Jクラブ、協会およびJリーグの内部事情の部外者への開示
- (2) 試合およびトレーニングに関する事項(試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニングの内容等)の部外者への開示
- (3) Jクラブ、協会およびJリーグの承認が得られない広告宣伝・広報活動への参加もしくは関与
- (4) Jクラブとの契約の履行の妨げとなる内容の第三者との契約の締結
- (5) Jクラブの事前の同意を得ない, 第三者の主催するサッカーまたはその他のスポーツの試合への参加
- (6) 試合の結果に影響を与える不正行為への関与
- (7) その他 J クラブにとって不利益となる行為

第90条〔費用の負担および用具の使用〕

- ① 選手が J クラブのために旅行する期間の交通費・宿泊費は、 J クラブが負担する。
- ② 選手が試合およびトレーニングに使用する用具のうち、ユニフォーム一式およびトレーニングウェアは、 J クラブが支給したものを使用しなければならない。

第 9 1 条〔疾病および傷害〕

選手は、疾病または傷害に際してはすみやかにJクラブに通知し、Jクラブの指示に従わなければならない。

第92条〔選手契約〕

- ① Jクラブと統一契約を締結した選手の移籍に関する権利および義務は、すべて当該 Jクラブに帰属する。
- ② Jクラブは、選手との統一契約の締結に際し、契約の期間満了後に移籍金なく他クラブへ移籍できる旨、または移籍に際し、移籍金の一部もしくは全部を選手本人に支払う旨の特約を付してはならず、その他本規約または「選手移籍に関する規定」の趣旨に反する約定を行ってはならない。
- ③ Jクラブは、選手と締結したすべての契約書の写しを Jリーグに提出しなければならない。
- ④ Jリーグは、Jクラブの事前の同意がない限り、前項の写しを第三者に開示しない ものとする。

第93条〔選手の報酬等〕

- ① Jクラブは選手に対し、前条第3項に基づき Jリーグに提出した契約書に記載され た報酬以外の金銭または利益を名目のいかんを問わず供与してはならない。
- ② Jクラブは、選手の技能、報酬総額その他の事情を勘案したうえ、当該選手の能力を最も発揮し得るように、基本給、出場給および特別給の割合を設定するよう努めなければならない。

第94条〔支度金〕

Jクラブが、新規採用した選手または移籍した選手に対し、支度金を支払う場合は、 理事会が制定する「支度金支給基準規程」の定めるところによる。

第95条〔代理人等〕

Jクラブと選手との契約に関し、弁護士、FIFA選手代理人以外の者は、代理人、仲介人等名称のいかんにかかわらず、かつ、直接であると間接であるとを問わず、一切関与してはならない。

第96条〔未成年者〕

選手が、契約締結時に未成年である場合には、契約の締結について法定代理人の同意を得なければならない。

第97条〔選手の肖像等の使用〕

- ① 選手は、サッカー活動中の選手の肖像、映像、氏名等(以下「選手の肖像等」という)が報道、放送されることおよび当該報道、放送に関する選手の肖像等につき何ら 権利を有するものでない。
- ② 選手は、Jクラブから指示があった場合、Jクラブ、協会およびJリーグの広報・広告宣伝活動に使用するための素材制作(肖像写真撮影、フィルム・ビデオ撮影、インタビュー録音等)に、原則として無償で応じなければならない。
- ③ Jクラブは、選手の肖像等を、Jクラブ、協会およびJリーグの広報・広告宣伝活動のために無償にて使用することができるものとする。
- ④ 選手は、テレビ・ラジオ番組もしくはイベント等への出演または新聞・雑誌記事も しくは広告宣伝・販売促進活動等への関与については事前にJクラブの書面による承 諾を得なければならない。
- ⑤ 前項の出演または関与に際しての対価の分配は、 J クラブと選手が協議して定める.

第98条〔契約に関する紛争の解決〕

Jクラブと選手との間の契約の解釈または履行に関し、Jクラブと選手との間に紛争が生じたときは、Jクラブおよび選手が、その都度、誠意をもって協議の上解決するよう努めなければならない。

第6章 登録および移籍

第1節 登 録

第99条 (協会の登録に関する規定の遵守)

Jクラブは、協会の「選手登録に関する規定」を遵守し、同規定に従い協会への選手登録を行わなければならない。

第100条〔未登録の選手〕

Jクラブは、前条の選手登録をしていない選手を公式試合に出場させてはならない。

第2節 移 籍

第 101 条 (協会の移籍に関する規定の遵守)

Jリーグに所属する選手の移籍は、協会の「選手移籍に関する規定」に従って行わなければならない。

第102条〔契約更新の通知〕

Jクラブが、現に所属する選手との統一契約を更新(優先契約権の行使を含む)しようとするときは、契約期間満了日の属する年の前年の □ 月 30 日(日曜その他の休日である場合はその前日、以下も同様とする)までに、選手に対し、契約条件を明示した書面により、その旨を通知しなければならない。

第103条〔専属交渉期間〕

Jクラブが前条の通知をした場合、同年 | 2月 | 日から | 2月 3| 日までの期間は、現 Jクラブとの専属交渉期間とし、この期間内においては、当該選手は他の Jクラブと移籍に関する交渉を行ってはならず、かつ、他の Jクラブも、当該選手と移籍の交渉その他一切の接触をしてはならない。

第104条〔通知の効果〕

- ① 第 102 条による更新の通知の内容が現在の契約条件を下回らない場合において,通知を受けた選手が同年 12 月 31 日までに諾否の通知をしなかったときは、当該契約条件をもって契約を更新することを承諾したものとみなす。
- ② 第 102 条による更新の通知の内容が現在の契約条件を下回る場合において、通知を受けた選手が同年 12 月 31 日までに諾否の通知をしなかったときは、当該契約条件をもって契約を更新することを拒絶したものとみなす。

第 105 条〔移籍リストへの登録〕

選手がJクラブが通知した契約条件による契約更新を拒絶した場合(選手が自ら引

退を表明した場合および前条第2項により拒絶したものとみなされる場合を含む)には、 Jクラブは、当該選手を、遅くとも翌年 | 月第 | 金曜日(ただし、その日が Jリーグ事務局の営業日でない時は、翌週の金曜日)までに、「移籍リスト」に登録申請しなければならない。

第 106 条 〔他のクラブとの自由交渉権〕

「移籍リスト」に登録された選手は、以後自由に他のJクラブと移籍に関する交渉を行う権利(以下「自由交渉権」という)を有する。

第107条〔元のクラブとの交渉権の喪失〕

- ① 「自由交渉権」を取得した選手は、以後、現に所属するクラブに対し、契約更新に関する交渉を申し入れることはできない。ただし、現に所属する J クラブから当該選手に対する交渉の申し入れについてはこの限りではない。
- ② 前項ただし書により再度の交渉を申し入れる場合、現に所属する J クラブは、当初に提示した報酬額を減額することができる。

第108条〔優先契約権の行使〕

Jクラブが、適法に優先契約権を行使した場合には、その通知が選手に到達した日に、当該通知に記載された内容をもって、契約更新の合意が成立したものとみなす。

第 109 条〔更新を希望しない場合〕

- ① Jクラブが、選手との契約更新を希望しない場合には、契約期間満了日の属する年の前年の II 月 30 日までに、書面により、その旨を通知しなければならない。
- ② 前項の場合、Jクラブは当該選手を、同年 |2月 |日以降可及的すみやかに「移籍リスト」に登録するものとする。

第 110条〔最終提示額証明書〕

- ① Jクラブは、現に所属する選手との契約を更新しないことが確定したときは、ただちに、当該選手との契約更新に関する交渉において最終的に提示した報酬額(基本給の年額および出場給の総額、以下も同様とする)を明記した書面(以下「最終提示額証明書」という)を、当該選手に対し発行しなければならない。
- ② 前条第 | 項の場合、「最終提示額証明書 | に記載する金額は、いずれも0とする。

第 111 条〔移籍リストの運用〕

- ① 「移籍リスト」には、選手の氏名、生年月日、現在(または最終)の所属 J クラブ の名称、契約終了時期および登録日を記載するものとする。
- ② 「移籍リスト」への登録および抹消の手続きは、「移籍リスト登録申請書」によるものとする。

第 112 条〔移籍承諾書発行依頼書〕

選手の報酬および移籍金について合意が成立したときは、移籍先クラブは移籍元クラブに対し、「移籍承諾書発行依頼書」を提出する。

第7章 監督およびコーチ

第113条〔トップチームの監督〕

」クラブのトップチームは、監督として、協会が認定したS級コーチライセンスを 保有する者を置かなければならない。

第 | | 4 条 [トップチーム以外の監督またはコーチ]

Jクラブのトップチーム以外のチームは、監督またはコーチとして、協会が認定した次の各号に定めるコーチライセンスを保有する者をⅠ名以上置かなければならない。

- (1) サテライトチーム: B級以上
- (2) 2種. 3種および4種チーム: C級以上

第115条〔例 外〕

次の要件を具備する者は、事前に協会およびJリーグの承認を得た場合に限り、例 外として、前2条に定める監督またはコーチとなり得る。

- (I) 外国における経験に照らし前2条に定めるコーチライセンスと同等以上の資格を 有していると認められること
- (2) 指導者としてふさわしい人格, 識見を有すること

第 116条〔研修への参加義務〕

すべての監督またはコーチは、協会またはJリーグが指定する研修会に参加しなければならない。

第117条〔選手兼務の禁止〕

監督およびコーチは、選手として登録することはできない、

第 118 条〔契約等〕

- ① Jクラブは、監督およびコーチと書面による契約を締結した場合は、その写しを J リーグに提出しなければならない。
- ② 監督およびコーチは、同一期間に複数のクラブと契約を締結することはできない。
- ③ 第97条〔選手の肖像等の使用〕第1項ないし第5項の規定は、監督およびコーチについて、これを準用する。

第 119条〔守秘義務〕

監督およびコーチは、職務の遂行を通じて知り得た協会、 Jリーグまたは J クラブの秘密ないし内部事情を、第三者に開示または漏洩してはならない。

第8章 審 判

第 120 条〔資格要件〕

- ① 公式試合の主審および副審(以下総称して「審判」という)は、協会の認定する I 級審判員の資格を有する者でなければならない。
- ② 外国における経験に照らし前項に定める審判資格と同等以上の資格を有していると認められる者は、事前に協会の承認を得た場合に限り、例外として前項に定める審判となり得る。
- ③ 公式試合の予備審判員は、協会の認定する2級以上の審判資格を有するものでなければならない。

第 | 2 | 条 [指 名]

- ① Jリーグは、協会の審判委員会に対し、原則として主審 20 名および副審 50 名の指名を要請するものとする。
- ② 前項の指名は、1年ごとに行われるものとする。ただし、期間途中における追加、変更および主審・副審間の変更を妨げない。

第 122条 〔審判の服装および用具〕

審判は、Jリーグが指定する服装および用具を使用しなければならない。

第 123 条〔身分証〕

審判は、 Jリーグが交付する身分証を携帯するものとする.

第 | 24 条〔手当等〕

審判に対する手当および交通費・宿泊費は、それぞれ「試合実施要項」および「旅費規程」の定めるところによる。

第 125 条 〔保 険〕

Jリーグは、審判の、試合中および試合の前後(試合のための移動途中を含む)に おける事故に備えるため、Jリーグの費用負担において保険措置を講ずるものとする.

第9章 収益事業

第1節 各種の事業

第126条〔収益事業〕

Jリーグは、サッカーの普及および振興を促進するため、サッカーの試合の開催に加え、各種の付随的事業を行うものとし、各 J クラブはこれに積極的に協力するものとする。

第 127条〔テレビ・ラジオ放送権〕

- ① 公式試合のテレビ・ラジオ放送権は、すべてJリーグに帰属する。
- ② 前項の放送権の取扱いについては、理事会において定める。

第 128 条 〔その他の事業〕

Jリーグは、前2条に定める事業のほか、次の各号の事業を行うものとする。

- (1) サッカー用具の認定および検定に関する事業
- (2) 広報・出版に関する事業
- (3) その他理事会において定める事業

第 129 条〔 」リーグ・スポンサー〕

公式試合のスポンサーシップに関する事項については、理事会において定める。

第130条〔収入の配分〕

前4条の事業に基づく収入は、予め定められた比率により、Jクラブに配分する、

第2節 商品化に関する基本原則

第 | 3 | 条〔定 義〕

本節における用語の意義は、次の各号に定めるところによる、

(I) マーク等 JリーグまたはJクラブの名称, ロゴ, マーク, キャラクター, 紋章, 意匠, 商標その他JリーグまたはJクラブを表示するもの

- (2) 商品化権 マーク等を使用して商品を製造・販売する権利
- (3) 「ケース・」」 」リーグのみのマーク等を使用して商品を製造・販売する場合
- (4) 「ケース・J+18クラブ」 JリーグおよびすべてのJクラブのマーク等を使用 して商品を製造・販売する場合
- (6) 「ケース・ | クラブ」 ある単一の J クラブのみのマーク等を使用して商品を製造・販売する場合

第132条〔商品化権の帰属〕

- ① マーク等の商品化権の帰属は、原則として次のとおりとする。
 - (I) 「ケース・J」および「ケース・J+18 クラブ」は、Jリーグに専属的に帰属する。
 - (2) 「ケース・J+ | クラブ」は、Jリーグおよび当該 J クラブに帰属する。
 - (3) 「ケース・1クラブ」は、当該 Jクラブに帰属する.
- ② JリーグおよびJクラブは、それぞれのマーク等を自己の費用負担と責任において 開発・登録・管理するものとする。

第 133 条 〔商品化権の実際上の運用基準〕

前条の規定にかかわらず、マーク等の商品化権の実際上の行使は次のとおりとする。

- (I) 「ケース・J」,「ケース・J+I8クラブ」および「ケース・J+Iクラブ」は, Jリーグのみが行使する.
- (2) 「ケース・ | クラブ | は、 J クラブのみが行使する、
- (3) Jリーグは,前2号の商品化権を第三者に許諾することができるものとする.ただし,この場合,当該第三者がJクラブに対し商品を低廉な優遇価格で販売することを条件とする.

第134条 [事前の通知と承認]

Jクラブおよび前条第3号に基づき許諾を受けた第三者は、商品化に先立ち、各商品ごとにその素材、形状等をJリーグに通知し、その承認を得るものとする。

第 135 条〔業務運営委員会による審議〕

前条に基づく承認の可否については、「業務運営委員会」において審議するものとする.

第 136条〔肖像等〕

① Jリーグは、Jクラブ所属の選手、監督、コーチ等(以下「選手等」という)の肖像、氏名、略歴等(以下「肖像等」という)を包括的に用いる場合に限り、これを無償で使用することができるものとする。ただし、特定の選手等の肖像等のみを使用する場合には、その都度、事前にJクラブと協議し、その承認を得るものとする。

② Jリーグは、前項の権利を第三者に許諾することができる。

第 137 条〔収入の配分〕

商品化権の行使による Jリーグの収入は、予め定められた比率により、 Jクラブに配分する.

第 10 章 紛 争 解 決

第1節 裁定委員会

第 | 38 条〔設 置〕

本規約に関連する紛争の解決および本規約に基づく制裁に関するチェアマンの諮問機関として裁定委員会を設置する。

第 139 条〔組織および委員〕

- ① 裁定委員会は、5名以内の委員をもって組織する、
- ② 委員は、サッカーに関する経験と知識を有し、または学識経験を有する者で、公正 な判断をすることができる者のうちから、理事会の同意を得てチェアマンが任命する.
- ③ 委員は、Jリーグの理事もしくは事務局職員またはJクラブの役員もしくは職員を 兼ねることができない。
- ④ 委員は、非常勤とする。

第140条〔委員の任期〕

- ① 委員の任期は2年とし、再任されることができる。
- ② 委員に欠員が生じた場合に、補欠として任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 | 4 | 条 〔委員長〕

- ① 裁定委員会に委員長を置く.
- ② 委員長は、委員が互選する、
- ③ 委員長は、裁定委員会を代表し、議事その他の会務を主宰する、
- ④ 委員長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

第 142 条 〔事務局〕

裁定委員会の事務を処理させるため、裁定委員会に事務局を置く.

第 143 条〔裁定委員会規程〕

裁定委員会の運営に関する事項は、本規約に定める事項を除き、理事会が制定する 「裁定委員会規程」の定めるところによる。

第2節 チェアマンの決定

第144条「チェアマンの決定を求める申立]

- ① Jリーグに所属する団体および個人は、次の事項につき、チェアマンの決定を求めることができる。
 - (1) 選手の契約に関する J クラブと選手との間の紛争
 - (2) 選手の移籍に関する J クラブ相互間または J クラブと選手との間の紛争
 - (3) 前2号のほか、本規約上の権利・義務に関する紛争
- ② 前項によりチェアマンの決定を求めようとする者は、「裁定委員会規程」の定めるところにより、裁定委員会に対し申立書を提出しなければならない。

第 145条〔裁定委員会の答申〕

前条第2項による申立があったときは、まず裁定委員会が申立の内容について調査・審理した上、チェアマンに対し、書面により裁定案を答申するものとする。

第 146条〔チェアマンの決定〕

チェアマンは、前条の答申を十分に尊重し、かつ、 Jリーグ全体の利益を考慮した 上、申立に対する決定を下すものとする.

第 | 47条 [和 解]

申立があった後、当事者が和解した場合において、裁定委員会がその和解の内容を相当と認めたときは、その和解の内容をもって最終解決とする。

第 11 章 制 裁

第1節総則

第 148 条 〔チェアマンによる制裁および調査〕

- ① チェアマンは、 Jクラブまたは Jクラブに所属する個人(選手,監督,コーチ,役員その他の関係者を含む、以下同じ)が、本規約または本規約に付随する諸規程に違反したときは、制裁を科すことができる。
- ② チェアマンは、前項の制裁を科すに際し、自ら、または裁定委員会もしくは関連する専門委員会に委任して、事実関係の調査を行うことができる。
- ③ 前項の調査の対象となった J クラブまたは J クラブに所属する個人は、当該調査に協力しなければならない。
- ④ Jクラブに対する制裁の種類は次のとおりとし、これらの制裁を併科することができる。
 - (1) 譴 責 始末書をとり、将来を戒める
 - (2) 除 名 Jリーグから除名する (ただし, 総会において正会員現在数の 4 分 の 3 以上の多数による議決を要する)
- ⑤ Jクラブに所属する個人に対する制裁の種類は次のとおりとし、これらの制裁を併 科することができる。
 - (1) 譴 責 始末書をとり、将来を戒める
 - (2) 資格停止 始末書をとり、違反行為 | 件につき | 年以内の期限を付して、公式 試合の出場資格を停止する
 - (3) 無期限の資格停止 期限を定めないで公式試合の出場資格を停止する

第 149条 [制裁金の併科]

- ① チェアマンは、Jクラブに対し前条第4項の制裁を科すにあたり、制裁金を併科することができる。
- ② Jクラブに対する制裁金は、「件につき 3000 万円以下とする。

第 150条 〔裁定委員会への諮問〕

チェアマンは、前2条による制裁の種類および内容に関し裁定委員会に諮問し、その答申に基づき制裁を決定する。

第 [5] 条 [制裁金の納付]

制裁金は、チェアマンによる制裁金の決定後30日以内に、Jリーグの指定する方法により納付しなければならない。

第 152条 〔制裁金の合算〕

同時に複数の違反行為が制裁金の対象となったときは、各々について定められた制裁金の合算額をもって制裁金の金額とする。

第 153条 [他者を利用した違反行為]

他の者をして、違反行為を行わせた」クラブまたは」クラブに所属する個人には、自ら違反行為を行った場合と同様の制裁を科するものとする。

第 154 条〔両罰規定〕

Jクラブに所属する個人が違反行為を行った場合には、その個人に対して制裁を科すほか、その個人が所属するJクラブに対しても制裁を科すことができる。ただし、 当該Jクラブに過失がなかったときは、この限りではない。

第 155条 〔違反行為の重複による加重〕

同種の違反行為を重ねて行ったときは、その違反行為について定められた制裁金の 金額の2倍以下の範囲内において、制裁金の金額を加重することができる。

第 156 条〔酌量減軽〕

- ① 違反行為が行われた場合においても、その情状において酌量すべき事情があるときは、その制裁金の金額を減額することができる。
- ② 前条により加重すべき場合においても、なお前項の規定を適用することができる。

第 157 条 「届出等に関する規約違反」

次の各号のいずれかに該当する J クラブに対しては、100 万円以下の制裁金を科す。

- (!) 第23条〔財務内容の開示〕第1項の規定に違反して所定の書類を提出せず、または虚偽の記載をした書類を提出したとき
- (2) 第24条〔株主の変更等〕第1項の規定に違反して株主名簿の写しを提出せず、または虚偽の記載をした株主名簿の写しを提出したとき
- (3) 第 110条 [最終提示額証明書] の規定に違反して「最終提示額証明書」を発行せず、または虚偽の記載をした「最終提示額証明書」を発行したとき

第 158条 〔競技の運営等に関する規約違反〕

次の各号のいずれかに該当する J クラブに対しては、300 万円以下の制裁金を科す。

- (1) 第47条 [届出義務] 第 | 項または第2項の規定に違反して所定の事項の届出をせず、または入場料金を所定の条件で設定しなかったとき
- (2) 第49条〔ユニフォーム〕第 I 項または第2項の規定に違反して所定の条件を満たすユニフォームを使用しなかったとき
- (3) 第 118 条 〔契約等〕第 1 項の規定に違反して所定の写しを提出せず、または虚偽の内容の写しを提出したとき

第 159 条 〔契約更新手続に関する規約違反〕

次の各号のいずれかに該当する J クラブに対しては、500 万円以下の制裁金を科す。

- (1) 第102条〔契約更新の通知〕の規定に違反して所定の書面による通知をせず、または虚偽の内容を通知したとき
- (2) 第 109 条〔更新を希望しない場合〕の規定に違反して所定の書面による通知をせず、または虚偽の内容を通知したとき

第 | 60 条 [] クラブの義務等に関する規約違反(1)]

次の各号のいずれかに該当する J クラブに対しては、1000 万円以下の制裁金を科す。

- (I) 第24条〔株主の変更等〕第2項の規定に違反して理事会の承認を得ずに株主を 変更したとき
- (2) 第41条〔参加義務等〕第2項の規定に違反して選出された選手を試合に参加させなかったとき
- (3) 第60条〔抱き合わせ開催の禁止〕の規定に違反して公式試合を他のイベント等と抱き合わせで開催したとき
- (4) 第 134 条 (事前の通知と承認) の規定に違反して所定の手続を経ずに商品化を行ったとき

第 161 条〔 J クラブの義務等に関する規約違反(2)〕

次の各号のいずれかに該当する J クラブに対しては、1500 万円以下の制裁金を科す。

- (I) 第42条〔最強のチームによる試合参加〕の規定に違反して最強のチームをもって試合に臨まなかったとき
- (2) 第51条〔Jクラブの責任〕の規定に違反して安全確保を怠り、または適切な態度を保持するよう努めなかったとき
- (3) 第56条〔試合日程の遵守〕の規定に違反して試合日程を遵守しなかったとき
- (4) 第68条 [公式試合以外の有料試合] の規定に違反して事前に Jリーグの承認を 得ずに有料試合を開催したとき
- (5) 第69条〔外国チームとの試合等〕の規定に違反して事前に協会および」リーグの承認を得ずに外国チームと試合を行ったとき
- (6) 第70条〔興行等への参加禁止〕の規定に違反して事前に J リーグの承認を得ず に第三者が主催するスポーツの試合またはイベント等に参加したとき
- (7) 第92条〔選手契約〕第2項の規定に違反して所定の写しを提出せず、または虚偽の内容の写しを提出したとき
- (8) 第95条〔代理人等〕の規定に違反して J クラブと選手との契約に関し、弁護士、 F I F A 選手代理人以外の者を代理人等として関与させたとき
- (9) 第103条〔専属交渉期間〕の規定に違反して選手と移籍に関する交渉または接触をしたとき
- (10) 第 148条〔チェアマンによる制裁および調査〕第3項の規定に違反して調査に協

カしなかったとき

第 162 条 「 」クラブの義務等に関する規約違反(3)〕

次の各号のいずれかに該当する J クラブに対しては、3000 万円以下の制裁金を科す。

- (I) 第41条〔参加義務等〕第1項の規定に違反して所定の試合に参加しなかったと き
- (2) 第43条〔不正行為への関与の禁止〕の規定に違反して試合の結果に影響を及ぼ すおそれのある不正行為に関与したとき
- (3) 第93条〔選手の報酬等〕第1項の規定に違反して選手に対して所定の報酬以外の金銭または利益を供与したとき
- (4) 第 100 条 (未登録の選手) の規定に違反して未登録の選手を公式試合に出場させたとき

第3節 反 則 金

第 163 条〔アンフェアなプレイに対する反則金〕

- ① Jリーグは、反則ポイントの年間合計数が102ポイント以上のJクラブに対し、実行委員会の定めるところにより、100万円以下の反則金を科すものとする.
- ② 前項の反則ポイントの対象試合は、リーグ戦に限るものとする。

第 164 条 〔反則ポイントの計算方法〕

前条の反則ポイントの計算は、退場 | 回につき 3 ポイント (同一試合における警告 2 回による退場も同様とする)、警告 | 回につき | ポイント、出場停止 | 試合につき 3 ポイントとして加算する。

第 12 章 最終的拘束力

第 165 条〔最終的拘束力〕

チェアマンの下す決定はJリーグにおいて最終のものであり、当事者およびJリーグに所属するすべての団体および個人はこれに拘束され、チェアマンの決定を不服として裁判所その他の第三者に訴えることはできない。

第 13 章 改 正

第 166 条〔改 正〕

本規約の改正は、理事会の発議に基づく総会の議決により、これを行う.

第 14 章 附 則

第1条〔施行期日〕

本規約は、平成5年4月1日から施行する。

(改 正)

平成6年2月15日

平成7年2月28日

平成8年2月20日

平成9年2月18日

平成 10 年 2 月 17 日

実行委員会規程

第 | 条〔目 的〕

本規程は、「定款」および「Jリーグ規約」に基づき、実行委員会の組織、権限および運営に関する事項について定める。

第2条〔構成〕

実行委員会は、チェアマン、役付理事および正会員たる J クラブから | 名ずつ選任され理事会において承認された者をもって構成する.

第3条〔資格要件〕

Jクラブが選任する実行委員は、Jクラブの代表取締役(原則として社長)であることを要する.

第4条〔任期〕

- ① 実行委員の任期は2年とする. ただし、増員または補欠のため選任された実行委員の任期は、他の実行委員の任期の満了すべき時までとする.
- ② 実行委員は、再任されることができる。
- ③ 実行委員は、原則として任期途中において変更することはできない。ただし、やむを得ない事由があり、かつ理事会の承認を得た場合は、この限りではない。

第5条〔招集〕

実行委員会は、原則として毎月1回招集し、その他必要があるごとに随時招集する。

第6条〔招集権者および議長〕

- ① 実行委員会は、チェアマンが招集し、その議長となる。ただし、チェアマンに事故 あるときは、理事会が予め指定した理事がこれにあたる。
- ② 実行委員総数の3分の2以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、チェアマンは、実行委員会を招集しなければならない。
- ③ 実行委員会の招集は、予め実行委員会において定めた期日の場合を除き、各実行委員および担当理事に対し、会日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この限りではない。

第7条〔権 限〕

① 実行委員会は、Jリーグの業務執行に関する事項および理事会から委嘱された事項 を審議決定する。

- ② 次の事項は、実行委員会の承認を得なければならない。
 - (1) リーグ運営の基本方針に関する事項
 - (2) 事業計画および事業報告に関する事項
 - (3) 予算および決算に関する事項
 - (4) 試合実施に関する事項
 - (5) スポンサー契約に関する事項
 - (6) 放送権に関する事項
 - (7) 商品化権に関する事項
 - (8) 新規入会に関する事項
 - (9) 公式試合に派遣されるマッチコミッサリーの推薦
 - (10) 「Jリーグ規約」第16条第1項各号に定める専門委員会の委員長の任命
 - (11) 前号の専門委員会に対する調査、研究その他事項の指示および所管事項の調整
 - (12) その他重要な事項
- ③ 実行委員会は、その運営に関し、必要な細則を定めることができる。

第8条 [定足数および決議要件]

実行委員会の決議は、委員現在数の3分の2以上が出席し、その出席委員の過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第9条〔代理出席〕

予めチェアマンに届け出て承認を得た者は、実行委員の代理人として実行委員会に出席し、議決権を行使することができる。

第10条〔関係者の出席〕

- ① 協会の役付理事は、実行委員会に出席し、意見を述べることができる。
- ② 実行委員会は、必要に応じて議案に関係ある者を出席させ、その意見または報告を 聴取することができる。

第 | 1 条 〔議事録〕

実行委員会の議事の経過の要領および結果は議事録に記載し,これを J リーグの事務局に保存する.

第12条〔事務局〕

実行委員会に関する事務は、Jリーグの事務局長が統括する

第13条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第14条 [施 行]

本規程は、平成6年8月16日から施行する。

(改 正)

平成7年2月28日 平成9年2月18日

専門委員会規程

第 | 条〔趣 旨〕

本規程は、「Jリーグ規約」第 16 条第 3 項に基づき、各専門委員会の組織、権限および運営に関する事項について定める。

第2条〔組織・運営〕

- ① 各専門委員会は、それぞれ委員長および委員若干名をもって、これを組織する、
- ② 各専門委員会の委員長および委員は、サッカーに関する知識を有し、または学識経験者の中から、実行委員会の下に置かれる専門委員会については実行委員会が、チェアマンの下に置かれる専門委員会についてはチェアマンが、それぞれ任命する。
- ③ 業務運営委員会およびホームタウン委員会の委員のうち、 Jクラブより選出される 者については、原則として、取締役以上とする.
- ④ 各専門委員会は、委員長がこれを招集し、議事その他の会務を主宰する.
- ⑤ 委員長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

第3条〔委員の登録〕

- ① 各専門委員会の委員長および委員に関する次の事項は、Jリーグ事務局が管理する「専門委員会名簿」に登録する。
 - (1) 氏名および住所(連絡先)
 - (2) 任期
 - (3) 職業および勤務先
 - (4) その他の必要事項
- ② 各専門委員会の委員長および委員は、前項記載の事項に変更が生じた場合には、遅滞なく Jリーグ事務局に届け出なければならない。

第4条〔任期〕

- ① 各専門委員会の委員長および委員の任期は2年とする. ただし、補欠として任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする.
- ② 各専門委員会の委員長および委員は、再任されることができる。

第5条 [各専門委員会の所管事項]

各専門委員会の所管事項は、別表しに記載するとおりとする。

第6条〔各専門委員会の職務〕

- ① 各専門委員会は、その所管事項に関し、次の事項を行う、
 - (1) 所管事項およびこれに付帯関連する事項に関する調査、研究
 - (2) その他実行委員会またはチェアマンから特に指示された事項
- ② 複数の専門委員会の所管事項に関連する事項については、実行委員会またはチェアマンが、これを調整する。

第7条〔議事録〕

各専門委員会の議事の経過の要領および結果は、議事録に記録しておかなければならない。

第8条〔事務局〕

各専門委員会は、その事務を処理させるため、事務局を置くことができる。

第9条〔細 則〕

各専門委員会は、その所管事項の処理に関し必要な細則を定めることができる。

第10条〔施 行〕

本規程は、平成5年4月1日から施行する、

[改 正]

平成6年2月15日 平成7年2月28日 平成8年2月20日 平成10年2月17日

〔別表1〕 所 管 事 項

[1] 実行委員会の下に置かれる専門委員会

専門委員会の名称		所	管	事	項
1. 業務運営委員会	(4) (5) (6) 立 (7) し 審 (8) (9)	公事スイテ案」た査前式項ポベレーのあるとでである。これでは、一品よのでは、のででである。これでは、一部よののでででは、一等ラーが製剤し	実ユ 契のジ よ造認ク試施ニ 約主オ び・に等合に催放 各販関のの	すー す後権 ク(る理催るム) 事、関 「ブ品項関連の・プログラー・アルのフェルを関するアログラー・プログラー・フログラー・プログラー・プログラー・プログラー・プログラー・プログラー・プログラー・プログラー・プログラー・プログラー・プログラー・フログ	商品化および
2. 選手委員会	(1) (2) (3) (4)	選手契約に 選手の資格 選手の移籍 その他選手	に関する	事項の検診 事項の検診	対・立案

専門委員会の名称	所 管 事 項
3. ホームタウン委員会	(1) ホームタウンおよび活動区域での各Jクラブの活動の実態の把握と調査に関する事項 (2) 各Jクラブのホームタウンにおける理念の具現化および推進の啓蒙・助言に関する事項 (3) 各Jクラブのチーム名,ホームタウンおよび活動区域の設定・変更に関する事項の検討・立案 (4) 会員の入会の条件設定,入会審査に関する事項の検討・立案 (5) その他ホームタウンに関する事項の検討・立案
4. 広報委員会	(1) 取材体制の検討・立案 (2) 情報発信および収集に関する事項の検討・立案 (3) 告知活動に関する事項の検討・立案 (4) ガイドブックその他の刊行物の発行 (5) その他広報活動に関する事項の検討・立案
5. 財務企画委員会	(1) 各会計年度の予算および決算の検討・立案 (2) 諸行事の実施に関する予算統制および収支の 監査 (3) 資金の運用・借入等の資金計画に関する事項 の検討・立案 (4) 年金制度に関する事項 (5) 傷害保険に関する事項 (6) その他財務,経理および選手等の福利・厚生 に関する事項の検討・立案

〔2〕チェアマンの下に置かれる専門委員会

専門委員会の名称	所 管 事 項
1. 規律委員会	(I) ピッチおよびその周辺部分ならびに競技場内外における懲罰事由の調査および処分の決定 (2) Jリーグに対する社会一般の評価を悪化させるおそれのある事項の防止に関する検討・立案 (3) スポーツマンシップおよび秩序維持に関する事項の検討・立案 (4) その他規律および懲罰に関する事項の検討・立案
2. 審判委員会	(1) 審判技術の指導に関する事項(2) 審判員の養成に関する事項(3) 競技規則の解釈および運用に関する事項(4) その他審判に関する事項の検討・立案
3. 技術委員会	 (1) 強化方針に基づく技術指導 (2) サッカー技術に関する調査・研究 (3) 指導者の資格 (ライセンス) に関する事項 (4) 指導者の養成・研修に関する事項 (5) 長期的展望に立った,ユース育成のための諸方策の企画・立案 (6) その他サッカー技術および指導者に関する事項の検討・立案
4. スポーツ医学委員会	 (1) 公式試合における,競技場内医事運営に関する事項 (2) 医学的検査,外傷・傷害の処置を含む選手の健康管理の指導に関する事項 (3) メディカルチェックに関する事項 (4) その他のスポーツ医学に関する事項の検討・立案

専門委員会の名称	所 管 事 項
5. 法務委員会	(I) 定款, Jリーグ規約および諸規程の制定・改
	廃に関する検討・立案
	(2) 選手契約の法的解釈・運用に関する事項
	(3) サッカーに関する外国の制度,規程等の調
	查•検討
	(4) チェアマンから特に指定された事項の調査・
	検討
	(5) その他法務関連事項に関する検討・立案
6. マッチコミッサリー委員会	(I) マッチコミッサリー業務内容の企画・立案
	(2) マッチコミッサリー選考基準の企画・立案
	(3) マッチコミッサリー候補者の推薦・選考
	(4) マッチコミッサリー研修会の企画・立案
	(5) マッチコミッサリー報告書, 緊急報告書の管
	理
	(6) マッチコミッサリーの割当て
	(7) 各種通達事項作成
7. ドーピングコントロール委	(I) ドーピングに関する業務内容の企画・立案
員会	(2) ドーピングコントロールコーディネーター,
	ドーピングドクターおよびメディカルエスコー
	トの選考基準の作成および指名
	(3) アンチ・ドーピングに関する啓蒙活動
	(4) ドーピングに関する研修・情報交換に関する
	事項
	(5) ドーピングコントロール報告書の管理
	(6) 各種通達事項の作成

主管権譲渡規程

第 | 条〔趣 旨〕

本規程は、「Jリーグ規約」第 45 条に基づき、ホームゲームの主管権の譲渡について定める。

第2条〔主管権の譲渡〕

- ① Jクラブは、Jリーグの事前の承認を得て、ホームゲームの主管権を、協会に所属する都道府県サッカー協会に対し譲渡することができる。
- ② 主管権譲渡の対象となった試合(以下「譲渡試合」という)の運営に関する一切の費用(協会納付金等を含む)は、主管権の譲渡を受けた都道府県サッカー協会が負担する。
- ③ Jクラブは、主管権を譲渡した場合においても、「Jリーグ規約」に定める Jクラブの義務を免れることはできない。

第3条〔後援・協力〕

主管権の譲渡を受ける都道府県サッカー協会は、Jリーグの事前の承認を得た場合にかぎり、譲渡試合に対する地方公共団体、新聞社または放送会社の後援または協力を得ることができる。

第4条〔譲渡の手続き〕

主管権の譲渡は、次に定める手続きによるものとする。

- (I) 主管権を譲渡しようとする J クラブは、譲渡試合の属する大会の開幕日の 3 か月前までに、主管権を譲渡する都道府県サッカー協会との連名にて、 J リーグに対し所定の申請書(様式 | または様式 2) により申請する.
- (2) Jリーグは、申請を受理した後 14 日以内に、承認の可否を、申請元の J クラブ に対し通知する

第5条〔譲渡金および純益の配分〕

- ① 本規程に基づく主管権の譲渡の対価は、金2000万円(消費税を含まない)以上とする。ただし、Jサテライトリーグについては金50万円(消費税を含まない)以上とする。
- ② Jサテライトリーグのホームゲームの主管権を譲渡したJクラブは、原則として当該試合の総収入から必要経費(譲渡金を含む)を控除した純益の30%相当額を、譲渡先都道府県サッカー協会から受領するものとする。

第6条〔テレビ・ラジオ放送権〕

譲渡試合のテレビ・ラジオ放送権は、 Jリーグに帰属する.

第7条 [試合の運営]

譲渡試合の運営については、「Jリーグ規約」および「試合実施要項」の定めるところによる。

第8条〔施 行〕

本規程は、平成5年4月1日から施行する。

[改 正]

平成6年2月15日 平成7年2月28日 社団法人 日本プロサッカーリーグ チェアマン 川 淵 三 郎 殿

(住所)

甲〔譲渡する J クラブ〕 (名称)

(代表者)

(印)

(住所)

乙〔譲受ける都道府県 (名称)

サッカー協会〕 (代表者)

(ED)

主管権譲渡承認申請書〔様式Ⅰ〕

甲から乙に対し、下記の条件により公式試合の主管権を譲渡いたしたく、「Jリーグ規約」第45条および「主管権譲渡規程」第4条に基づき申請いたします。

記

ı	譲渡試合	① 日	時	平成	年	月	日	午前•午後	時	分
		②場	所				_		_	
		③対單	战相手	,						
2	大会運営	J 1) -	- グの記	式合実施	要項に	隼拠す	る.			_
3	経 費	①必要	要経費	乙が,	リリー:	グ規約	第 75	条の必要経費	を負担	する.
		②遠征	E費用			_		る基準に従いこち払う。	`, 出場	チーム
		340	つ他	旅費 (2)予備	等は J 審判員の	リーグ:	が負担 等はで	っぴに主審およ 旦する。 こが負担する。 準備する。	び副審	¥2名の
4	入場料およ	①入場	易料	入場料	収入は	すべて	乙が管	管理する.		
	び入場券等	②入場	易券					より作成し, そ 」リーグに報告		大数は
		③招待	持券		Jリー:		の枚数	めの招待券を,	無償に	こてJリ

		④協会納付金	乙は,協会納付金(入場料収入の5%相当額)を,甲 を経由して協会に納付する.
		⑤事前承認	乙は,入場料の体系および入場券のデザインについて 事前に甲を経由してJリーグの承認を得る.
5	放送権	テレビ・ラシ	シオ放送権はJリーグに帰属する.
6	ポスター等	ポスターお。	はびプログラムは、乙の費用負担により作成する.
7	広告掲載等	·	場に掲出する広告看板および入場券の裏面への広告掲出 は、事前に甲を経由してJリーグの承認を得る。
8	譲渡の対価	①金 額	主管権譲渡の対価は金円 (ただし、消費税を含まない)とする。
		②支払時期	乙は, 前項の対価を, 譲渡試合の実施日の翌日から起算して 20 日以内に, 甲に対し支払う.
		③支払方法	Jリーグの指定する方法による。
9	後援または	①後 援	
	協力 (団体名)	②協 力	
10	収支報告	,	合の実施日の翌日から起算して 20 日以内に,甲を経由 がに対し, 所定の用紙により譲渡試合の収支報告を行う.
11	協議	規約および、	定めのない事項については,協会の寄附行為, Jリーグこれらに付随する諸規程の定めるところに従い,甲,乙一グが誠意をもって協議の上決定する.

以上

〔注〕:本申請書は、甲乙捺印済みのもの3通を提出して下さい。

承 認 書

上記の申請書に基づく主管権の譲渡を承認します。

平成 年 月 日

社団法人 日本プロサッカーリーグ チェアマン 川 淵 三 郎 (印)

承認番号	五的	 年•笙	
ノチがい曲・つ	1 22	N1	

社団法人 日本プロサッカーリーグ チェアマン 川 淵 三 郎 殿

(住所)

甲〔譲渡するJクラブ〕(名称)

(代表者)

(印)

(住所)

乙〔譲受ける都道府県 (名称)

サッカー協会〕 (代表者)

(ED)

主管権譲渡承認申請書〔様式2〕

─── 」サテライトリーグ用──

甲から乙に対し、下記の条件により公式試合の主管権を譲渡いたしたく、「Jリーグ規約」第45条および「主管権譲渡規程」第4条に基づき申請いたします。

記

I	譲渡試合	①日	時	平成	年	月	日	午前•午後	時	分
		②場	所							
		③対単	战相手					•		
2	大会運営	J リ-	- グの記	式合実施	要項に	準拠す	る.		-	
3	経 費	①必要	要経費	乙が,	J リー	グ規約	第 75	条の必要経費	を負担	する.
		②遠征	正費用	1		_		る基準に従い こ支払う。	`, 出場	易チーム
		340	つ他	(2)マッ が負	チコミ 担する	ッサリ	ーお。	旅費等はJリ- よび予備審判員	-	•
4	入場料およ	①入場	易料	入場料	収入は	すべて	乙が育			
	び入場券等	②入場	②入場券 入場券は乙の費用負担により作成し、その発行枚所定の用紙により甲から J リーグに報告する。					が枚数は		

		③招待券	乙は, 」リーグ所定の枚数の招待券を, 無償にて」リーグに提供する.
		④事前承認	乙は, 入場料の体系および入場券のデザインについて 事前に甲を経由してJリーグの承認を得る.
5	放送権	テレビ・ラシ	シオ放送権はJリーグに帰属する。
6	ポスター等	ポスターお。	はびプログラムは、乙の費用負担により作成する.
7	広告掲載等	,	場に掲出する広告看板および入場券の裏面への広告掲出 は、事前に甲を経由してJリーグの承認を得る。
8	譲渡の対価	①金 額	主管権譲渡の対価は金円 (ただし、消費税を含まない)および純益の 30 %相 当額とする。
		②支払時期	乙は,前項の対価を,譲渡試合の実施日の翌日から起算して20日以内に,甲に対し支払う.
	i	③支払方法	Jリーグの指定する方法による。
9	後援または	①後 援	
	協力 (団体名)	②協 カ	
10	収支報告		式合の実施日の翌日から起算して 20 日以内に,甲を経一グに対し,所定の用紙により譲渡試合の収支報告を行
11	協議	規約および、	定めのない事項については,協会の寄附行為, Jリーグこれらに付随する諸規程の定めるところに従い,甲,乙一グが誠意をもって協議の上決定する.

以上

〔注〕:本申請書は、甲乙捺印済みのもの3通を提出して下さい。

承 認 書

上記の申請書に基づく主管権の譲渡を承認します。

平成 年 月 日

社団法人 日本プロサッカーリーグ チェアマン 川 淵 三 郎 (印)

承認番号	平成	年・第	号

公式試合出場料規程

第 | 条 [目 的]

本規程は、「Jリーグ規約」第76条に基づき、Jリーグが主管するリーグ戦、リーグカップ戦その他の公式試合(以下「公式試合」という)に出場するチームを保有する正会員および準会員(以下「クラブ」という)に対して支給される対価(以下「出場料」という)について定める。

第2条〔出場料の計算方法〕

- ① 各クラブの出場料は、公式試合の収入の総額の 95 %以内の金額を参加クラブ数で除した金額とする。
- ② 年度毎の出場料算出基準は、各年度初めに決定する。
- ③ 第1項の収入とは、協賛金および入場料の合計金額をいう、

第3条 [出場料の計算年度]

出場料の計算年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

第4条 [出場料の支給方法]

- ① 出場料の支給方法は、次のとおりとする、
 - (I) 毎年3月31日までに、当年の2月末日に終了する計算年度に関する出場料を決定する。
 - (2) 前号により決定した出場料を、当年の4月30日までに各クラブに対して支給する。
- ② 前項の規定にかかわらず、理事会および全てのクラブが承認した場合には、計算年度の途中において、出場料の2分のIに相当する金額を、中間金として支給することができる。
- ③ 前項に基づき支給した中間金は、第1項に基づく支給額から控除されるものとする。

第5条〔付 則〕

① 本規程は、平成5年3月1日から実施する.

〔改 正〕

平成6年2月15日 平成7年2月28日

旅費規程

第 | 条〔目 的〕

本規程は、Jリーグ規約第82条および第124条に基づき、選手、監督、コーチおよび審判員等の交通費・宿泊費について定める。

第2条〔公式試合の交通費・宿泊費〕

- ① 公式試合(リーグ戦およびリーグカップ戦)のための遠征に要する交通費・宿泊費は、次の基準により算出する。
 - (1) 人員数は24名(役員およびチームスタッフ8名,選手16名)を上限とする。
 - (2) 交通費は、新幹線グリーン車による往復を原則とする。 ただし.
 - イ、在来線による場合はグリーン車の特急または寝台とする.
 - 口、試合当日に本拠地に帰着できない場合、航空機の利用を認めることがある。
 - (3) 宿泊費は、試合前の | 泊分として | 名につき金 2 万円とする。 ただし、
 - イ、本拠地から試合開催地までの距離が片道 100 km未満のときを除く.
 - 口、試合当日に本拠地に帰着できない場合、試合後の | 泊を認めることがある。
- ② 前項の交通費および宿泊費は、その全額を、遠征を行ったJクラブが自ら負担する。
- ③ 前項の規定にかかわらず、第 I 項に基づき計算した各クラブの交通費および宿泊費 の総額に著しい差異が生じた場合、 J リーグは実行委員会の定める方法により、その 差額を補塡する.

第3条〔」サテライトリーグ戦〕

- ① Jサテライトリーグ戦における遠征に要する交通費・宿泊費は、次の基準により算出する.
 - (I) I クラブの人員数は 22 名(役員およびチームスタッフ 6 名,選手 I6 名)を上限とする.
 - (2) 交通費は,新幹線普通車の往復運賃を原則とする. ただし,
 - イ. 在来線による場合は普通車の特急またはB寝台とする.
 - 口、試合当日に本拠地に帰着できない場合、航空機の利用を認めることがある。
 - (3) 宿泊費は、試合前の | 泊分として | 名につき金 | 万5000円とする。
- ② 本拠地から試合開催地までの距離が片道 | 00 km未満の場合には、前項第3号の費用は除かれるものとする。
- ③ 前2項に基づき算出した各クラブの交通費・宿泊費の総額に著しい差異が生じた場

第4条 [審判員の交通費・宿泊費]

- ① 公式試合の審判員の交通費・宿泊費は、次の基準により Jリーグが支給する、
 - (1) 宿泊費は、1泊につき金2万円とする。

ただし、自宅の最寄り駅から試合開催地までの距離が 200 km以上のときは前泊を認め、特別の事情があるときは後泊も認める。

- (2) 交通費は、次の基準により支給する。
 - イ. 片道 100 km以上のときは、グリーン車の特急、寝台の往復とし、新幹線利用の場合は普通車往復運賃を原則とする。ただし、主審についてはグリーン車の利用を認める。
 - ロ. タクシーの利用が不可避の場合には、タクシーの利用を認める.
 - ハ. 試合開催地が自宅所在地と同一県内にある場合は一律金 2000 円とし, 超過分は実費精算とする.
- ② Jサテライトリーグ戦の審判員の交通費・宿泊費は、次の基準によりJリーグが支給する。
 - (I) 宿泊費は、 I 泊につき金 I 万 5000 円とする。 ただし、自宅の最寄り駅から試合開催地までの距離が 200 km以上のときは前泊を 認め、特別の事情があるときは後泊も認める。
 - (2) 交通費は、次の基準により支給する。
 - イ. 片道 100 km以上のときは、グリーン車の特急、寝台の往復とし、新幹線利用の場合は普通車往復運賃を原則とする。
 - ロ. 試合開催地が自宅所在地と同一県内にある場合は一律金 2000 円とし, 超過分 は実費精算とする.
- ③ プレシーズンマッチの審判員の交通費・宿泊費は、前2項に定める基準により、主管者が支給する。

第5条 〔監督・コーチ等の行事参加〕

Jクラブの監督およびコーチ等が、Jリーグの指示に基づき行事に参加する場合の 交通費・宿泊費は、次の基準によりJリーグが支給する。

- (1) 交通費は、新幹線グリーン車による往復を原則とする。ただし、在来線による場合はグリーン車の特急または寝台とする。
- (2) 宿泊費は、 1 泊につき金2万円とする。

第6条〔選手の行事参加〕

選手が、 Jリーグの指示に基づき行事に参加する場合の交通費・宿泊費については、 第2条第1項または第3条第1項に定める基準により、 Jリーグが支給する。

第7条 [協会の規程の準用]

本規程に定めのない事項については、協会の「旅費規程」を準用する、

第8条〔施 行〕

本規程は、平成5年4月1日から施行する。

〔改 正〕

平成 6 年 2 月 15 日 平成 7 年 2 月 28 日 平成 10 年 2 月 17 日

表 彰 規 程

第 | 条〔趣旨〕

本規程は、「Jリーグ規約」第85条に基づき、チーム、選手、監督、コーチおよび 審判員の表彰ならびにJリーグの発展に功労のあった者に対する表彰に関し定める。

第2条〔各ステージ表彰〕

Jリーグは, 第Ⅰ, 第2各ステージにおけるチームの順位により, それぞれ次のとおり賞金および記念品を授与する.

- (1) 優勝:賞金 100,000,000円, チェアマン杯
- (2) 2位:賞金 60,000,000円, Jリーグ楯
- (3) 3位:賞金 40,000,000円, Jリーグ楯
- (4) 4位:賞金 20,000,000円
- (5) 5位:賞金 10,000,000円

第3条 [年間総合表彰]

- ① チャンピオンシップが行われた場合、その結果に対して J リーグは、次のとおり賞金および記念品を授与する。
 - (I) 勝者: 賞金 10,000,000 円, Jリーグ杯 (優勝銀皿), 日本サッカー協会会長杯, 日本・ポルトガル友好アトランティス杯, メダル, チャンピオンフラッグ
 - (2) 敗者:賞金 3,000,000円, Jリーグ杯(2位銀皿)
- ② チャンピオンシップが行われない場合,総合順位の優勝および2位のチームに対して、Jリーグは、前項の記念品を授与する。

第4条〔フェアプレイ賞(高円宮杯)〕

- ① Jリーグは、リーグ戦における反則ポイント数の年間合計数が 25 ポイント以下であり、かつ、当該反則ポイント数が最少のチームに対し、高円宮杯を授与する。
- ② 前項の反則ポイントの計算は、退場 | 回につき 3 ポイント (同一試合における警告 2 回による退場も同様とする)、警告 | 回につき | ポイント, 出場停止 | 試合につき 3 ポイントとして加算する.
- ③ Jリーグは、反則ポイントの年間合計数が25ポイント以下のチームに対し、フェアプレイ賞として金5,000,000円の賞金を授与する。

第5条〔個人表彰〕

① Jリーグは, リーグ戦第 I ステージにおける選手の活躍を評価して優秀選手 I 名選考し, 賞金 500,000 円を授与する.

- ② Jリーグは、チャンピオンシップが行われた場合、その大会における選手の活躍を評価して優秀選手 | 名選考し、賞金 | ,000,000 円を授与する。
- ③ Jリーグは、第1、第2各ステージを通じたリーグ戦における選手の活躍を評価して次の各賞を選考し、賞金または賞品を授与する.
 - (1) 最優秀選手賞:賞金2,000,000円
 - (2) 優秀選手賞
 - (3) ベストイレブン:賞金 1,000,000円
 - (4) 得 点 王:賞金 1,000,000円
 - (5) 優秀新人賞
 - (6) 新 人 王:賞金 500,000円
 - (7) フェアプレイ個人賞:賞金 500,000円
 - (8) 最優秀監督賞:賞金 1,000,000円
 - (9) 優 勝 監 督 賞:賞金 1,000,000円
 - (10) 優秀主審賞
 - (川) 優秀副審賞
- ④ 前項の各賞の受賞者は、実行委員会が指名した者により構成される選考委員会が決定する。
- ⑤ Jリーグは、選手および審判員に対し、リーグ戦通算出場記録により、記念品および賞品を授与して表彰を行うことができる。

第6条〔リーグカップ表彰〕

- ① Jリーグは、リーグカップ戦終了後、チームの順位により次のとおり賞金および記念品を授与する。
 - (1) 優勝:賞金 100,000,000円, Jリーグカップ, メダル, スポンサー杯
 - (2) 2位:賞金 50,000,000円, 楯, メダル
 - (3) 3位: 「チームにつき賞金 20,000,000 円. 楯
- ② Jリーグは、選手に対し、リーグカップ戦における活躍を評価して最優秀選手を選考し、賞金または賞品を授与する。

第7条〔功労者表彰〕

- ① Jリーグは、Jリーグの発展に功労のあった者に対し、記念品等を贈呈して表彰を 行うことができる。
- ② 前項の表彰を受ける者は、チェアマンの推薦に基づき理事会が決定する。

第8条〔」リーグ・アウォーズ〕

- ① 個人表彰およびフェアプレイ賞等を表彰する J リーグ・アウォーズは、 J リーグチャンピオンシップ終了後に行う.
- ② Jリーグ・アウォーズには、次の者が出席する。
 - (1) Jリーグ役員、マッチコミッサリー、実行委員等
 - (2) 受賞対象チームの役員および選手

- (3) 個人表彰の受賞者
- (4) その他の表彰対象者
- ③ 前項の出席者の交通費・宿泊費は、Jリーグ「旅費規程」に基づきJリーグが負担する。
- ④ Jリーグ・アウォーズには、サッカー担当記者、審判関係者、スポンサー関係者およびその他の関係者を招待する。

第9条〔施 行〕

本規程は、平成5年4月1日から施行する。

(改 正)

平成6年2月15日

平成7年2月28日

平成8年2月20日

平成9年2月18日

平成 10 年 2 月 17 日

ドーピング禁止規程

第 | 条 〔趣 旨〕

本規程は、「Jリーグ規約」第88条の2第3項に基づき、ドーピングの定義、ドーピングテストの手続き、違反者に対する罰則その他ドーピングに関する事項について定める。

第2条 [ドーピングの定義]

- ① 本規程においてドーピングとは、所定の手続きに従い選手から採取した尿を分析した結果、国際サッカー連盟(以下「FIFA」という)が定める〔別表 I 〕記載の禁止物質(以下「禁止物質 | という)が検出され、陽性と認定されたことをいう。
- ② FIFAが、禁止物質またはその基準量を変更したときは、当該禁止物質または基準量は、これに従って自動的に変更されるものとする。

第3条「ドーピングテストの手続き〕

- ① 採尿および分析の方法その他ドーピングテストの手続きに関する事項は、チェアマンが実行委員会の承認を得て制定する『Jリーグ・ドーピングコントロール要項』の定めるところによる.
- ② ドーピングテストの手続きが、『Jリーグ・ドーピングコントロール要項』の規定に相違した場合においても、その相違点が軽微であって分析の結果の信頼性を実質的に損なうものでない限り、分析の結果は影響を受けないものとする。

第4条〔関与等の禁止〕

JクラブおよびJクラブに所属する個人(選手,ドクター,監督,コーチ,役員その他の関係者を含む、以下同じ)は、常にドーピングを防止する義務を負い、直接たると間接たるとを問わず、一切、ドーピングに関与してはならない。

第5条〔罰 則〕

- ① アンチ・ドーピング特別委員会は、ドーピングコントロール委員会により陽性と認定された選手およびドーピングテストを拒絶した選手に対し、理事会の承認に基づき、制裁を科すことができる。
- ② 前項の制裁の種類は次のとおりとし、これらの制裁を併科することができる。
 - (1) 讃 責(始末書をとり将来を戒める)
 - (2) 一定期間の出場停止(| 試合以上 6 試合以下の公式試合の出場資格の停止)
 - (3) 一定期間の資格停止(12か月以下の公式試合の出場資格の停止)
 - (4) 無期限の資格停止 (期限の定めのない公式試合の出場資格の停止)

③ アンチ・ドーピング特別委員会は、JクラブまたはJクラブに所属する個人が前条に違反したときは、理事会の承認に基づき、当該Jクラブに対し、金3000万円以下の制裁金を科すことができる。

第6条〔弁明の機会の付与〕

アンチ・ドーピング特別委員会は、制裁の決定に先立ち、制裁の対象となる選手またはJクラブに対し、弁明の機会を付与しなければならない。

〔別表 1〕

LIST OF PROHIBITED SUBSTANCES

(based on the list published by the IOC and subject to adaptation, if nesessar-y)

The following is a list of the categories of prohibited substances and prohibited methods of doping, applicable to all FIFA competitions:

I. CATEGORIES OF DOPING SUBSTANCES

A. Stimulants E. Diuretics

B. Narcotic analgesics F. Peptide and glycoprotein hor-

C. Anabolic steroids mones and related substances

D. Beta-blockers

II. METHODS OF DOPING

A. Blood doping physical manipulation

B. Pharmacological, chemical and

III. CATEGORIES OF SUBSTANCES SUBJECT TO PARTIAL RESTRICTION

A. Alcohol C. Local anaesthetics
B. Marijuana D. Corticosteroids

The following list gives examples of doping substances in each category:

I. CATEGORIES OF DOPING SUBSTANCES

A. Stimulants, such as

Amfepramone Cropropamide (component of "micor-

Amineptine en")

Amiphenazole Crotethamide (component of "micor-

Amphetamine en")

Amphetaminil Dimetamfetamine

Benzphetamine Ephedrine
Caffeine* Etafedrine
Cathine Ethamivan

Chlorphentermine Ethylamphetamine
Clobenzorex Fencamfamine
Clorprenaline Fenproporex
Cocaine Furfenorex

Fenethylline Phenmetrazine Mefenorex Phentermine

Mesocarb Phenylpropanolamine

Methamphetamine Phenytiline
Methoxyphenamine Pipradrol
Methylephedrine Prolintane

MethylphenidatePropylhexedrineMorazonePyrovaleroneNikethamideSalbutamol**PemolineSalmeterol**PentetrazoleStrychninePhendimetrazineTerbutaline**

and related substances

- *Caffeine: a specimen is defined as positive if the concentration in the urine exceeds 12 micrograms/ml.
- **Permitted by inhaler only and must be declared in writing to the <u>relevant</u> medical authority prior to the competition.

B. Narcotic Analgesics, such as;

Alphaprodine Ethylmorphine **Anileridine** Levorphanol Buprenorphine Methadone Dextromoramide Morphine Dextropropoxyphhene (di-antalvic) Nalbuphine Diamorphine (heroin) Pentazocine Dihyrocodeine Pethidine Phenazocine Dipipanone Ethoheptazine Trimeperidine

and related substances

C. Anabolic agents

The Anabolic class includes anabolic androgenic steroids (AAS) and Beta-2 agonists.

1) Androgene anabolic steroids, e. g.

Bolasterone Metandienone
Boldenone Methenolone

Clostebol Methyltestosterone

Dehydrochlormethyltestosterone Nandrolone

DithydrotestosteronNorethandroloneFluoxymesteroneOxandroloneMesteroloneOxymesterone

Oxymetholone

Testosterone*

Stanozolo

and related substances

*Testosterone: a specimen is defined as positive if the administration of this substance, or its application by any other means, causes the ratio of the total concentration of testosterone to that of epitestosterone in the urine to exceed 6.

If the T/E ratio is found to be between 6 and 10, the following extra tests are recommended:

- re-examination of earlier test results
- endrocrinological examination
- taking of further specimens

Procedure for the above-mentioned three points according to recommendations of Uefa.

2) Beta-2 agonists

Clenbuterol Terbutaline Salbutamol Fenoterol

and related substances

D. Beta-blockers, such as

Acebutolol Nadolol
Alprenolol Oxprenolol
Atenolol Propranolol
Labetalol Sotalol

Metoprolol

and related substances

E. Diuretics, such as

Acetazolamide Dichlorphenamide

Amiloride Ethacrynic acid

Bendroflumethiazide Furosemide

Benzthiazide Hydrochlorothiazide

Bumetanide Mersalyl

Canrenone Spironolactone Chlormerodrin Triamterene

Chlorthalidone

and related substances

F. Peptide and glycoprotein hormones and related substances

Prohibited substances in class (E) include the following examples:

- 1. Chorionic Gonadotrophin (HCG-human chorionic gonadotrophin)
- 2. Corticotrophin (ACTH)
- 3. Growth hormone (HGH, Somatotrophin) and all the respective releasing factors for such substances.
- 4. IGF-1 (insulin-like growth factor-1)
- 5. Erythropoietin (EPO)
- **II. DOPING METHODS**

A. Blood Doping

The practice of blood doping is prohibited, as is the use of erythropevetine.

B. Pharmacological, chemical and physical manipulation

Among the banned methods are: catheterisation, the substitution or alteration of the urine and the inhibition of renal excretion by the use of probenicide and its derivatives. Also deemed to be a prohibited method is the use of epitestosterone, in which case a limit of 150 ng/ml is considered a reason for carrying out further tests.

III. SUBSTANCES SUBJECT TO PARTIAL RESTRICTIONS

A. Alcohol

Alcohol is not a prohibited substance. Nonetheless, the degree of alcoholemia can be checked in the breath or in the blood, i. e. ethanol. Results may leed to sanctions.

B. Marijuana

In agreement with the International Sports Federations and the responsible authorities, tests may be conducted for cannabioids (marijuana, hashish). Results may lead to sanctions.

C. Local anaesthetics

These are authorised as follows:

- the use of procaine, xilocaine, carbocaine and other related substances is permitted, but not cocaine
- only local or intra-articular injections
- the team doctor shall declare on form O-1 which substances have been used; stating diagnosis, dose, when and for how long prescribed and method of administration.

D. Corticosteroids

The use of corticosteroids is prohibited with the exception of local applications (otological, ophthalmological or dermatological), inhalations (asthma or allergic rhinitis) as well as for local or intra-articular injections.

A team doctor who considers it indispensable to administer corticosteroids to a player, by intra-articular injection or local application, must declare on form O-1 the medical reasons for this action, including diagnosis, dose, when and for how long prescribed and method of administration.

PERMITTED SUBSTANCES

(based on the list published by the IOC and subject to adaptation, if necessary)

CLASSES OF PERMITTED PHARMACOLOGICAL AGENTS
GENERIC NAMES OF PREPARATIONS

1. Antacids and some other gastro-intestinal agents like anli-diarrheals

Alginic acid

Aluminium glycinate

Aluminium hydroxide (dried)

Aluminium hydroxide-magnesium carbonate co-dried gel

Bismuth subsalicylate and methyl salicylate

Calcium carbonate

Dimethicone (activated)

Diphenoxylate hydrochloride

Hydrotalcite (aluminium magnesium hydroxide carbonate hydrate)

Hyoscyamine sulfate

Kaolin (hydrated aluminium silicate)

Loperamide hydrochloride

Magaldrate (hydrated magnesium aluminate)

Magnesium carbonate (light)

Mebeverine

Mepenzolate bromide

Neomycin sulfate

Proglumide

Sucralfate

2. Anti-asthmatic agents and anti-allergenic agents

Aminophylline Salbutamol*

Choline theophyllinate Salmeterol*

Ipratropium bromide Terbutaline*

Sodium chromoglycate Theophylline

*Note: the use of these substances is allowed by inhalation only.

*1)to be declared prior to the match.

3. Antinauseants and antiemetic agents

Dimenhydrinate Meclozine

Diphenidol Metoclopramide
Hyossine Prochlorperazine
Invert sugar Scopolamine

Triethylperazine **Trimethobenzamid**

4. Anti-ulcer drugs

Burimamide Metiamide

Carbenoxolane Metoclopramide

Cimetidine Ranitidine

5. Aspirin and similar analgesic (non-narcotic) and anti-inflammatory non-ster-

oidal agents

Acetylcresotinic acid Fendosal Acetylsalicylic acid (aspirin) Floctafenine Alclofenac Flufenamic acid

Aloxiprin Glafenine Alumanzum aspirin **Ibuprofen** Azapropazone Indomethacin Benorylate Indoprofen Benzylamine Ketoprofen **Bucolome** Mefanamic acid

Bufexamac Napoxen

Calcium Oxyphenbutazone

Carbaspirin Paracetamol (acetaminophen)

Diclofenac Piroxicam

Difenamizole Sodium salicylate

Diflunisal Sulindac Fenbufen Tolmetin

6. Contraceptives

SYRUPS:

Ethynodiol diacetate and ethinyloes-Lynoestrenol and ethinyloestradiol

tradiol Lynoestrenol and mestranol

Ethynodiol discetate and mestranol Norethisterone and ethinyloestradiol

Levonorgestrel and ethinyloestradiol Norethisterone and mestranol

7. Decongestants and nasal preparations

Beclomethasone dipropionate Oxymetazoline Framycetin Tetrahydrozoline

Naphazoline Xylometazoline

8. Expectorants and cough suppressants

Bromhexine

Dextromethorphan

Gusiphenesin **Pholcodine** Codeine

TABLETS: Benzonatate

Bibenzonium

Bromhexine

Butamyrate citrate

Cloperastine Dimemorfan Zipeprol

SUPPOSITORIES: Cinsol

Gaiacol

Morclofone

9. Griseofulvin and other antifungal agents

Amphotericin Miconazole
Chlormidazole Natamycin
Clotrimazole Nystatin
Flucytosine Tinidazole
Griseofulvin Tolnaftate

10. Hemorrhoidal preparations

Aluminium acetate Hydrocortisone
Benzocaine Lignocaine
Benzyl benzoate Neomycin
Bismuth (Oxides subgallate) Peru balsam

Boric acid Polymyxin B sulphate

Butyl aminobenzoate Pramoxine
Cinchocaine Resorcine
Esculoside Resorcinol
Framycetin Zine oxide

Hexachlorophane

11. Hypnotics, Sedatives and Tranquillisers

Acetylcarbromal Haloperidol
Amylobarbitone Heptabarbitone
Bromazepam Hexobarbitone

Butobarbitone Hexobarbitone and cyclobarbitone

Carbromal Lorazepam
Chloralhydrate Meprobamate
Chlorpromazine hydrochloride Methaqualone

Chlordiazepoxide Methylphenobarbitone

Clorazepate dipotassium Methyprylen
Diazepam Nitrazepam
Dichloralphenazone Oxazepam

Ethinamate Pentobarbitone
Flurazepam Phenobarbitone
Glutethimide Quinalbarbitone

Temazepam Trifluoperazine

Triazolam

12. Insulin and other antidiabetic agents

Acetohexamide Blybuzole
Buformin Insulin
Carbutamide Metformine
Chlorpropamide Phenformin
Glibenclamide Tolazamide
Glibornuride Tolbutamide

Gliclazide

13. Muscle relaxants

Carisoprodol Methocarbamol
Chlorphenesin Orphenadrine
Cyclobenzaprine Prydenol
Dantrolene Styramate
Meprobamate Tolperisone

14. Ointments / Creams / Lotions

Bacitracin Diphenhydramine

Calamine Framycetin
Clioquinol Idoxuridine
Dextranomer Neomycin
Dimethicone Tretinoin

15. Ophtalmic and otic preparations

Acetic acid Oxyquinoline
Antazoline Phenazone
Antipyrine Pilocarpine

Bacitracin Polymyxin B sulfate
Benzocaine Sodium chromoglycate
Borate Sulphacetamide sodium

Solution (neutral) Tetrahydrozoline

Chlorbutol Triethanolamine polypeptide oleate

Dexamethasone condensate Idoxuridine Trypsin

Naphasoline Xylometazoline Neomycin Zinc sulphate

16. Penicillins and other antibiotics

Amikacin Cefaclor Amoxycillin Cephalexin

Ampicillin Cephamandalate
Bacitracin Cephazoline

CephradineHexamineCloxacillinMethacyclineCo-trimoxazoleMinocyclineDoxycyclinePenicillin

Erythromycin Sulphafurazole Flucloxacillin Tetracycline Fosfomycin Tobramycin

Gentamycin

17. Phenytoin and some other anticonvulsants

Beclamide Phenobarbitone Carbamazepine Phenytoin

Clonazepam Primidone
Ethosuximide Sulthiame
Ethotoin Trixidone
Methsuximide Valproic acid

Paramethadione

18. Promethazine and other antihistamines

Antazoline Dimethothiazine
Astemizole Diphenylpyraline
Azatadine Homochlorcylizine

Brompheniramine Hydroxyzin
Carbinoxamine Mebhydrolin
Chlorcylizine Mepyramine
Chlorpheniramine Promethazine
Clemastine Terfenadine
Cyproheptadine Tripelennamine
Dexchlorpheniramine Triprolidine

19. Purgatives (laxatives or cathartics)

Bisacodyl Magnesium hydroxide

Danthron Phenolphtalol

Docusate Tinnevelly Senna fruit

Ispaghula husk

20. Vaginal preparations

Benzoly metronidazole
Candicidin
Clotrimazole
Di-iodohydroxyquinoline
Metronidazole
Miconazole
Natamycin
Nystatin

Econazole

21. Vitamins and mineral preparations

Vitamins A, B, C, D, E and others.

支度金支給基準規程

(単位:万円)

費	目	支払対象	独身者	妻帯者 (配偶者のみ)	妻帯者 (同居扶養家族有)
1-			1 DK	2 LDK	3 LDK
]]2	主 居	費	80	100	150
-	子供用	品 等	0	0	50
家具等	電化	製品	←	100	
等	その他	の家具等	•	100 —	——
E	動	車	•	100	→
	合	計	380	400	500

支度金支給基準

- 1. 支給時期
 - ① 初めてプロ選手として統一契約を締結するとき
 - ② プロ選手として移籍するとき ただし、支度金に該当する費用が伴う場合
- 2. 支払対象を次の通り区分する。
 - ① 独身者
 - ② 妻帯者(配偶者のみ)
 - ③ 妻帯者でかつ同居の扶養家族がいる場合
- 3. 支度金該当費目
 - ① 住居費
 - ② 家具等
 - ③ 子供用品等
 - ④ 自動車
- 4. その他

交通費、宿泊費および引越し費用は、実費を支給することができる、

〔改 正〕

平成7年2月28日

裁定委員会規程

第 | 条 〔趣 旨〕

本規程は、「Jリーグ規約」第 143 条に基づき、裁定委員会の運営に関する事項について定める。

第2条〔会議および議決〕

- ① 裁定委員会の会議は、委員長が招集する.
- ② 裁定委員会は、委員長および | 名以上の委員の出席がなければ、会議を開き、または議決をすることができない。
- ③ 裁定委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第3条 [審理の非公開]

裁定委員会の審理は、非公開とする。ただし、裁定委員会は、審理の公正が害されるおそれがなく、かつ、相当の理由があると認めるときは、関係者の傍聴を許すことができる。

第4条〔申立手続き〕

- ① 裁定の申立を行う者(以下「申立人」という)は、裁定委員会に対し、次の書類を提出しなければならない。
 - (1) 裁定申立書
 - (2) 申立人の主張を裏付ける書証がある場合は、その原本または写し
 - (3) 代理人により申立を行う場合は、委任状
- ② 前項第1号の裁定申立書には、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 当事者の氏名または名称(法人の場合は代表者も記載する)および住所
 - (2) 代理人に代理させる場合は、代理人の氏名および住所
 - (3) 裁定の申立の趣旨
 - (4) 裁定の申立の理由および立証方法
- ③ 申立の手数料は | 件につき金 10 万円とし、申立と同時に納付しなければならない。

第5条〔申立の受理および通知〕

- ① 裁定委員会は、前条の規定に適合する裁定の申立があったときは、これを受理するとともに、申立の相手方(以下「被申立人」という)に対し、その旨を通知する。
- ② 前項の通知には、裁定申立書 | 部を添付しなければならない。

第6条〔答 弁〕

- ① 被申立人は、前条の通知が到達した日から30日以内に、裁定委員会に対し、次の書類を提出して答弁することができる。
 - (1) 答弁書
 - (2) 答弁の理由を裏付ける書証がある場合は、その書証の原本または写し
 - (3) 代理人により答弁を行う場合は、委任状
- ② 前項第1号の答弁書には、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 当事者の氏名または名称(法人の場合は代表者も記載する) および住所
 - (2) 代理人に代理させる場合は、代理人の氏名および住所
 - (3) 答弁の趣旨
 - (4) 答弁の理由および立証方法
- ③ 裁定委員会は、前2項の規定に適合する答弁があったときは、これを受理するとともに、申立人に対し、その旨を通知する。
- ④ 前項の通知には、答弁書 | 部を添付しなければならない。
- ⑤ 裁定委員会は、第 I 項に定める期間内に被申立人から答弁書が提出されなかった場合には、申立人の主張を認める裁定を行うことができる。

第7条〔提出書類の部数〕

本規程により申立人または被申立人が提出する書類の部数は、委任状を除き3部 (原本を提出するときは、その写しを含めて3部)とする。ただし、当事者が3名以 上のときは、当事者 | 名につき | 部増加する。

第8条〔申立内容の変更〕

申立人は、被申立人に対し裁定申立の通知が発信された後においては、裁定委員会の承認を得なければ、申立の内容を変更することができない。

第9条〔訳文の添付〕

当事者が裁定委員会に対して提出する書面が外国語で記載されている場合には、日本語の訳文を添付しなければならない。

第10条〔代理人〕

弁護士および裁定委員会が承認した者以外の者は、申立人または被申立人の代理人となることができない。

第 | 1 条 [審理または調査のための権限等]

裁定委員会は、申立の審理のために必要と認めたときは、第三者の証言もしくは鑑定人の鑑定を求め、または資料の提出を命じることができる。

第12条〔費用の負担〕

前条の調査に要する費用は、原則として当事者が負担するものとする。

第13条〔裁 定〕

- ① 裁定委員会は、申立の内容につき調査・審理した上、次の事項を記載し、委員長および審理に参加した委員が署名押印した裁定書を作成し、これをチェアマンに提出しなければならない。
 - (1) 当事者の氏名または名称(法人の場合は代表者も記載する)および住所
 - (2) 代理人があるときは、その氏名および住所
 - (3) 主文 (裁定委員会の判断の結論)
 - (4) 判断の理由
 - (5) 裁定書の作成年月日
- ② 前項の裁定書には、申立手数料およびその他の費用を負担する当事者およびその割合を記載しなければならない。

第14条〔和解〕

- ① 申立後当事者が和解した場合において、裁定委員会がその和解の内容を相当と認めたときは、その和解の内容を裁定書に記載する。
- ② 前条第 | 項第 | 号, 第 2 号および第 5 号ならびに第 2 項の規定は, 前項の場合に準用する.

第 15条〔裁定委員会の運営細則〕

裁定委員会は、裁定委員会の会議その他運営に関する細則を定めることができる、

第 16 条 [施 行]

本規程は、平成5年4月1日から施行する。

'98 Jリーグ試合実施要項

本実施要項は、1998年のリーグ戦(以下「リーグ戦」という)実施に関し定めるものであり、リーグ戦の試合(以下「試合」という)運営はすべてこの要項に定めるところによる。

第1節 競 技 場

第 | 条 〔競技場の確保と維持〕

Jクラブは、次条以下に定める要件を具備する競技場を確保し、良好な状態でホームゲームを実施し得るよう、これを維持管理する責任を負う。

第2条〔競技場〕

- ① 競技場は、次の各号の条件を満たすものでなければならない、
 - (I) ピッチは、天然芝であり、原則として縦長 IO5 m,横幅 68 mであること
 - (2) ピッチの外側周囲には、原則としてすべて 1.5 m以上の芝生部分を確保すること (したがって、縦長 108 m以上、横幅 71 m以上の芝生部分を確保すること)

 - (4) ゴールネットは白色であること
 - (5) コーナーフラッグおよびコーナーフラッグポールは、Jリーグ指定のものである こと
 - (6) ラインは幅 12 cmとし、明瞭に引くこと(原則としてペイント方式とする)
- ② フィールド (ピッチおよびその周辺部分) には、選手のプレーに影響を与え、または危険を及ぼすおそれのある物は一切放置もしくは設置してはならない。
- ③ 競技場の観客席は、15,000人以上収容できるものでなければならない。ただし、芝生席は、観客席とはみなさない。
- ④ 競技場には、平均 1,500 ルクス以上の照度をもつ照明装置を設置しなければならない。

第3条〔競技場付帯設備および旗の掲揚〕

- ① 競技場は、次の各号の付帯設備を備えるものでなければならない。
 - (1) 本部室

- (2) 更衣室(温水シャワーが使用でき,かつ,ホームチーム,ビジターチームおよび 審判員について各々別個に用意されていること)
- (3) 記録室(ピッチ全体を見渡すことができ,かつ,個室であること)
- (4) 医務室
- (5) ドーピングコントロール室
- (6) 警察・消防控室
- (7) 記者室
- (8) カメラマン室
- (9) 来賓席
- (10) 記者席(ピッチ全体を見渡すことができ、屋根付きで、かつ、手元照明付きの机を備えていること)
- (1) 場内放送設備
- (12) 放送中継用ブース
- (3) スコアボード(原則として電光掲示盤であること)
- (14) メンバー掲示板 (スコアボードでの兼用可)
- (15) リーグ旗およびクラブ旗の掲揚ポール
- (16) 入場券売場
- (17) 飲食物およびサッカー関連グッズ等の販売所
- ② ホームクラブは、リーグ旗、クラブ旗およびチャンピオンフラッグ(ホームクラブが前年のチャンピオンチームである場合に限る)を次の各号のとおり掲揚しなければならない。
 - (I) リーグ旗:中央
 - (2) ホームクラブ旗:ピッチから向かって左
 - (3) ビジタークラブ旗:ピッチから向かって右
 - (4) チャンピオンフラッグ:前年のチャンピオンチームのクラブ旗の下 (ホームゲームのみ掲揚)
- ③ リーグ旗およびクラブ旗の大きさは天地 1,800 mm, 左右 2,700 mmとする.

第4条〔照明装置〕

Jクラブは、競技場の照明装置の故障を未然に防止し、かつ、故障箇所をすみやかに修理するための措置を講じるよう努めなければならない。

第5条 [ベンチ]

- ① ベンチは、原則として次の各号の要件を満たすものでなければならない。
 - (I) ピッチのタッチラインから 5 メートル以上離れ, かつ, その一端がハーフウェーラインから 10 メートル以内に懸かる位置に設置すること
 - (2) 屋根を備えていること(ただし、観客等の視野を妨げるものであってはならない)
- ② ベンチの前面(ピッチ側)には、テクニカルエリアを設置する.
- ③ ホームチームのベンチは、原則としてメインスタンドからピッチに向かって左側に

設置する.

第6条〔医事運営〕

- ① ホームクラブは、次の各号のとおり医事運営を行わなければならない、
 - (I) 医務室には、協会のスポーツ医学委員会が定めた救急用機器および医薬品(別紙 I) を備えること
 - (2) 試合の開催時には、競技場の観客等の事故に対処するため、医師および看護婦各日名以上を開門時から閉門時まで待機させること
 - (3) 試合の開催に先立ち、競技場で生じる重度の外傷および疾病に対処するため、あらかじめ救急移送病院を確保しておくこと
 - (4) 競技場内医事運営担当の医師に、試合の開催時に競技場で生じた外傷および疾病のすべてを記載した所定の「会場内医事報告書」を作成させ、その「正」を Jリーグ事務局へ可及的すみやかに提出すること
- ② 前項第2号の医師および看護婦の手当て等は、以下の金額を標準とする、

手当て:医 師 10,000円(時給)

看護婦 10,000円(日給)

交通費・宿泊費: Jリーグの「旅費規程」による

第7条 [ビジタークラブのための観客席の確保]

ホームクラブは、ビジタークラブを応援する観客のために、適正な数の席を確保しなければならない。

第8条 (広告看板の設置)

- ① 競技場には、Jリーグが指定した位置に大会タイトル看板を掲出できるスペースを 別表 I のとおり確保しなければならない。
 - (I) サイズ:900 mm×13,500 mm
 - (2) 枚 数: 1枚
- ② 競技場には、Jリーグが指定した位置にオフィシャルスポンサーが次の各号の条件を満たす広告看板または横断幕を掲出できるスペースを別表 | のとおり確保しなければならない。
 - (I) サイズ: 900 mm×6,750 mm
 - (2) 枚 数:16枚
 - (3) 色 : 4色
- ③ 競技場には J リーグが指定した位置にフェアプレイキャンペーン用パネルを掲出できるスペースを確保しなければならない。
 - (I) サイズ:500 mm×500 mm
 - (2) 枚 数:2枚
 - (3) 位 置:ベンチ横、ハーフウェーライン側
- ④ 競技場には J リーグが指定した位置にフェアプレイキャンペーン用の横断幕を掲出できるスペースを確保しなければならない。

- (I) サイズ: 1,200 mm×7,200 mm
- (2) 枚 数: 1枚
- ⑤ チームスポンサーの広告看板または横断幕を掲出する場合は、次の各号の条件を満 たさなければならない。
 - (1) サイズ:900 mm×4,500 mm
 - (2) 色 : 4色
- ⑥ 第2項・第4項および第5項の広告看板等の設置位置は、次の各号のとおりとする。 ただし、観客等の視野を妨げるものであってはならない。
 - (1) タッチライン側:タッチラインから5メートル以上離れていること
 - (2) ゴールライン側:ゴールラインから 5 メートル以上離れたカメラマン用のライン に沿っていること
- ⑦ チームスポンサー等の広告看板または横断幕を掲出する場合は、原則として掲出日の7日前までに所定の「広告掲出申請書」(別紙2)により」リーグに届け出なければならない。

第9条〔競技場における告知等〕

- ① ホームクラブは、競技場において、次の各号の事項を告知しなければならない。
 - (1) 選手、審判員およびマッチコミッサリー
 - (2) 選手および審判員の交代
 - (3) 得点者および得点時間(得点直後に)
 - (4) 他の試合の途中経過および結果(得点者および得点時間を含む)
 - (5) 入場者実数
 - (6) 前各号のほか、 Jリーグの指定する事項
- ② ホームクラブは、試合の前後およびハーフタイムに、次の各号の事項を行うことができる。
 - (1) 次の試合の予定の告知
 - (2) 事前に Jリーグに届け出て承認を得た広告宣伝
 - (3) 音楽放送
 - (4) チームまたは選手に関する情報の告知
 - (5) 前各号のほか、 Jリーグの承認を得た事項

第 10 条 〔公式試合開催指定競技場の指定〕

- ① Jリーグは競技場(付帯設備を含む)を検査し,「公式試合開催指定競技場」を定める。
- ② 前項の検査に関する事項は、別途定める「競技場検査要項」の定めるところによる。

第 11 条〔競技場の視察〕

① Jリーグは、試合開催の可否を確認するため競技場を視察することができ、その結果、試合開催が困難であると判断したときは、その旨を遅滞なくチェアマンに報告しなければならない。

- ② チェアマンは、前項の報告を受けたときは、その競技場での試合の実施を中止する 決定を下すことができる.
- ③ 前項の中止の決定およびその通知は、試合開催日の2か月前までにホームクラブに対して行わなければならない。

第12条〔悪天候の場合のピッチ整備の義務〕

ホームクラブは、降雪または降雨等、悪天候の場合であっても、可能な限りピッチを整備し、その競技場での試合を実施することができるよう最善の努力をしなければならない。

第2節 試 合

第13条〔大会形式〕

リーグ戦は、2ステージ制とし、各ステージとも総当たりにより行う。

第 14条 〔試合の主催等〕

- ① 試合は、すべて協会および」リーグが主催し、」リーグが主管する。
- ② Jリーグは、試合のホームゲームの主管をホームクラブに委譲する、

第 15 条〔主管権の譲渡〕

ホームクラブは、 Jリーグの事前の承認を得て、その主管するホームゲームの主管権を、協会に所属する地域サッカー協会および都道府県サッカー協会に対し譲渡することができる。 ただし、この場合においても、ホームクラブは、 Jリーグ規約上の義務を免れるものではない。

第 16 条〔競技規則〕

試合は、すべて国際サッカー連盟(FIFA)および協会の競技規則に従って実施される。

第 17 条〔届出義務〕

- ① すべてのクラブは、1998年1月31日までに次の各号の事項を所定の用紙(別紙3~4)によりJリーグに届け出なければならない。
 - (1) 選手
 - (2) 実行委員, 運営委員および広報委員等
 - (3) 監督, コーチ, チームドクター, マッサー等(以下「チームスタッフ」という)
- ② 前項により届け出た事項に追加、抹消等の変更があった場合にも前項の用紙により すみやかに届け出なければならない。

第 18 条〔出場資格〕

- ① 協会への選手登録(以下「登録」という)を完了した選手のみが、試合における出場資格をもつ。
- ② Jクラブの2種チームに所属し、事前にJリーグの承認を受けた選手(各クラブ5 名以内)には、リーグ戦への出場資格が与えられる。
- ③ 選手は、試合出場に際し、協会の発行する選手証(以下「選手証」という)を携帯しなければならない。

第19条〔出場資格を得るための追加登録期限〕

1 st ステージについては 1998 年 7 月 24 日までに、2 nd ステージについては 1998 年 10 月 23 日までに登録を完了した選手のみが当該ステージへの出場資格をもつ。

第20条〔出場可能日〕

前2条により登録を完了した選手は、登録完了日の翌日から試合に出場することができる。

第2|条〔メディカルチェック〕

- ① すべてのクラブは、1998年2月28日までに、選手に関する「Jリーグメディカルチェック報告書」をJリーグに提出しなければならない。ただし、追加登録する選手については、登録のつど提出するものとする。
- ② スポーツ医学委員会は、「」リーグメディカルチェック報告書」において異常所見を示した選手に対する医学的処置について勧告を行うことができる。

第22条〔試合エントリー選手の人数〕

各試合にエントリーできる選手の人数は、 | チーム 16 名以内とする.

第23条〔外国籍選手〕

試合エントリーすることができる外国籍選手は、 | チーム3名以内とする.

第24条〔ユニフォーム〕

リーグ戦において使用するユニフォームは別途定める「ユニフォーム要項」による.

第25条〔フィールド内のチーム要員〕

- ① フィールド上に用意されたベンチには、「メンバー提出用紙」(別紙5)に記載されたチームスタッフ6名ならび交代選手5名の合計 | 名が着席できる。ただし、ベンチでの喫煙は、禁止する。
- ② クラブは、協会、Jリーグの決定により、ベンチ入りを停止された者、出場停止処分を受けた者、または試合中に主審により退場もしくは退席を命じられた者をベンチ入りさせてはならない。

- ③ 主審が選手の負傷等により試合を中断し、チームスタッフの立ち入りを認める旨の合図をした場合には、チームスタッフ | 名に限りピッチ内に立ち入ることができる。ただし、このスタッフは可及的すみやかに負傷の程度を判断したうえピッチ外に退去しなければならない。
- ④ 延長戦に入る前の休憩時間にピッチ内に立ち入ることができる者は、「メンバー提出用紙」に記載されたチームスタッフおよび選手とする。ただし、主審より退場または退席を命じられた者を除く。
- ⑤ 前各項に違反する行為は、主審により排除されるものとし、試合終了後に主審から報告を受けた規律委員会により処分を決定される。

第26条〔試合の勝敗の決定〕

試合は、次の各号に従い勝敗を決定する。

- (I) 90 分間で勝敗が決しない場合には、5 分間の休憩ののち、30 分間(前後半各 15 分間)を限度として延長戦を行う。
- (2) 前号の延長戦においては、前後半にかかわらず、先に得点をしたチームを勝者とし、当該得点の時点でただちに試合終了とする。
- (3) 第1号の延長戦で勝敗が決しない場合は、PK方式(各チーム5人ずつ、決着がつかない場合は6人目以降は1人ずつで、勝敗が決するまで)にて勝者を決定する。

第27条 [各ステージの順位決定]

- ① 各ステージが終了した時点で、勝点(90分間での勝利3点、延長戦による勝利2点、PK方式による勝利1点、敗戦0点)の合計が多いチームを上位とし、順位を決定する、ただし、勝点が同一の場合は、次の各号の順序により順位を決定する。
 - (1) 得失点差
 - (2) 総得点数
 - (3) 当該チーム間の対戦成績
 - (4) 順位決定戦
- ② 前項第4号の順位決定戦は、実行委員会が必要と判断した場合にのみ実施され、その他の場合は、代表者による抽選によって順位が決定される。

第28条〔1998年総合順位の決定〕

- ① 各ステージの優勝チームが異なる場合、年間優勝チームの決定戦(以下「チャンピオンシップ」という)を行い、総合順位の | 位、2 位を決定する。3 位以下は、各ステージにおける勝点の合計によって決定する。ただし、勝点が同一の場合は、次の各号の順序により決定する。
 - (1) リーグ戦全試合の得失点差
 - (2) リーグ戦全試合の総得点数
 - (3) 当該チーム間の対戦成績(イ. 勝点 ロ. 得失点差 ハ. 総得点数)
 - (4) 順位決定戦
- ② 前項第4号の順位決定戦は、実行委員会が翌シーズンの開幕試合の開催権の決定等

に必要と判断した場合のみ実施され、その他の場合は、当該チームの代表者による抽 選によって順位を決定する.

③ 各ステージの優勝チームが同一の場合は、当該チームを優勝とし、2位以下は第1項の3位以下の決定方法と同様とする。

第29条〔審判員〕

- ① 主審,副審および予備審判員については,Jリーグが協会の審判委員会に対し,協会登録の「級審判員(ただし、予備審判員は2級以上)の派遣を依頼する.
- ② 審判員は、キックオフ時刻の 90 分前までに競技場に到着しなければならない。
- ③ 主審または副審のいずれかにその職務の続行が不可能となる事態が生じた場合,予 備審判員は、マッチコミッサリーの承認のもとに原則として第2副審を務める。
- ④ 審判員の手当て等は以下のとおりとする.

手当て:主審 50,000 円 副審 30,000 円 予備審判員 10,000 円 交通費・宿泊費: Jリーグの「旅費規程」による

- ⑤ 緊急時の審判員の手当て等の支払いは以下のとおりとする、
 - (1) 試合開始前に疾病・負傷その他の理由により交代した場合:支払いなし
 - (2) 試合途中の負傷等により交代した場合および試合が中止になった場合: 手当て:主審 30,000 円 副審 20,000 円 予備審判員 7,000 円 交通費・宿泊費: Jリーグの「旅費規程」による(移動がともなった場合にのみ 支払い)
 - (3) 交代によりあらたに職務についた審判員の手当て等は前項に準ずる

第30条〔通行証〕

」リーグは、次の各号の通行証を発行し通行証を所有する者の通行可能エリアを指定する。

- (I) OFFICIAL (紫):オールエリア通行可
- (2) TEAM (紫): オールエリア通行可
- (3) TEAM (赤):本部室,フィールド,更衣室,練習場,その他運営ゾーン
- (4) SUPPLIER (青):本部室、その他運営ゾーン
- (5) PRESS (緑):記者室・記者席,カメラマン室,観客ゾーン,その他運営ゾーン
- (6) TV STAFF・RADIO STAFF (茶および黄):フィールド (ピッチを除く), 観客ゾーン, その他運営ゾーン
- (7) カメラマンゼッケン (オフィシャル・紫, PRESS・黄, TV-PRESS・赤, 報道連絡員・黒, テレビ中継・白, スカウティング・青):フィールド (ピッチを除く), 記者室・記者席, カメラマン室, その他運営ゾーン

第31条〔入場料〕

- ① 入場料金はホームクラブが設定し、料金の体系をJリーグの指定日までに「入場券報告書」(別紙6)により報告する。
- ② 大人の有料入場者が同伴する小学生未満の幼児の入場料金は、無料とする。ただし

有料入場者 | 名につき | 名に限る、

③ 入場券の販売は、売り切れにならない限りその試合の後半 15 分経過時まで行う

第32条〔試合球〕

ホームクラブは、キックオフ時刻の 120 分前までに J リーグの指定する試合球を 7 個用意し、試合をマルチボールシステムにて行う。

第33条〔」クラブの責任〕

- ① ホームクラブは、選手、審判員、役員および観客等の安全を確保する責任を負う。
- ② ホームクラブは、観客が試合の前後および試合中において秩序ある適切な態度を保持するよう努める義務を負い、ビジタークラブはこれに協力しなければならない。

第3節 運 営

第34条〔日 程〕

リーグ戦は、Jリーグにより決定された日程に従い開催される。

第35条〔試合の日時または場所の変更〕

- ① 試合の開催日,キックオフ時刻または開催地の変更は、次の手続きに従い決定する。
 - (1) ホームクラブが Jリーグに対し、変更しようとする開催日の 30 日前までに「試合開催に関する変更申請書」(別紙7)により申請する
 - (2) 業務運営委員会は、申請を受けた変更理由を審議のうえ、変更される開催日の 20 日前までに変更の可否をホームクラブおよびビジタークラブの双方に通知する
- ② 前項の手続きが行われない場合、ビジタークラブは当該変更を拒否することができる。
- ③ やむを得ない特別の事情がある場合において、ホームクラブの申請に基づきチェアマンが承認したときは、前2項の規定にかかわらず、開催日時または場所を変更することができる。

第36条〔特別の事情による変更〕

Jクラブは、協会またはJリーグにおいて特別の事情がある場合には、日程等の変更に応じなければならない。

第37条〔運営責任〕

- ① 試合の運営にあたっては、ホームクラブの実行委員が一切の責任を負う。
- ② ホームクラブの実行委員は、キックオフ時刻の 120 分前までに競技場に到着しなければならない。
- ③ ホームクラブの代表取締役社長が実行委員を兼務している場合においては、予めチ

ェアマンに届け出て承認を得た者に、本実施要項に定める実行委員の職務を代行させることができる。

第38条〔抱き合わせ開催の禁止〕

試合は、 Jリーグまたは協会以外の第三者が主催するサッカーその他の試合(前座 試合等) またはイベント等と抱き合わせで開催してはならない。ただし、 Jクラブが 主催する地域振興のための試合(中学生以下) またはイベント等で荒天時には中止で きるものに限り、 Jリーグの承認を受け、実施することができる。

第39条〔マッチコミッサリー〕

- ① マッチコミッサリーは、実行委員会が推薦し、理事会が承認した後、チェアマンが 任命し、各試合に派遣される。
- ② マッチコミッサリーは、次の事項を遵守しなければならない、
 - (1) キックオフ時刻の 120 分前までに競技場に到着すること
 - (2) キックオフ時刻の 70 分前に双方のチームの監督, 実行委員, 運営委員, および 審判員を集め, 留意事項等を確認すること. ただし, ビジタークラブの実行委員および運営委員については, 代理出席を認める
 - (3) 延長戦終了後に行う P K において,主審がピッチおよびゴールの状況,選手の安全確保等に問題があると判断した結果,ビジターチーム側のゴールを使用する場合には、その理由を主審に確認すること
 - (4) 試合終了後 24 時間以内に J リーグ宛に「マッチコミッサリー報告書」(別紙 8) を発信すること
 - (5) 試合の中断または競技中の悪質な違反による退場等の重大な事項が発生した場合に、所定の手続きにより「緊急報告書」(別紙9) をすみやかにチェアマンに提出すること
 - (6) 裁定委員会または規律委員会より出席を求められた場合に、これに出席し報告すること
 - (7) 前各号のほか、別途チェアマンの定める事項を行うこと
- ③ ホームクラブは、フィールドおよび観客席の全体が見渡すことができる場所にマッチコミッサリー席を設置しなければならない。
- ④ マッチコミッサリーの手当て等は以下のとおりとする.

手当て:50,000円

交通費・宿泊費:Jリーグの「旅費規程」による

⑤ 試合が中止された場合の手当て等は以下のとおりとする.

手当て:30,000円

交通費・宿泊費: Jリーグの「旅費規程」による(移動がともなった場合にのみ 支払い)

第 40 条 〔試合の中止および中断の決定〕

① 試合の中止は、主審が、マッチコミッサリーおよびホームクラブの実行委員と協議

のうえ決定する。ただし、主審が到着する前にやむを得ない事情により試合を中止する場合は、マッチコミッサリーおよびホームクラブの実行委員が協議のうえ決定する。

② 主審が試合の中断を決定した場合、ホームクラブは試合を再開することができるよう最善の努力をしなければならない。

第41条〔競技場への到着〕

双方のチームはバスを使用し、原則としてキックオフ時刻の 70 分前までに競技場 に到着しなければならない。

第42条〔キックオフ時刻の厳守〕

- いずれのチームも、あらかじめ定められたキックオフ時刻を厳守しなければならない。
- ② 不可抗力またはテレビもしくはラジオの同時中継放送の都合によりキックオフ時刻を遅らせる場合は、主審およびマッチコミッサリーの事前の承認を得なければならない。ただし、テレビもしくはラジオの放送の都合による遅延は、5分以内に限る。
- ③ いずれか一方のチームがキックオフ時刻に競技場に現れない場合, 相手チームは 45 分間, 待機する義務を負う.
- ④ 後半のキックオフ時刻は、5分以上に及ぶ試合中断等がない限り前半のキックオフ 指定時刻の60分後とする。

第43条〔敗戦とみなされる場合〕

試合が一方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止となった場合には、その過失あるチームは、0対3で敗戦したものとみなされる。

第44条〔前条の場合の記録〕

前条に基づき中止となった試合の出場および得点の得点者は、記録されない。ただし、警告・退場の処分については規律委員会に委ねられるため、記録として残る場合がある。

第 45 条 (メンバー提出)

- ① 双方のチームは、キックオフ時刻の I50 分前までに「メンバー提出用紙」に必要事項を記入し、全選手の選手証とともにホームクラブの運営委員に提出し、試合エントリーを完了しなければならない。
- ② 試合エントリー完了後からキックオフ時刻までの間における選手の変更は、練習中の負傷または急病等やむを得ない事情があり、かつ、主審およびマッチコミッサリーの承諾を得た場合に限り認められる。

第46条〔主審の確認事項〕

① 主審は、選手証により、選手のその試合における出場資格を確認しなければならない。

② 主審は、「メンバー提出用紙」の記載事項を確認し、もしこれに不備があれば、そのチームに差し戻し、修正させなければならない。

第47条〔選手の交代〕

試合中の選手の交代は、次の各号のとおりとする.

- (1) 選手の交代は、3名以内とする.
- (2) 交代は、退出する選手の選手番号を交代ボードで提示したうえ、行わなければならない。

第48条〔不可抗力による開催不能または中止〕

試合が不可抗力により開催不能または中止となった場合, その勝敗の決定方法は, 実行委員会において協議のうえ決定する.

第49条〔入場料金の払い戻し〕

入場料金の払い戻しは、原則として次の各号の場合に行う、

- (1) 試合が不可抗力により開催不能または中止となった場合
- (2) 試合前に、いずれかのクラブの責に帰すべき事由により試合が開催不能となった場合

第50条〔係 員〕

- ① ホームクラブは、試合実施を円滑に進行するため、次の各号の補助係員をおき、必要な業務を行わせる。
 - (1) 場内整備員
 - (2) 場内放送要員
 - (3) ボールボーイ
 - (4) 担架要員(8名. 担架を2台用意しておくこと)
- ② ホームクラブは、マッチコミッサリーが円滑に業務を行うため、補助係員をおかなければならない。

第51条 (マスコミ対応)

- ① 報道関係者の取材(インタビューを含む)は、原則として練習開始から試合終了時までは行わない。ただし、それぞれのクラブの広報委員を通じての取材は行うことができる
- ② 試合におけるホームクラブのマスコミ対応は次のとおりとする。
 - (I) カメラ (スチールおよびテレビ) による撮影およびペン記者の取材場所を指定する
 - (2) 「試合メンバー表」(別紙 10) の配布は、キックオフ時刻の 80 分前に行う
 - (3) ハーフタイム時には双方の監督のコメント等を配布する
 - (4) 試合終了後の監督および選手の記者会見場所を設ける
 - (5) 記者室およびカメラマン室を設ける

第52条〔公式記録〕

- ① 記録員は、所定の公式記録用紙(別紙 II)により、試合記録を作成し、試合終了後、内容確認のためマッチコミッサリー、主審およびホームクラブの運営委員の署名を受けたのち、すみやかに報道関係者等に配布する。
- ② ホームクラブの運営委員は、公式記録の原紙をすみやかに Jリーグに提出しなければならない。(観客数は入場者実数を記入)

第53条〔試合運営報告〕

- ① ホームクラブの実行委員は、試合の実施または運営に関し問題が生じた場合、試合終了後すみやかに「試合運営報告書」(別紙 |2) に必要事項を記載し、 Jリーグに提出しなければならない。
- ② チームドクターは、選手が試合中または練習中に負傷した場合には、可及的すみやかに Jリーグに対し「Jリーグ傷害報告書」を提出しなければならない。

第54条〔退場処分〕

退場処分(同一試合における2回の警告による退場を除く)を受けた選手は,規律委員会の決定があるまで出場を停止される。また,退席処分を受けたチームスタッフについても同様とする。

第55条〔警告による出場停止処分〕

累積された警告による出場停止処分は、規律委員会が定めるところによる。

第4節 試合の収支

第56条 [試合の費用負担等]

ホームクラブは、ホームゲームからの収入を受領し、その試合の開催に要する次の費用を負担する。

- (1) 運営人件費
- (2) 競技場使用料(付帯設備使用料を含む)
- (3) 競技場仮設設備設置費用 (テント設営料等)
- (4) 入場券・招待券の印刷費
- (5) 入場券販売手数料
- (6) 広告宣伝費
- (7) チームスポンサーの看板等の費用 (競技場への掲出料を含む)
- (8) その他運営に係わる費用

第57条〔不可抗力による試合中止等の場合の費用の負担〕

すでに何らかの経費の発生している試合が、不可抗力により開催不能または中止となった場合には、ホームクラブにおいて発生した前条第 | 号ないし第 4 号の費用および入場料金払戻し手数料ならびに双方のクラブにおいて発生した交通費・宿泊費は J リーグが負担する。

第58条〔帰責事由あるクラブの費用の補償〕

- ① ホームクラブの責に帰すべき事由により試合が開催不能または中止となった場合, ホームクラブはビジタークラブに発生した交通費・宿泊費を補償しなければならない。
- ② ビジタークラブの責に帰すべき事由により試合が開催不能または中止となった場合, ビジタークラブはホームクラブに発生した第56条第1号ないし第8号の費用および 入場料金払戻し手数料ならびに交通費・宿泊費を補償しなければならない。

第59条〔テレビ放送権〕

- ① 試合のテレビ放送権はJリーグに帰属する.
- ② 試合のテレビ放送権料は、別途Jリーグが定めるところによる、
- ③ 前項の放送権料は、別途定める基準により全クラブにそれぞれ配分するものとする。

第60条〔収支報告〕

すべてのクラブは、リーグ戦終了後30日以内に、収支報告として、主管した試合の「試合収支決算書」(別紙13)の写しをJリーグに提出しなければならない。

第61条〔納付金〕

ホームクラブは、主管した試合の入場料収入のうちの5%相当額を協会に納付しなければならない。

第62条〔納付期限〕

すべてのクラブは、リーグ戦終了後30日以内に、所定の納付金を納めなければならない。

第63条〔遠征費用〕

- ① チームの遠征に要する交通費および宿泊費は、「旅費規程」第2条の定めるところによる。
- ② ホームクラブの都合によりホームタウン以外の競技場で試合を実施したことにより 発生したビジタークラブの交通費および宿泊費の増額分は、ホームクラブが負担する。

救急用機器・医薬品

カテゴリー	品名	数量
器材類	アンビューセット	1箱
	濃縮酸素	2本
	血圧計	1本
	聴診器	1本
	体温計	1本
	ペンライト	1本
ļ	ギプスシーネ(4インチ×15インチ)	2本
	アロフェンスシーネ(指用)	2本
	ユリアパック	3本
	アイスキャップ	1本
	手袋(未消毒)	少々
	ハサミ (13.5cm)	2本
	ピンセット	2本
	毛抜き	2本
	爪切り	2本
ガーゼ・包帯類	眼帯	2個
	アミホータイ	2本
	伸縮ホータイ	2本
	指キャップ	2本
	三角巾	2枚
	メディカルテープ	2本
1	サージカルテープ	2本
	ヘルパッド	2本
	エラスコット (5cm,7.5cm,20cm)	各2本
	ケーパインガーゼ (中)	10袋
	救急絆	1箱
薬品類	ポンタール (250mg)	100錠
	パファリン	36錠
	三共胃腸薬	100錠
	テオドール (50mg)	100錠
	パイロンA(PL)	30p
	プスコバン (10mg)	100錠
	中外下痢止め	1箱(小)
	センパア(塩酸メクリジン)【めまい用】	20~30錠
	リスロンS(ブロムワレル尿酸)【鎮静剤】	20錠
	明治Sトローチ(塩化セチルビリジウム、キキョウエス)	20錠
	ターゼン	100錠
	プリンペラン錠	100錠
消毒薬・外用薬など	消毒用ヒビテン(5%)	1 瓶
	マキロン	1 瓶
	三共目薬	1本
	ソフラチュール	10枚
	パテックスA	10袋

別紙 2

(1ページ目)

リーグ使用欄							
事務局長	事務局長 所属長						
		-					

広告掲出申請書

(社)日本プロサッカーリーグ チェアマン 川淵 三郎 殿

下記のとおり競技場内(観客席を除く) ヘチームスポンサー等の広告を掲出することを申請いたします。

大会名	①リーク 戦(1st, 2nd)②リークカッフ戦 ③Jサテライトリーク戦 ④その他()							
掲出媒体	①看板 ②横断幕 ③ユニフォーム ④その他()							
件 数	件							
広告社名	業種							
内 容(%	内 容(※サイズ、デザインロゴ、色彩等を記入、複数ある場合2ページ目以降に記入)							

19 年 月 日

クラブ名:

実行委員:

印

※サイズ、デザインロゴ、色彩等資料に関する資料があれば、添付すること

(2ページ目以降)

チーム名:	
-------	--

[AR-TE-	
	広告社名	業種	
内	容(※サイズ、デザインロゴ、色彩	等)	
<u> </u>			
	広告社名	業種	
	以古代石	未 推	
内	容(※サイズ、デザインロゴ、色彩	等)	
<u> </u>			
	広告社名	業種	-
内	容(※サイズ、デザインロゴ、色彩	等)	
	広告社名	業種	
内	容(※サイズ、デザインロゴ、色彩	等)	
L			

第1種	第2種(トッ/出場可)	:	第2種(トック出場不可)	I	外国籍選手	 外国籍扱いしない

(社) 日本プロサッカーリーグ

選手データ票

_		
	チーム名	
選	選手氏名	
基手	(正式名)	
ľ	フリガナ	
氏	************	
名	英文表記	
通	選手通称	・外国籍選手の場合のみ記入(日本人選手は、正式名と同)
称	英文表記	・試合メンバー提出用紙に書き込む名称 ・新聞等の報道発表の際に使用する名称
7	ドジション	□GK □DF □MF □FW 身長・体重
Ė	上年月日	19 年 月 日 血液型 □A □B □O □AB
Ł	出身校	・外国籍選手を除く
Н	出生地	
ij	見国籍	・外国籍選手の場合のみ記入
3	登録区分 (* 1)	□アマチュア アマチュア以外 (□NAP □NA)
前	チーム名/国名	
登	英文字	
録	所属期間	19 年 月 日 ~ 19 年 月 日
前	チーム名/国名	
々登	英文字	
緑	所属期[11]	19 年 月 日 ~ 19 年 月 日
G	市老	
	品目的	□新規追加□データ変更□データ抹消□年次確認
	ine	19 年 月 日

 $^{(*)}$ 登録区分:NAP=JFA統一契約締結選手、<math>NA=統一契約を結んでいない選手 上記のとおり申請いたします。

実行委員名:

ED

別紙4

(社) 日本プロサッカーリーグ

役員・チームスタッフ データ票

チ・	 -ム名			届け出日	199年月日			
役	散コード	役職名						
役	員氏名(正式名)	<u>x</u>)						
(IE	式名/フリカナ)							
(1	式名/英文)				11111111111			
通	役員通称		・外国籍役員の					
称	英文表記			・試合メンバー提出用紙に書き込む名称 ・報道発表の際に使用する名称				
生生	手月日	19 年 月	日・↓国籍は、外国籍	役員の場合のみ記入				
国	籍			役員コ	ı-r			
届;	ナ出の目的	□新規追加	□データ変更 □デ	一夕抹消 □年次確認	2			
登録	及分(*)	□トップのみ	□サテライトのみ □ト	ップ・サテライト共				

(*)登録区分は、Jリーグへの登録の時には、必ず指定して下さい。(JFLへの登録の場合は、指定しないで下さい。)

【役職コード一覧】

役職コード	役職名	役職名(英文)	備考
20	総監督	General Manager	
23	監督	Manager	
24	監督代行	Acting Manager	※JFLのみ。Jリーグでは指定できません。
26	ヘッドコーチ	Head Coach	
29	コーチ	Coach	
32	GKコーチ	Goal Keeper Coach	
35	フィジカルコーチ	Physical Coach	
38	ドクター	Doctor	
41	マッサー	Masseur	
44	フィジオセラビスト	Physiotherapist	
47	通訳	Interpreter	
50	主務	Secretary	※トップ、サテライトで各1名以内。
53	副務	Assistant Secretary	※トップ、サテライトで各1名以内。
56	用具係	Kit Man	
60	評議員	Councilor	※JFLのみ。Jリーグでは指定できません。
61	部長	General Manager	※JFLのみ。Jリーグでは指定できません。
70	実行委員	Executive Officer	
73	実行委員代理	Deputy E Officer	
. 76	サテ実行委員代理	Deputy E Officer/S	※ ゴリーグ (準会員を含む)のみ。
77	業務運営委員		
71	用类性形	Operation Officer	
74	運営担当	Assistant O Officer	※トップ、サテライトで各し名以内。
72	広報委員	P.R.Officer	※Jリーグ(準会員を含む)のみ。
75	広報担当	Assistant PR Officer	※トップ、サテライトで各し名以内。
80	321R(1	Scorekeeper	

上記のとおり申請いたします。

実行委員名:

EΠ

(本部)

メンバー提出用紙

4-	チーム名			(注 意)				
番号	ポジション	氏	名		(1) リー: (2) リー: (3) Jサー (4) そのf ② 交代要i 6名も: グカッコ	グ グカップ テライトリー 名 5 都記つい名 記がに名 1 で名 1 で名 1 で名 1 で名 1 で名 1 で名 1 で名 1 で	試合開 試合開 - グ 試合 - グ は、 - グ の他 - の他 - の - し - で - し - で - し - で - し - で - し - で - で - し - で - で - で - で - で - で - で - で - で - で	始150分前 始150分前 始 60分前 の規定による
					役	職	氏	名
交代》	,				©=	フォーム	.(色)	
						シャツ	ショーツ	ストッキング
					PLAYER			
					GK			
				-				

社団法人 日本プロサッカーリーグ

リーグ使用欄								
事務局長	事務局長 所属長							
		_						

入場券報告書

(社)日本プロサッカーリーグ チェアマン 川淵 三郎 殿

大 会 名	リーグ戦(1st	2nd) • IJ	ーグカ	ップ戦	(該当する大会名を〇	で囲む)
競技場名		(1	又容可能常	X	席•発券可能常数	席)
発売開始日						
発売方法			発売場所			

1.担米の発表	FF **	単	価	備考
入場券の種類	席数	前売券	当日券	7相 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	席	円	円	
	席	円	円	
	席	円	円	
	席	円	円	
	席	円	円	
	席	円	円	
	席	円	円	
	席	円	円	
	席	円	円	
	席	円	円	
	席	円	円	
	席	円	円	
年間指定席券	席	円	円	
	席	円	円	
	席	円	円	
招待券	席			
	席			
合 計	席			

*金額には消費税を含みます。

19 年 月 日

クラブ名:

実行委員:

即

別紙 7

ע	一グ使用	欄
事務局長	所属長	担当

試合開催に関する変更申請書

(社)日本プロサッカーリーグ チェアマン 川淵 三郎 殿

該当項目を○で囲む) ①開催地(競技場) ②開催日 ③キック	オフ時刻
----------------------------------	------

下記のとおり試合開催に関する変更をしたく、申請いたします。

大	会	名	①リーグ	戦(1st	2nd)	②リーサカォフ Ⴏ	Ì	③ ガデイリーグ戦	④その他 (()
対揮		- K						vs			
試	合	В	19	年	月	日()	わか時刻	:		
競	技	場									

(変更希望)

①開催地	(競技場	湯名)						
②開催日	1 9	年	月	日()	③ キックオフ時刻	:	
変更理由								

1	9 :	年	月日	3

クラブ名:

実行委員:

EII

別紙 8

Jリーグ マッチコミッサリー報告書

大会名:	
氏名:	
試合につい	τ
チーム名:	Vs
試合結果:	: (:)(:)
	延長 () (分
	P K ()
開催日:	1998年月日 ()
キックオフ:	前 半 (指定時刻 :)
	後 半 (指定時刻)
遅延理由:	前 半
	後 半
審判員:	主
	副 審 1
	副
	予備審判
入場者実数:	_
大修二	
ピッチ状況:	
競技場の付帯	设制状况:

審判員について

ŧ	審・	副和	奋評	価点	の目録	 7			**********				***************************************	***************************************			
: -	. 極			1			常に思				思い		4. 不満足		5. やや不満.	足	
6	. 平均	均的) :::::::::	ווענונוט	7 		や良v 					mmuze:	9. 非常に良い	, ,	10. 理想的		
1.	‡ :	審化	の割	猫													
	1	_															
	A 1	1.	性	格	(確	固と	して	いる:	か、不	安さ	は、	困難な	ケースで観	客の影響	を受けてい	るか、競技	者に影響さ
	れて	てい	るカ	、公	平か)												
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	1 0				×1	
	A 2	2.	体	カ	(ブレ	/ — <u>*</u>	と迫う	のが	速いえ	か [2	スピー	- ۴1 .	スタミナは十	分か、ブ!	ノーの近くにい	ハるか)	
	•••				•		-		-	-		10				× 2	
q	. 1	在出			Ü	•	Ū	ŭ	•	Ů		. •					L
_	•				訓の角	解釈	と適に	用 (f	題.題(6	の精	油を	適用1	,ているか、故	意と故す	意でないプレ	/イの区別	は的確か、
					の適			-	,u,,,,	- 414		٠,,, ٥		, <u>,,,,</u>	Br C Br) r		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
			1	2	3	4	5	6	7	R	q	1 0				× 3	
	R							_		_	_		るか、対角線	13-5cm/	生は 副家と		判定けける
													か、時間は正		なる、町角で	·/ 1/4//	TIACIONA
	<u> </u>											10	Λ. ∕ Maleiteπ	_7E (/ * /		× 2	
	n c										-		±1.5π 1	9.1. 1894 I	+ ~ '1111 1.7 '4		
	Вз											•	対処している	らか、音音	ラヤ 退場は2	•	F .
			1	Z	3	4	5	6	7	8	9	1 0				× 2	
												評	価点(A1+	A2+B1	+B2+B3)	÷10	
С	, ii	式合	の	日難	芰												
			1 2	易しい	۲,	2	難し	Ų3	3	非常	に観	ましい					
	理																
	-1	щ	· –									-			·-··-		
2.	副	審	の言	平価	(各	項目	を10	0点清	南点で	許何	iする	5)					
				ボジ	ショニン	7.		半	定			シケ	か 主	審との協	劲		_ 合計_
	副和	部 1					+] .	+		+		=		
						_ 				_]		L]]		
	副和	₹ 2					+	L] '	+		+		=		
2	z	<i>.</i>	44. ≤	इट गण।	무 !~	BB-		٦.	1	L							
ο.	~	.رن	凹る	百刊	員に	. [关]	9 බ	コブ	· / I	_							
																_	
	_																

警告・退場について

警告:

[理由欄への配入項目] ラ:ラフブレイ、非:非紳士的行為、繰:繰り返しの違反、異:異議、無:無許可 [評価欄への配入について] 判定・処置が適切かどうか○△×で評価

時間	チーム	選手名	理由	評価	時間	チーム	選手名	理由	評価
分		No.			分		No.		
分		No.	<u> </u>		分		No.		
分		No.			分		No.		
分		No.			分		No.		
分		No.			分		No.		

退場:

[理由欄への配入項目] 暴:暴官、著:著しく不正なプレー、乱:乱暴行為、2:警告2回 [評価欄への配入について] 判定・処置が適切かどうか \bigcirc \triangle \times で評価

時間	チーム	選手名	理由	評価	(懲罰項目) 具体的事由
分		No.			()
分		No.			()
分		No.			()
分		No.			()
警告・	退場処置に	関するコメント: 			
			-		

	1998年 月 日 vs
運 営 に つ い て (各項目を○△×で評価、実行委員、運営委員の任務は適切か マッチコミッキリーに対する協力は適切か マッチコミッキリー席は適切か スケジュール設定・進行は適切か 場内整理員および警備員の配置は適切か ボールボーイの行動は適切か	未確認項目には斜線 [/] を引く) 加がでいの誘導、整理は適切か 観客の導線は適切か 選手の導線は適切か 審判の導線は適切か
競技について(各項目を○△×で評価、 ★-A 7ウュイ 数技中のペンナスタッフのマナーは適切か プウニカルエリアの使用は適切か 数技中のドクター、マッサーのマナーは適切か 審判員の判定に素直に従っているか	 ★-A 79x4 相手を傷つけるようなアレをしていないか 無用な反則を多く犯していないか 真剣に最後までボールを迫っているか
観客・サポーターについて (各項目 *-A 7ウュイ	を〇△×で評価、未確認項目には斜線 [/] を引く) *-A 7ウュイ ph
特 記 事 項 (本試合で指摘した事項やただち	に改善を要望する事項など)

19 年 月 日

社団法人 日本プロサッカーリーグ チェアマン 川 淵 三 郎 殿 (FAX. 043-258-5544) 規律委員長 丸 山 義 行 殿 (FAX. 03-3990-4522)

Jリーグ

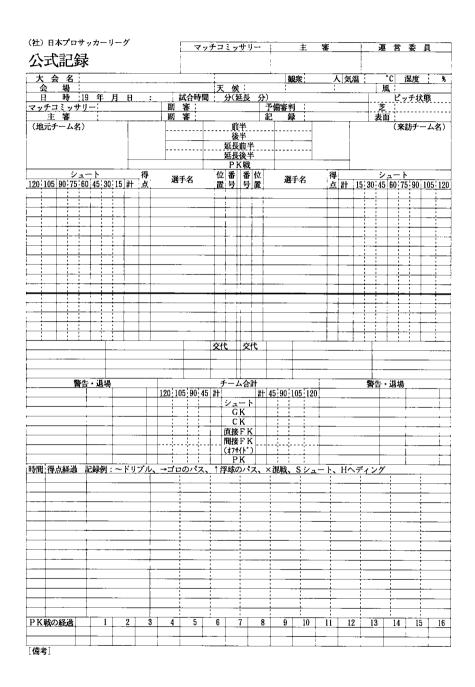
マッチコミッサリー緊急報告書

	石:	vs
試合結		
	果:	: (:) (:)
		延長(:)(:) PK(:)
試合日	時:	19 年 月 日() : +7クオフ
競技場	名:	
審判	員:	主審
緊急報告P (時間、5		副審 2 予備審判員 本名、選手名などを確認し、発言者も明確にすること)
(時間、ラ	≠ — <i>L</i> :	
(時間、ラ	≠ — <i>L</i>	4名、選手名などを確認し、発言者も明確にすること)
(時間、ラ	≠ — <i>L</i>	4名、選手名などを確認し、発言者も明確にすること)
(時間、ラ	F — L	4名、選手名などを確認し、発言者も明確にすること)
(時間、ラ	≠ — <i>L</i> :	4名、選手名などを確認し、発言者も明確にすること)

マッチコミッサリー署名:_____

108

(社)	日本	プロサッ			ンバー	-表		19 年 月	B	:	÷>9*7	対		
マッ	チコ	<u> </u>			H	.名	年齢	1級登録	試合主案	数割審		備る	ě.	
実行	委員			主		<u> </u>		7 100 32.95		M1 TH		MHS		
				副 審										
運営	委員			副審										
				予備審	树	_								
					シャサ ショーフ ストッキング	:			\$-L		Jリーグ 対戦成績	勝	分	敗
NO.	位置	氏	名	年齢	身長/体重		- 点	前所属チー	- A		1	ž	職	
					/	i					氏		年	齡:TA
					/					[
					/	- i							i	i_
				-	/	- i								
		-			/									
					7									
					/					1				
					/									
					/									,
		- 45 VIII - 45		4:	/	1							:	
		交代選手		先発	11名の平	均年齡:	-	歳						;
				-	/	-				<u>ا</u> ا			_:_	_;
	-			+	/					\dashv	今大会での	<u> </u>	温 占	失点
					/						マス云 C、 成績	,	14.72	~~
		-			/					-11	勝:分	敗	勝点	順位
				16:	名の平均年	龄:		歳				<u>: </u>	L	
					シャツ	:	_		アウェイ	∓- ⊿				
					ショーフ	:				_				
					ストッキング	:								
NO.	位置	氏	名	年齢	身長/体重	出場(点	前所属チー	-ム			Y	職	
					/	- :					氏	名	年	龄:TA
				\rightarrow	/		_							,
	-				/		-							-:-
		 -			- '		-							
				_	,						_			
					/									;
_					/									
<u> </u>					/								:	
<u> </u>	-			+	/				_					
		 交代選手		生效	<u>/</u> 11名の平	好你瞅.		歳		\dashv		-	<u> </u>	
	;	人以母子		元光	11名の平。	3-4-BD:		ASK,		\dashv			;	;
					/	1				٦'				
					,					\Box	今大会での	0	得点	失点
					/_						成績			
					/						勝 分	敗	勝点	順位
L				16:	名の平均年	黔:		歳		1	<u> </u>	1	L	



Ų	- 1 ^t	使用	#
事務局長	事務局次長	部 長	担当
i .			

試合運営報告書

(社)日本プロサッカーリーグ チェアマン 川淵 三郎 殿

大 会 名			節・回戦
日 時	19 年 月	日() キックオフ時刻 :	競技場
対戦カード	(*-ムクラフ҄)	vs	〔ビジタークラブ 〕
若 果	:	(:) 9053	→ 延長(前・後) PK :
1		①競技の進行 ②警備 ④マスコミ対応 ⑤チケ	関連 ③観客サービス - ット販売 ⑥その他

以上のとおり報告します。 19 年 月 日

クラブ名:

実行委員:

卸

運営委員:

卸

19年月日

試合収支決算書

								チーム	名 <u>:</u>	
					-		代	表者氏	名:	
会 名							節・	回戦		
当試合	1 9	年	月	В				VS		
			券	種	東	価	枚	数	金	類
		前								
	λ	売								
収										
	場		(計)		,				1	
	723	当								
		日日								
	券					 +				
λ			(計)						2	
			(合 計)						1)+2=3	
	その他									
			/ A 81)	_			-			
			(合 計)					_	4	
							(/	()	3+4	
	競	_技				用	料			
支	運		営	人	.	件				
.1.	1		EL, F	4 X 、	コピー、	弁当、	プレス	対応)		
出	その他									
							(E			
収:	支					(A	— E	3]		
					リー経費					

(合 計)

112

ユニフォーム要項

第 | 条〔趣旨〕

本要項は、「Jリーグ規約」第49条第4項の規定に基づき、リーグ戦およびJリーグが指定した試合(以下総称して「試合」という)におけるユニフォームに関する事項について定める。

第2条〔使用義務〕

Jクラブは、試合において、その所属チームの選手に、業務運営委員会が承認した ユニフォームを使用させなければならない。

第3条〔選手番号〕

- ① ユニフォームには、選手番号が明確に表示されていなければならない、
- ② 選手番号は事前に Jリーグに登録し、シーズン途中の変更は認めない。
- ③ 前項の選手番号は、服地と明確に判別することができる色のものとし、そのサイズは、次のとおりとする。
 - (I) シャツ 前面の左側もしくは中央に高さ 10 cm, 背中は高さ 25 cm
 - (2) ショーツ 前面の右下に高さ8 cm
- ④ 選手番号は、1をゴールキーパー、2~IIをフィールドプレイヤー、12以降はポジションとは無関係とする。ただし、シーズン途中の移籍等による場合を除いては、 欠番を認めない。

第4条〔アームバンド〕

チームのキャプテンは、キャプテンであることを明確に表示するアームバンドを着用しなければならない。

第5条[]リーグマークおよびチャンピオンマーク等]

- ① ユニフォームのシャツの右袖上腕部には、ワールドカップ開催準備委員会所定のロゴマーク(上側)およびJリーグ所定のJリーグマーク(下側)をつけなければならない。
- ② 前年度天皇杯全日本サッカー選手権大会の優勝チームおよび前年のJリーグ優勝チームは、前項のJリーグマークに代えて、それぞれ協会所定の「天皇杯チャンピオンマーク」および「Jリーグチャンピオンマーク」をつけなければならない。

第6条〔チームエンブレム〕

ユニフォームには、チームエンブレムをつけることができる。

第7条 [メーカー名の表示]

ユニフォームのメーカー名の表示は、次の場所およびサイズとする。

- (1) シャツ 胸. 1 か所. 20 cm 以下
- (2) ショーツ 前面の左下、 1 か所、12 cm 以下
- (3) ストッキング 各1か所、12 cm以下

第8条 [広告の表示]

- ① ユニフォームに第三者のための広告を表示する場合には、スポンサーの名称および 商品名等を、事前に所定の「広告掲出申請書」(別紙2)により J リーグに届け出な ければならない
- ② 前項に基づく広告は、シャツに3か所(ただし、1か所につき1社に限る)表示することができる。
- ③ 前項の広告を表示する場所およびサイズは、次のとおりとする、
 - (1) 前 面 選手番号上部。300 cm²以下
 - (2) 背 中 選手番号上部または下部。200 cm²以下
 - (3) 左 袖 50 cm を超えないサイズ
- ④ ユニフォームに、協会または Jリーグが指定するキャンペーンマークその他広告以外のものを表示する場合にも、原則として前項のサイズによるものとする。

第9条〔選手名の表示〕

- ① シャツには、選手名または通称を表示することができる、
- ② 前項の表示をする場所およびサイズ等は、次のとおりとする。
 - (I) 場 所 シャツ背中の選手番号上部。但し、当該箇所に広告を表示している場合 は、シャツ背中の選手番号下部
 - (2) サイズ 150 cm 以下、 1 文字の高さは 5 cm
 - (3) 文字 アルファベットにより表記し、直線的に表示
- ③ 選手名の表示を選手名または通称以外にて行うことを希望する場合は、事前に業務 運営委員会に申請し、承認を得なければならない。

〔改 正〕

平成8年12月24日 平成10年1月29日

競技場検査要項 [98年度用]

競技場の名称

[検査基準] (*必要度)

- *(A) = 必ず具備しなければならない条件 [加算ポイント = O点] *(B) = 原則として具備しなければならない条件 [加算ポイント = 2点] *(C) = 具備することが望ましい条件 [加算ポイント = 1点]

[検査項目]

	設備	内 容	*	必要	度	備	考	
	収容人員	15,000人以上	Α					
	以谷人貝	20,000人以上			С			
		天然芝(常緑)であること	Α					
	ピッチ	広さ = 105m X 68m		В				
		外側周囲に1.5m以上の芝生部分を確保		В				
	屋根	メインスタンドを覆う		В				
	建议	観客席のすべてを覆う			O			
	照明	ピッチ内平均照度 = 1,500ルクス以上		В		_		
	観客席	椅子席で、10,000席以上	Α					
	RX 12 /m	個席で、10,000席以上		В				
	来賓席	メインスタンド中央部に、屋根付き	Α					
	不良佈	50席以上		В				
		メインスタンド中央部に、3人が座れ、	Α					
	放送席	マイク、モニター、資料が置ける机を設置	^					
競		3ボックス設置		В				
		メインスタンド中央部に80席以上	Α					
技	記者席	屋根付き。手元照明付きデスク(70cm X		В				
場		50cm)を設置						
נשר		メインスタンド中央部に10社分(4㎡ X	Α					
設	カメラスペース	10社)のスペース	_^_	<u> </u>				
		常設・専用のスペース		В				
備	 記録室	ピッチ全体を見渡せる場所	Α					
	00 外主	個室で、エアコン付き		В				
		白色・丸形(直径12cm)で、固定方法に	Α					
	ゴール	つきJリーグが安全性を認定したもの						
		埋め込み式		В				
	ゴールネット	白色で、ボールを反発する補強材を使用	Α					
	1 704·71·	しないで取り付けるもの	^					
	スコアボード	得点、時間を表示できるもの	Α					
	X = 7 / N 1 ·	電光掲示盤		В				
	メンバー掲示板	出場メンバーを表示できるもの(スコア	Α					
	アンハ 門外収	ボードでの兼用可)						
	掲揚ポール	3本以上を、メインスタンドから見える	Α			-		
	TEJT987ハー/レ	場所に設置	^					
	ベンチ	透明な屋根付きで、11名以上着席可	Α					
		固定式		В				

	設備	内容	*	必要	度	備	考
		2室。ベンチ25人分。温水シャワー。	Α				
	選手更衣室	120㎡以上。左右に分けて設置。エア					
	选于史公主	コン、マッサージ台、温水シャワー8基		В			
		以上、洋式トイレを設置					
		設置	Α				
	練習場	室内		В			
		2か所			С		
	医務室	ベッド、冷蔵庫、洗面台、担架を設置	Α				-
		エアコン付き		В			
		4人収容可能な部屋。	Α				
付	 審判更衣室	選手更衣室から離して設置。エアコン、		В			
	番刊史公主	洋式トイレ、温水シャワーを設置		В			
帯		2部屋確保。応接セットを設置			С		
む	本部室	電源、電話回線を設置	Α				-
EX.	本印至	100㎡以上の部屋を2室。エアコン付き		В			
備	来賓室	設置		В			
	記者室	電源、電話回線を設置	Α				
	配仓業	80人以上収容可能。エアコン付き		В			
		電源、電話回線を設置	Α				
	カメラマン室	50㎡以上		В			
		暗室付き			С		
	インタピュールーム	設置	Α				
	1ファレュールーム	100㎡程度、エアコン付き			C		
	警察·消防	設置	Α				
	控え室	観客席全体が見渡せること		В			-
	トーピングコントロール室	設置		В			
	入場券売り場	設置	Α				
	物品販売所	飲食物・サッカー関連グッズの販売所	Α				
その		敷地内、大型パス2台を収容可能	Α				
の他	駐車場	敷地内、乗用車50台分を収容可能		В			
他の		徒歩10分以内、乗用車200台分収容			С		
設	レストラン	競技場内部にあること			C		
	観客用トイレ	収容可能人数に見合う適正な数を設置	Α				
	身障者用の設備	観戦場所の確保。専用トイレの設置	Α				
		常設・専用の観戦場所、スロープの設置		В			

[結果報告その他]	
	検査実施日
	年 月 日
	検査担当者の署名・捺印
	(印)

日本サッカー協会 基本規程〔抜粋〕

第4章 登 録

第1節総則

第68条〔選手登録〕

- ① 加盟チームは、第74条〔選手登録の方法〕の定めるところにより、本協会への選手登録を行わなければならない。
- ② 本協会に登録されている選手に限り公式競技に出場することができ、未登録の選手を公式競技に出場させてはならない。

第69条〔重複登録の禁止〕

選手は、2つ以上の加盟チームに登録することはできない。

第70条〔登録区分〕

本協会における選手登録区分は、次の各号のとおりとする。

- (1) アマチュア選手
- (2) アマチュア以外の選手

第 71 条 [アマチュア選手]

アマチュア選手とは、報酬または利益を目的とすることなく、プレーする者をいう。

第72条 [アマチュア以外の選手の遵守義務]

アマチュア以外の選手は、次の各号の事項を遵守しなければならない、

- (I) 満 16 歳以上で、かつ、本協会の加盟チームに所属し、本協会の認定を受けること
- (2) 本協会および選手の所属するチームの加盟するリーグ,連盟等(以下「加盟リーグ等」という)が広告・宣伝活動を行う場合は、原則として無償で協力すること
- (3) 国内・国外を問わず、本協会主催以外の試合に出場する場合は、事前に本協会の 承認を得ること
- (4) 競技会の会場において本協会または加盟リーグ等の承認なしに広告・宣伝活動を行わないこと

第73条〔代理人等〕

加盟チームおよび選手は、選手契約に関し、弁護士、FIFA選手代理人以外の者を代理人、仲介人等名称のいかんにかかわらず、かつ、直接であると間接であるとを問わず、一切関与させてはならない。

第2節 登録手続き

第74条〔選手登録の方法〕

- ① 本協会への登録は、アマチュア選手、アマチュア以外の選手のいずれも加盟チームが加盟登録団体票(本協会の定める《様式一第1号》)をもって行う。
- ② アマチュア以外の選手の登録には、前項の加盟登録団体票に加盟チームと選手間の 契約書の写しおよび「選手登録申請書」(本協会の定める《書式 | 号》または《書式 2号》)を添付するものとする。
- ③ 本協会は、前項により受けつけた選手登録申請書の写しを管轄都道府県サッカー協会、管轄地域サッカー協会および加盟リーグ等に送付する。
- ④ 第2項に基づく登録申請料は、別に理事会において定める、

第75条〔登録有効期間〕

- ① 前条に基づく登録の有効期間は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年間 (以下「登録年度」という)とする。
- ② 登録年度の途中で行った登録(追加,変更等一切の場合を含む)については当該登録を行った日の属する登録年度が終了するまで有効とする。
- ③ 契約の終了その他の事由により、登録を申請した加盟チームと登録選手との間の所 属関係が消滅したときは、前2項による登録の有効期間中であっても、その登録は失 効するものとする。

第76条〔登録区分変更〕

- ① 選手登録区分変更を希望する選手は、加盟チーム経由で選手登録区分変更申請書 (本協会の定める《書式 | 号》)により本協会に申請するものとし、本協会は受けつ けた申請を前2条に従って処理する。
- ② アマチュア選手への選手登録区分の変更は、選手 | 名につき | 回に限るものとする。

第77条〔資格認定等の原則〕

選手の資格認定および区分変更認定は、本協会資格委員会の諮問に基づき理事会において決定する。

第78条〔外国籍の選手〕

外国籍の選手(日本国籍を有しない選手)も、本協会に登録する場合、本規程の適用を受けるものとする。

第5章 移 籍

第1節総則

第 79 条〔目 的〕

- ① 本章の規定は、本協会の「加盟チームおよび登録選手」(過去に登録していたものおよび現在登録しているものならびに将来登録を希望するものの全てを含むものとし、以下総称して「加盟者」という)相互間ならびに加盟者と外国のサッカー関係団体との間の選手移籍に関する紛争を防止するとともに、紛争が生じた場合にこれを解決することを目的とするものであり、加盟者の全てを拘束する。
- ② 本協会および加盟者は、国際サッカー連盟(FIFA)の定める「選手の資格と移籍に関する規程」、すなわち「Regulations governing the Status and Transfer of Players」(以下「FIFA 規程」という)を尊重するものとする。

第80条〔移籍の定義〕

- ① 移籍とは選手が現在所属しているチーム(以下「移籍元チーム」という)を脱退し、 別のチーム(以下「移籍先チーム」という)に所属変更することをいう。
- ② 前項の規定にかかわらず、学校教育法第 | 条に定める学校のチームに所属する選手が、卒業によって新たなチームに所属変更する場合は、移籍とはみなさない。

第81条〔移籍の手続き〕

- ① 選手が移籍を希望する場合、当該選手は、移籍元チームの発行した「移籍承諾書」 を添付した「移籍申請書」を本協会に提出し、その承認を得なければならない。
- ② 本規程の定めにより移籍チームが「移籍承諾書」を発行すべきにもかかわらずこれ を発行しないときは、本協会の理事会は、移籍を希望する選手の申請に基づき移籍元 チームの承諾に代わる決定をなすことができる。

第82条〔公式試合への出場資格〕

- ① 本規定に基づき移籍した選手は、本協会が登録を承認した日の翌日から公式試合に 出場することができる。
- ② アマチュア選手は、前項の規定にかかわらず、本協会が登録を承認した日から30

日を経過した後でなければ公式試合に出場することができない。

③ 事前に本協会の承認を得て | 年以内の研修を目的として外国のチームに移籍した選手が、帰国後、元チームに移籍する場合、当該選手の公式試合の出場に関しては前項の規定を適用せず、本協会が別途決定する。

第83条 [外国への移籍]

- ① 外国のチームへ移籍しようとする選手は、本協会が発行する国際移籍証明書の交付を受けなければならない。
- ② 前項の国際移籍証明書の発行は、本協会がFIFA規程に基づき制定した「国際移籍証明書発行基準」によるものとする。

第84条〔代理人等〕

加盟チームおよび選手は、移籍に関し、弁護士、FIFA選手代理人以外の者を代理人、仲介人等名称のいかんにかかわらず、かつ、直接であると間接であると問わず、一切関与させてはならない。

第85条〔規程違反〕

選手または加盟チームが本規程に違反した場合の処分は、理事会が決定する、

第86条〔移籍に関する異議等〕

- ① 選手の移籍に関して異議または疑義のある加盟者は、本協会に提訴することができる。
- ② 統一契約を締結していない選手の移籍に関する異議または疑義について提訴を受けた場合、本協会は、登録規程上の登録区分のいかんにかかわらず、本規程の適用に関しては、当該選手をアマチュア選手とみなすものとする。

第2節 移籍の手続き

第87条〔アマチュア選手がアマチュア選手として移籍する場合〕

アマチュア選手が、アマチュア選手として移籍先チームへ移籍したい旨を申し出た場合、移籍元チームは、登録年度(毎年4月1日より翌年3月31日まで)途中での移籍を除き、当該移籍を承諾しなければならず、かつ、名目のいかんを問わず、当該移籍に関し対価を請求することができない。

第88条「アマチュア以外の選手がアマチュア選手として移籍する場合」

アマチュア以外の選手が、アマチュア選手として移籍先チームへ移籍したい旨を申 し出た場合、移籍元チームは、当該選手との契約に基づく根拠がないかぎり、当該移 籍について異義を申し立てることができず、かつ、名目のいかんを問わず移籍に関し 対価を請求することができない。

第89条〔アマチュア選手として移籍する場合の特例〕

- ① 前2条の規程に基づきアマチュア選手として移籍した選手は、本協会が当該移籍を 承諾した日から3年間は、移籍元チームの承諾を得ない限り、移籍先チームを含むい かなるチームとも、アマチュア以外の選手として契約することができない。
- ② 前項の承諾をする場合、移籍元チームは、移籍先チームに対し、次条に定めるトレーニング費用または第91条 [アマチュア以外の選手がアマチュア以外の選手として移籍する場合] 第4項に定める移籍金を請求することができる。

第90条〔アマチュア選手がアマチュア以外の選手として移籍する場合〕

アマチュア選手が、アマチュア以外の選手として移籍先チームへ移籍したい旨を申し出た場合、移籍元チームは、当該移籍について異義を申し立てることができない。 ただし、移籍元チームが営利法人である場合に限り、移籍元チームは、移籍先チームに対し本協会の「トレーニング費用請求基準」に定められた金額を上限とするトレーニング費用を請求することができる。

第91条 [アマチュア以外の選手がアマチュア以外の選手として移籍する場合]

- ① アマチュア以外の選手をアマチュア以外の選手として移籍させようとする場合,移籍先チームは、当該選手との交渉を開始する前に、移籍元チームの書面による承諾を得なければならない。
- ② アマチュア以外の選手がアマチュア以外の選手として移籍しようとする場合, 当該選手は, 移籍先チームとの交渉を開始する前に, 移籍元チームの書面による承諾を得なければならない.
- ③ 前2項の規定は、移籍の対象となる選手と移籍元チームとのアマチュア以外の選手 契約の期間満了(本協会統一契約において優先契約条項に合意している場合には、最 後の優先契約期間の終了を意味する。以下同じ)前3か月以内に達しているときには 適用されないものとする。
- ④ アマチュア以外の選手契約の期間満了後30か月以内に行われる移籍に関し、移籍元チームは、移籍先チームに対し本協会の「移籍金算出基準」により算出される金額を上限とする移籍金を請求することができる。
- ⑤ アマチュア以外の選手契約の期間満了前であっても、移籍先チームと移籍元チームとが移籍金その他移籍にともなう補償につき合意し、かつ、当該選手も移籍を承諾した場合は、移籍を行うことができる。

第92条〔外国籍選手等の移籍〕

① 外国籍の選手(日本国籍を有しない選手)が新たに本協会加盟チームに移籍する場合には、アマチュア選手もしくはアマチュア以外の選手のいずれの場合においても、次の各号の条件を具備し、かつ、本協会に「外国人選手登録申請書」を提出して、その承認を得なければならない。

- (I) 移籍先チームは、当該選手との交渉を開始する前に、移籍元チームに対し、交渉 を開始する旨を書面で通知すること
- (2) 本人が日本国内に入国し居住していること
- (3) 満 16 歳以上の選手については、移籍元チームが加盟するサッカー関係団体が発行したFIFA規程に基づく国際移籍証明書(以下「国際移籍証明書」という)を提出すること
- (4) 次の各書類を添付すること
 - イ 旅券および入国査証
 - ロ 外国人登録証明書の写し
 - ハ 移籍先チームが発行した資格証明書
- ② 外国のサッカー関係団体に選手として登録されていた日本国籍の選手が本協会加盟 チームに移籍する場合にも、前項の規定を準用する。ただし、この場合には前項第4号イおよびロの書類に代えて住民票を添付するものとする。

移籍金算出基準

第3節 移籍金算出基準

第93条 [滴 用]

- ① 前節に定める移籍金は、本節の定めるところにより算出する、
- ② 次条以下に定める基準は、統一契約を締結したアマチュア以外の選手の移籍金の算出についてのみ適用する。

第94条〔算出方法〕

① 移籍金の金額は、当該選手の平均報酬額に、次の年齢別係数を乗じた額とする。

(本協会が移籍を	承認した日の年齢)	(係数)
満 16 歳以上	満 22 歳未満	7.5
満 22 歳以上	満 25 歳未満	6.0
満 25 歳以上	満 28 歳未満	4.5
満 28 歳以上	満 31 歳未満	3.0
満 31 歳以上	満 34 歳未満	1.5
満 34 歳以上		0.0

② 前項の平均報酬額は、次の計算式により算出する。

平均報酬額= (A+B+C)÷3

A:移籍元チームにおける現在の基本給(年額)+出場給(総額) B:移籍元チームが申し出た次期の基本給(年額)+出場給(総額) C:移籍先チームが申し出た次期の基本給(年額)+出場給(総額)

- ③ 前項のCの金額がBの金額未満の場合には、Bの金額をCの金額とみなして前項の計算を行うものとする.
- ④ 移籍元チームは、必要性の少ない選手に関しては、その移籍を円滑に実施し得るように移籍金を設定しなければならないものとし、第2項のBの金額がAの金額を次のとおり下回る場合には、前各項の規定にかかわらず、移籍元チームが移籍先チームに対して請求することができる移籍金の上限は、次の金額とする。
 - (I) Bの金額がAの金額を下回る割合が30%を超え50%以下のときは、第2項のAの金額
 - (2) Bの金額がAの金額を下回る割合が50%を超えるときはトレーニング費用相当額

第95条〔端数の処理〕

前条により算出された移籍金の金額に千円未満の端数が生じたときは、千円に切り上げる。

第96条〔税金の取扱い〕

移籍元チームと移籍先チームとの間で合意された移籍金の金額に関し、別段の約定のない限り、当該金額には一切の税金が含まれるものとする。

第97条〔支払方法〕

移籍金は、原則として、移籍に関する契約の成立後 30 日以内に、移籍先チームから移籍元チームに対し、現金をもって一括して支払う。ただし、両チームが合意したときは、分割払いとすることができる。

〔改 正〕

平成8年10月9日

第4節 トレーニング費用請求基準

第98条〔適 用〕

アマチュア選手がアマチュア以外の選手として移籍する場合のトレーニング費用の請求は、本節の定めるところによる。

第99条 [トレーニング費用の金額]

① トレーニング費用は、選手が在籍したチーム(営利法人に限る)における満 16 歳以上の在籍期間に応じ、次に定める金額とする。

在籍期間 3年未満

100万円

在籍期間 3年以上

200 万円

- ② 選手が前項の在籍期間中に日本代表チームに選出された場合には、前項の金額に 100万円を加算する.
- ③ 選手が移籍前3年以内に在籍したチームが複数存在する場合には、それぞれのチームにおける在籍期間に基づき前2項の金額を按分することを原則とする。

第 100 条〔支払方法〕

トレーニング費用は、本協会が移籍を承認した日から30日以内に現金をもって一括して支払われるものとする。

第 12 章 懲 罰

第1節総則

第 180条〔違反行為〕

本協会は、本協会に加盟する団体(加盟チーム、地域カッカー協会、都道府県サッカー協会、各種の連盟、 Jリーグおよび準加盟チーム)または個人(選手、監督、コーチ、役員その他の関係者を含む)が、次の各号のいずれかに該当したときは、本章の定めるところにより、罰則を科すことができる。

- (1) 本規程または本規程に付随する諸規程に違反したとき
- (2) 本協会の指示命令に従わなかったとき
- (3) 本協会(または本協会に加盟する団体または個人)の名誉または信用を毀損する 行為を行ったとき
- (4) 本協会(または本協会に加盟する団体)の秩序風紀を乱したとき
- (5) 刑罰法視に抵触する行為を行ったとにき

第 | 8 | 条〔罰則の種類〕

- ① 前条による罰則の種類は次のとおりとする.
 - (1) 警告
 - (2) 譴 責
 - (3) 罰 金
 - (4) 一定数の公式試合の出場資格の停止
 - (5) 一定期間の公式試合の出場資格の停止
 - (6) 無期限の公式試合の出場資格の停止
 - (7) 公的職務の一時的または永久的停止
 - (8) 除 名(本協会の登録の抹消)
- ② 前項各号の罰則は、併科することができる.

第182条〔規律・フェアプレー委員会の審議〕

前2条による罰則の決定および適用は、『規律・フェアプレー委員会』の審議を経て、理事会が決定する。

第 183 条〔理事会の決定の最終的拘束力〕

前条の理事会の決定は最終的なものであり、本協会に加盟するすべての団体および 個人は、これに拘束される。

第 184 条〔罰金の合意〕

同時に複数の違反行為が罰金の対象となった場合には、各々について定められた罰金の合算額をもって、罰金の金額とする。

第 185条〔他者を利用した違反行為〕

他の者をして違反行為を行わせた団体または個人には、自ら違反行為を行った場合と同様の罰則を科するものとする。

第 186 条〔両罰規定〕

団体に所属する個人が違反行為を行った場合には、その個人に対して罰則を科するほか、その個人が所属する団体に対しても罰則を科することができる。ただし、その団体に過失がなかったときは、この限りではない。

第 187 条 〔違反行為の重複による加重〕

同種の違反行為を重ねて行った場合には、その違反行為について定められた罰則の 2倍以下の範囲内において、罰則を加重することができる。

第 188条〔情状による軽減〕

- ① 違反行為が行われた場合においても、その情状において酌量すべき事情があるときは、その罰則を軽減することができる。
- ② 前条により罰則加重すべき場合においても、なお前項の規定を適用することができる。

第2節 懲罰基準

第 189条〔競技会における違反行為〕

日本国内で実施される公式競技会における加盟チーム,加盟チームの役員および選手の違反行為に対しては、本節の定めるところにより、罰則を適用する.

第190条〔警告〕

主審による警告処分の対象となる違反行為およびこれに対する罰則は、別紙『懲罰基準』1、記載のとおりとする。

第 | 9 | 条 [退 場]

主審による退場処分の対象となる違反行為およびこれに対する罰則は、別紙『懲罰基準』 2、記載のとおりとする。

第 192 条 [出場停止処分を繰り返した場合]

同一競技会において出場停止処分を繰り返した場合、出場停止処分の原因が同一でなくとも、処分の件数に応じて出場停止試合数を加算し、罰金を科すことができる。

第193条〔その他の違反行為〕

加盟チームおよびその役員等の違反行為に関する罰則は,別紙『懲罰基準』3記載 のとおりとする。

第 194条 [国外の競技会における違反行為]

本協会に加盟する団体および個人が、国外で行われる競技会において違反行為を行った場合においても、本章の定めるところにより罰則を科すことができる。

第195条〔罰 金〕

① 本章の規定に基づき罰金を科す場合は、次の基準による。

(|) | 試合の出場停止処分を受けたとき 金 10 万円以下の罰金

(2) 2試合の出場停止処分を受けたとき 金20万円以下の罰金

(3) 4 試合の出場停止処分を受けたとき 金 40 万円以下の罰金

(4) 6 試合の出場停止処分を受けたとき 金60万円以下の罰金

(5) 12 か月間の出場停止処分を受けたとき 金 120 万円以下の罰金

① アマチュア選手に対しては、罰金を科さないものとする。

第196条〔都道府県サッカー協会等による処罰〕

- ① 都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟およびJリーグは、それぞれ 規律・フェアプレー委員会を設置し、本章の規定に従い、その所管する団体または個 人に関する規律問題を処理しなければならない。
- ② 都道府県サッカー協会または地域サッカー協会が主催する競技会等における違反行為については、その都道府県サッカー協会または地域サッカー協会の規律・フェアプレー委員会が、罰則を決定し、適用する。
- ③ 前項の場合, 都道府県サッカー協会または地域サッカー協会の規律・フェアプレー 委員会は、その内容を、本協会に通知しなければならない。ただし、6か月を超える 出場停止処分を科す場合には、事前に本協会の規律・フェアプレー委員会の承認を得 なければならない。

第 197条 〔公式競技会における処罰〕

日本国内で実施される公式競技会においても、それぞれ規律・フェアプレー委員会を設置し、本章の規定に従い、その競技会に関する規律問題を処理しなければならない。

第198条〔懲罰期準の運用〕

本協会の規律・フェアプレー委員会は、理事会の承認を得て、懲罰基準の運用に関

〔別紙〕 『懲罰基準』

1. 警告

- |.--|. 主審は以下の場合, 競技者に警告を命ずる(退場はない).
 - (1) 反則行為
 - (2) 危険な行為
 - (3) 主審、副審の判定に対する非難、抗議等
 - (4) 主審, 副審, 他の競技者, その他試合に立ち会っている人々に対する非難
 - (5) 不正な行為
 - (6) 反スポーツ的な行為
 - (7) 策略的な行為(時間稼ぎ、意図的なハンド等)
 - (8) 主審に無断で一時的に競技場を離れる
 - (9) その他スポーツマンらしくない行為 (観客への無礼な仕種等)
 - ① 罰 則:警告の確認。場合によっては罰金も課す。
 - ② 繰り返した場合:同一競技会において最低 | 試合の出場停止. 場合によっては罰金も課す. (同一競技会において,前の試合で既に警告されている競技者への警告.内容は同一でなくてもよい.)
 - ③ 同一競技会において、上記②の処分に該当する行為を重ねて行った場合: 同一競技会において最低2試合の出場停止、および罰金.
- ●1.-2. 同一試合中に2度警告を受け、退場を命ぜられた場合(内容は同一でなくてもよい)。
 - ① 罰 則:最低 | 試合の出場停止. 場合によっては罰金も課す.
 - ② 繰り返した場合:最低2試合の出場停止、および罰金

2. 退場

- 2.-1. 主審は以下の場合, 退場を命ずる.
 - (1) 著しい反則行為
 - (2) きわめて危険な行為
 - (3) 乱暴な行為
 - (4) 主審. 副審の判定に対する執拗な抗議
 - (5) 他の競技者、その他の試合に立ち会っている人々に対する侮辱
 - (6) 警告を与えられた後、さらに不正な行為を繰り返す
 - (7) きわめて反スポーツ的な行為
 - (8) 策略的な行為を繰り返す(1.-1.(7)参照)
 - (9) 主審に無断で抗議のために競技場を離れる
 - (II) その他、きわめてスポーツマンらしくない行為(1.-1.(9)参照)
 - ① 罰 則:最低 | 試合の出場停止、場合によっては罰金も課す。
 - ② 繰り返した場合:最低2試合の出場停止,および罰金(内容は同一でなくてもよい)
- 2.-2. 主審は以下の場合, 競技者に退場を命ずる.
 - (1) 主審および副審への侮辱
 - ① 罰 則:最低2試合の出場停止、場合によっては罰金も課す、
 - ② 繰り返した場合:最低4試合の出場停止、および罰金、
- 2. -3. 主審は以下の場合, 競技者に退場を命ずる.
 - (1) 他の競技者、チーム役員、その他試合に立ち会っている人々に対する乱暴な行為
 - ① 罰 則:最低2試合の出場停止, および罰金.
 - ② 繰り返した場合:最低4試合の出場停止。および罰金、
- 2.-4. 主審は以下の場合,競技者に退場を命ずる。
 - (I) 他の競技者,チーム役員、その他試合に立ち会っている人々に対する著しく乱暴な行為(乱闘,喧嘩等)
 - ① 罰 則:最低6試合の出場停止, および罰金.

- ② 繰り返した場合:特定期間(最低 12 ケ月)の出場停止, および罰金.
- 2.-5. 主審は以下の場合, 競技者に退場を命ずる.
 - (1) 主審および副審に対する乱暴な行為
 - ① 罰則:特定期間(最低 12 ケ月)の出場停止, および罰金,
 - ② 繰り返した場合:永久的な出場停止.

3. その他の違反行為

●3.-1. その試合において、主審がすでに何度か競技者に懲戒処分を課しているにもかかわらず、なおそのチームに違反行為があった場合。

チームに対する罰則:

- ① 警告
- ② 譴責
- ③ 罰金
- ④ 無効試合(場合によっては再戦の義務あり)
- ⑤ 減点もしくは得点の無効
- ⑥ 得点を3対0として試合を没収(ただし,すでに獲得された得点がこれよりかなりの差になっている場合,その得点は有効とする)
- (7) 退場
- ⑧ 観衆のいない試合の開催
- ⑨ 中立地における試合の開催
- ⑩ 現在、または今後の競技会への参加禁止

個人に対する罰則:

- ① 警告
- ② 譴責
- ③ 罰金
- ④ 特定数の試合の出場停止および特定期間の出場停止(またはいずれか)
- ⑤ あらゆる公的職務の一時的もしくは永久停止

なお, これらの罰則は組み合わせることもできる.

● 3.-2. チーム, チーム役員, 競技者が試合継続を拒否したり, 試合を放棄するなどの違反行為があった場合.

罰則:3.一Ⅰ.に準ずる

●3.-3. 試合中または試合終了後の、競技場内外おける騒乱(観衆による競技場乱入、爆竹、花火、ロケット花火等の投入、その他の事件。この問題についてはFIFAの指示を参照)。

罰則:3.一1.に準ずる。その試合開催の責任を負う地域および都道府県サッカー協会もしくはリーグ・連盟に適用されるが、その際、事件の程度、およびそれが繰り返されたか否か等も考慮にいれるものとする。

4. 罰金

■ 4.—1. 罰金を課す場合は次の基準による。

| 試合の出場停止………10万円以下の罰金2試合の出場停止……20万円以下の罰金4試合の出場停止……40万円以下の罰金6試合の出場停止……60万円以下の罰金12ケ月の出場停止……120万円以下の罰金

●4.-2. アマチュア選手に対しては、罰金を課さないものとする、

日本サッカー協会選手契約書

「プロ選手統一契約書]

					_	(」 	人下「クラ	ブ」と	という)	ح
			(以下	「選手」	という)	とは,	選手がク	ラブの	りために	こア
Á	チュア以外の選手	(以下「	プロ選手」	という)	としてサ	ッカー	-活動を行	うこと	とに関し	٠,
次	のとおり契約を締ん	詰する.								

第 | 条〔誠実義務〕

- ① 選手は、財団法人日本サッカー協会(以下「協会」という)の寄附行為およびクラブが加盟するリーグ、連盟等(以下「リーグ等」という)の規約ならびにこれらに付随する諸規程を遵守するとともにクラブの諸規則を遵守し、本契約を誠実に履行しなければならない。
- ② 選手は、プロ選手として自己の全ての能力を最大限にクラブに提供するため、常に 最善の健康状態の保持および運動能力の維持・向上に努めなければならない.
- ③ 選手は、プロ選手として公私ともに日本サッカー界の模範たるべきことを認識し、日本サッカーの信望を損なうことのないよう努めなければならない。

第2条〔履行義務〕

選手は、次の各事項を履行する義務を負う.

- (I) クラブの指定するすべての試合および研修ならびに協会およびリーグ等の指定する試合および研修への参加
- (2) クラブの通常のスケジュールのトレーニングならびに特別に指定されたトレーニングおよび合宿を含むトレーニングへの参加
- (3) クラブの指定するミーティングおよび試合の準備に必要な行事への参加
- (4) クラブの指定する医学的検診、注射、予防処置および治療処置への参加
- (5) クラブの指定する広報活動およびファンサービス活動への参加
- (6) 副業に関する事前のクラブの同意の取得
- (7) 合宿. 遠征等に際してのクラブの指定する交通機関および宿泊施設の利用
- (8) 居住場所に関する事前のクラブの同意の取得
- (9) その他クラブが必要と認めた事項

第3条〔禁止事項〕

選手は、次の各行為を行ってはならない。

- (1) クラブ,協会およびリーグ等の内部事情の部外者への開示
- (2) 試合およびトレーニングに関する事項(試合の戦略・戦術・選手の起用・トレー

ニングの内容等)の部外者への開示

- (3) クラブ、協会およびリーグ等の承認が得られない広告宣伝・広報活動への参加もしくは関与
- (4) 本契約履行の妨げとなる内容の第三者との契約の締結
- (5) クラブの事前の同意を得ない、第三者の主催するサッカーもしくはその他のスポーツの試合への参加
- (6) 試合の結果に影響を与える不正行為への関与
- (7) その他クラブにとって不利益となる行為

篧	4	条	〔報	酬)
മ	4	ᅏ	(TX	

(I) 2	゚゙ヺ.	フは	選手に対し、	次の各号の報酬を支払う.	
				_	

- (I) 基本給 選手およびクラブの成績にかかわらず支払われる報酬
- (2) 出場給 リーグ等が定める出場給支給対象試合(以下「支給対象試合」という)の出場実績に応じて支払われる報酬
- (3) 特別給 別紙 | に定める基準により支払われる次の報酬

 イ. 勝利プレミアム 勝ち試合および引き分け試合の場合に支給する。
 ロ. 成果プレミアム クラブの順位および選手の個人成績等により支給する。
 ハ. 特別プレミアム 支給対象試合以外のクラブが指定する試合への出場等(日本代表チームへの選出を含む)の場合に支給する。

(4)その他の報酬 別紙 2 に定める基準により支払われる前 3 号以外の報酬
 ② 基本給は、次に定める金額とし、毎月___日に支給する。
 (1) 年額 金_____円
 (1) 月額 金_____円
 (ただし、___月は___円)

③ 支給対象試合 | 試合あたりの出場給は、「総額」を「支給対象試合数」で割った金 額とする。 (1) 総額 金 円 (2) 支給対象試合数 試合 (支給対象試合) 試合) (____(試合) ____(試合) (試合) 試合) 試合) 試合) 試合) (3) | 試合あたりの出場給:金 ④ 各月の出場回数は、次の係数により計算する。 (1) 公式記録に基づく出場時間が 45 分を超えたとき 1.00

(2) 公式記録に基づく出場時間が30分以上45分以下のとき0.75(3) 公式記録に基づく出場時間が30分未満のとき0.50(4) 試合登録のみで出場しなかったとき0.25

第5条 [報酬の算定基準]

前条に定める報酬は、いずれも円建てとし、所得税、住民税、消費税その他一切の 税金を含むものとする。

第6条〔費用の負担および用具の使用〕

- ① 選手がクラブのために旅行する期間の交通費および宿泊費はクラブが負担する.
- ② 選手が試合およびトレーニングに使用する用具のうち、ユニフォーム一式およびトレーニングウェアはクラブが支給したものを使用しなければならない。

第7条〔休 暇〕

選手は、競技シーズン終了後に、連続して2週間以上の休暇を受けることができる。 ただし、選手は、休暇を休養の目的に利用しなければならない.

第8条〔疾病および傷害〕

- ① 選手は、疾病もしくは傷害に際して速やかにクラブに通知し、クラブの指示に従わなければならない。
- ② 本契約の履行に直接起因する選手の疾病もしくは傷害(以下「公傷」という)につき、クラブの指定する医師が治療ないし療養を必要と認めた場合、その治療ないし療養に要する費用は、社会保険適用範囲内においてクラブが負担する。
- ③ 公傷により、選手が一時的に競技不能となった場合、クラブは、その競技不能の期間中、第4条第2項に定める基本給を支払わなければならない。ただし、競技不能の期間中に本契約が期間満了その他の理由により終了したときは、その時点でクラブの支払義務は消滅する。

第9条〔選手の肖像等の使用〕

- ① 選手は、選手の肖像、映像、氏名等(以下「選手の肖像等」という)が報道、放送されることおよび当該報道、放送に関する選手の肖像等につき何ら権利を有するものでないことを了承する。
- ② 選手は、クラブから指示があった場合、クラブ、協会およびリーグ等の広報・広告 宣伝活動に使用するための素材制作(肖像写真撮影、フィルム・ビデオ撮影、インタビュー録音等)に、原則として無償で応じなければならない。
- ③ クラブは、選手の肖像等を、クラブ、協会およびリーグ等の広報・広告宣伝活動 (リーグ等を題材として商品化した商品への使用を含む) のために無償にて使用する ことができるものとする。ただし、選手個人単独の肖像写真を利用した商品を製造し、有償で頒布する場合、クラブは選手に対し、別途協議して定める対価を支払う.
- ④ 選手は、テレビ・ラジオ番組もしくはイベント等への出演または新聞・雑誌記事も しくは広告宣伝・販売促進活動等への関与については事前にクラブの書面による承諾 を得なければならない。
- ⑤ 前項の出演または関与に際しての対価の分配は、クラブと選手が別途協議して定める。

第10条〔クラブによる契約解除〕

- ① 次の各号のいずれかに該当する事実があった場合, クラブは, 選手に対し書面(配達証明付内容証明郵便による. 以下同じ)で通知することにより, 本契約を直ちに解除することができる.
 - (1) 選手が本契約の定めに違反した場合において、クラブが改善の催告をしたにもかかわらず、これを拒絶もしくは無視したとき
 - (2) 選手が疾病もしくは傷害によりサッカー選手としての技能を永久的に喪失したとき
- ② 前項に基づき本契約を解除したクラブは、選手に対し、解除通知の発信した日の属する月までの基本給を支払うものとする。

第11条〔選手による契約解除〕

- ① 次の各号のいずれかに該当する事実があった場合,選手は、クラブに対し書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる.
 - (I) クラブが本契約に基づく報酬等の支払いを約定日から14日を超えて履行しないとき
 - (2) クラブが支給対象試合に正当な理由なく連続して3試合以上出場しなかったとき
 - (3) クラブがリーグ等から除名されたとき
- ② 前項に基づき本契約を解除した選手は、本契約の残存期間分の基本給および出場給 (満額)を受け取ることができる。

第12条〔制 裁〕

選手につき次の各号のいずれかに該当する事実があった場合、クラブは、選手に対し、戒告もしくは制裁金またはこれらの双方を課することができる。ただし、制裁金の金額は、1つの事実につき、基本給(年額)および出場給(総額)の合計金額の12分の1の30%を超えない範囲で、クラブがこれを決定する。

- (1) 出場した試合において警告、退場または出場停止の処分を受けたとき
- (2) クラブの指示命令に従わなかったとき
- (3) クラブの秩序風紀を乱したとき
- (4) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき

第13条〔有効期間および更新手続き〕

- ① 本契約の有効期間は,199 年 月 日から199 年 1月31日までとする.
- ② クラブは、前項の期間満了後____年間は、選手との優先契約権(オプション権)を有するものとし、その期間中、クラブは、年度ごとに、下記の条件を満たすことにより、本契約を更新することができるものとする。

(1)	基本給			
			 -	

(2) 出場給

(3)	その他	 	<u></u>	-		

- ③ 本契約を更新(前項の優先契約権の行使を含む)しようとする場合、クラブは、前年の 10月31日までに、選手に対し更新の条件を明示した通知を書面により行わなければならない。
- ④ 前項の通知を怠った場合、クラブには本契約を更新する意思がないものとみなし、 選手はクラブに対し、移籍リストへの登録を請求することができる。
- ⑤ 本契約の有効期間満了後においても、選手の移籍は、「選手移籍規程」に基づきクラブと移籍先クラブとが移籍金について合意することを条件とする。

第14条〔修 正〕

本契約は、クラブ代表者および選手の署名ある文書によってのみ修正され得るものとし、口頭による約束は拘束力をもたないものとする。

第 I5 条〔準拠法〕

本契約は、日本法によって支配されるものとする.

第16条〔紛争の解決〕

- ① 本契約の解釈または本契約の履行に関してクラブと選手との間に紛争が生じたときは、クラブおよび選手が、その都度、誠意をもって協議の上解決する。
- ② 前項の協議を申し入れた後30日を経過しても紛争が解決しないときは、クラブまたは選手は、協会の裁定を求めることができる。
- ③ 前項の協会の裁定は最終のものであり、クラブおよび選手はこれに拘束されることを承認する。

第 17 条 〔保 管〕

本契約書は同時に正本2通を作成し、クラブおよび選手がそれぞれ1通ずつ保管する。

	I 9年月E	1			
	(住所)				
	(クラフ	7名)			
	(代表者	省名)			(ii)
	(住所)				
	(選手名	3)			(P)
	(生年月	目)	年	月	日
*	選手が未成年者の場合,	法定代理人	(親権者または	後見人)	の記名捺印
	(住所)				
	(氏名)				(II)
	(住所)				
					er.
	(氏名)				(P)

特別給の支給基準

		_	
	₽ 11	- 1 1	١
1 751	飛口	- 1	ı

第4条第1項第3号に規定する「特別給」は、以下の基準により支給する。

1	•	勝利	」プ	L	Ξ	ア	厶
-	_	/177**1**	_	-	•		_

(1) 対象試合・金額・支紙	給日:				(単位			Ρ.
対 象 試 合		金		額		支	給	日
	勝		分					
	勝		分					
	勝		分					
	勝		分					
	勝		分					
成果プレミア クラブの順位による成果で	プレミニ				(単位			F
クラブの順位による成果で (I) 大会名・クラブの順位	プレミ				(単位		支	
クラブの順位による成果で (I) 大会名・クラブの順	プレミ				(単位		支統	
クラブの順位による成果で (I) 大会名・クラブの順位	プレミ				(単位		支統	
クラブの順位による成果で (I) 大会名・クラブの順位	プレミ				(単位		支統	
クラブの順位による成果で (I) 大会名・クラブの順位	プレミ				(単位		支統	
クラブの順位による成果で (I) 大会名・クラブの順位	プレミ				(単位		支統	
クラブの順位による成果で (I) 大会名・クラブの順位	プレミ				(単位		支紅	
クラブの順位による成果で (I) 大会名・クラブの順位	プレミ				(単位		支統	

. 選	手の個人成績	漬等による	成果プレ	ミアム					
(1)	該当事項	・金額・支	給日:			<u>í</u>)	単位		円)
	該	当	事	項	金	額	支	給	日
							-		
L									
(2)	支給基準	:							
L		·							
•	特別プ	レミア	'						
(1)	該当事項	・金額・支	給日:			í)	単位		円)
	該	当	事	項	金	額	支	給	日
	日本代表チ	ームへの選	出						
			•						
(2)	支給基準	:		·			_		

その他の報酬

〔別紙。2〕

第4条第1項第4号に規定する「その他の報酬」は、以下の基準により支給する。

日本サッカー協会プロ選手予備契約書

〔トレーニー契約書〕

(以下「クラブ」という)と

(以下「選手」という)とは、選手がクラブとの間に財団法人日本サッカー協会(以下「協会」という)の定めるプロ選手統一契約(以下「統一契約」という)を締結することを目標として、クラブのためにアマチュア以外の選手としてサッカー活動を行うことに関し、次のとおり契約を締結する。

第1条〔統一契約締結への努力〕

- ① 選手は、統一契約締結を目指し、クラブの指示に従い技術の向上に努めるとともに、 公私ともに日本サッカー界の模範たるべきことを認識し、日本サッカーの信望を損な うことのないように努めなければならない。
- ② 選手は、サッカーの競技規則について学習し理解することはもとより、協会の寄附行為およびクラブが加盟するリーグ、連盟等(以下「リーグ等」という)の規約ならびにこれらに付随する諸規程を遵守するとともにクラブの諸規則を遵守し、本契約を誠実に履行しなければならない。

第2条〔履行義務〕

選手は、次の各事項を履行する義務を負う、

- (1) クラブの指定するすべての試合および研修ならびに協会およびリーグ等の指定する試合および研修への参加
- (2) クラブの通常のスケジュールのトレーニングならびに特別に指定されたトレーニングおよび合宿を含むトレーニングへの参加
- (3) クラブの指定するミーティングおよび試合の準備に必要な行事への参加
- (4) クラブの指定する医学的検診, 注射, 予防処置および治療処置への参加
- (5) その他クラブが必要と認めた事項

第3条〔禁止事項〕

選手は、次の各行為を行ってはならない。

- (I) クラブの内部事情(試合およびトレーニングに関する事項等を含む)の部外者への開示
- (2) クラブの承認が得られないテレビ・ラジオ番組もしくはイベントへの出演または広告宣伝・広報活動への参加もしくは関与
- (3) クラブの事前の同意を得ない、第三者の主催するサッカーもしくはその他のスポーツの試合への参加
- (4) その他クラブにとって不利益となる行為

第4条〔手 当〕

弟 4 宋(于 · 当)
① クラブは選手に対し、次の各号の手当を支払う。
(1) 基本手当:1か月につき金円
(2) 出場手当:Jリーグ公式戦および天皇杯その他クラブが指定する試合への出場
Ⅰ試合につき金円
(3):
② 基本手当は毎月日に支給し、出場手当およびは、翌月
の基本手当支給日に基本手当とあわせて支給する.
③ 第1項各号に定める金額は、いずれも円建てとし、所得税、住民税、消費税その他
一切の税金を含むものとする。
第5条〔有効期間および統一契約締結にともなう解約〕
① 本契約の有効期間は, 99年月日から 99年月日ま
でとする.
② 本契約の有効期間中に、クラブが選手との間に統一契約を締結したときは、その紛

第6条〔優先権および移籍〕

① 本契約の有効期間中、クラブは、常に、選手との統一契約締結に関する第一優先権 を有するものとする。

一契約の効力発生と同時に、本契約は当然に解約されたものとみなす。

② 前項の規定にかかわらず、選手が他のクラブへ移籍しようとする場合、クラブは、選手に対し既に締結を申し出た、または新たに締結を申し出た統一契約における基本 給および出場給の合計額の2倍相当額を上限とした金額が移籍先クラブからクラブに 対して支払われることを、移籍承諾の条件とすることができる。

第7条〔肖像等の使用〕

選手は、クラブが、選手の肖像、映像、氏名等を、クラブ、協会およびリーグ等の 広報・広告宣伝活動等に使用することについて、何ら権利を主張しない。

第8条〔解 約〕

選手につき、次の各号のいずれかに該当する事実があった場合、クラブは、選手に対し書面(配達証明付内容証明郵便による)で通知することにより、本契約を直ちに解約することができる。

- (1) 本契約の定めに違反した場合において、クラブが改善の催告をしたにもかかわらず、これを拒絶もしくは無視したとき
- (2) 疾病もしくは傷害によりサッカー選手としての技能を永遠に喪失したとき

第9条〔紛争の解決〕

本契約の解釈または本契約の履行に関してクラブと選手との間に紛争が生じたとき

本多	2約書は同時に	2 通作	成し,	クラブお	よび選手が	がそれそ	"れⅠ通	ずつ保管する。	
	199年	月		日					
	〔クラブ 〕	(住 (名 (代表	称)						(1)
	〔選 手〕		名))	I 9 9	_年	_月	Ē	•
*	選手が未成年	(住	所)	法定代理人	(親権者:	または後	見人)	の記名捺印	
		(住							(P)
		氏	名)						(P)

は、クラブおよび選手が、その都度誠意をもって協議の上解決する。

(選手名) 殿

住 所: クラブ名:

代表者名:

(FD)

契約更新に関する通知書

貴殿と当クラブとの間に I 9 9 年 月 日締結した『プロ選手統一契約』は、来年 I 月 3 I 日をもって契約期間が満了いたします。

□イ. つきましては、当クラブは、来年2月 | 日以降下記の条件をもって貴殿との契約を 更新いたしたく、この旨ご通知申し上げます。

なお、現在の契約に優先契約条項(オプション条項)がある場合には、本書が貴殿 に到達した時に、下記の条件をもって契約更新の合意が成立したものとして取り扱わ れます。

□□. しかし、当クラブは、来年2月 | 日以降、貴殿との契約を更新する意思はありませんので、この旨ご通知申し上げます。

なお、上記にともない、貴殿の氏名等は『移籍リスト』に登録されることとなります。

記

※ 現在の契約における優先契約条項の有無: 有・無(いずれかを○で囲む)

		現在	生の	契約の内容	新規の契約の内容			
契約期間		I 9 9 I 9 9	年 年	月 日から 月3 日まで	99 年 99 年	2月 日から 月3 日まで		
報酬	基本給	基本給 (年額)金円 (年額)金						
TIX HIII	出場給	(総額)	金_					

- 〔注〕: ①上記イまたは口のいずれかを○で囲む。
 - ②上記でロ(更新しない)を選択した場合は、新規契約の報酬欄にはいずれも0と 記入する。

以上

〔正本3部作成 ⇒ 選手、日本協会、クラブ〕

書式 B

〔書式B〕

|99年月日

移籍リスト登録申請書

財団法人	日本サッカー	-協会	御中

	住 所
〔申請人〕	クラブ名
	代 表 者(印)
	·
移籍リストの登録に関し、下記のとおり申記	青いたします。
	記
I. 申請の対象となる選手	
(1) 氏 名:	
(2) 生年月日: 19 年 月 日	(満 歳)
(3) 現(最終)所属クラブ:	
(4) 現(最終)契約の終了時期: 9	年 月 日
	<u> </u>
2. 申請の目的 (□は、いずれかに E	『をつける)
□ 新規登録	
□ 既登録事項の抹消	
〔抹消の理由〕: □ 引退(引退日:	199年 月 日)
	I 9 9
	ラブ:)
 登録申請書受付日 年 月 F	日 受付番号

- [注]:(I) 本申請書は、『正本』および『写し』を各 I 通ずつ作成し、双方とも日本サッカー協会事務局に提出する。
 - (2) 『正本』は日本サッカー協会事務局において保管し、『写し』は日本サッカー協会事務局の受付印を押捺後、申請元クラブに返環する。

書式 C

1	Ω.	Ω	年	月	日
	9	9	平	Я	

(選手名) 殿

住 所: クラブ名:

代表者名:

(印)

最終提示額証明書

当クラブは、貴殿との次期(I99 年2月I日以降)契約に関する交渉において、 下記の報酬額を最終的に提示したことを証明いたします。

記

* 現在の契約の終了時期: 199 年1月31日

	現在の契約の報酬額	最終提示額
基本給(年 額)	金円	金円
出場給(総 額)	金円	金円

以上

移籍承諾書発行依頼書

					//-	n . L .						
						中	住	=c •				
							1生 クラブ					
							代表者					(印)
							1 120 H	Д .				(, 1-)
選号	手名					生	年月日	I 9	年	月	日 (歳)
貴クラ	ラブ所原	属の上	-記選-	手と	、下証	∃」の条 [∙]	件にて契	約いたし	たい	と存じま	すの	で、当該
■の移籍	音承諾 語	書を多	を行し	てい	ただき	たく、	お願い申	し上げま	す。			
なお、	移籍。	金にて	きま	して	は下記	22のと	おり合意	している	こと	を確認い	たし	ます。
							記					
. 選	手との書	契約多	條件									
契約	的期間	: 19	9 :	年	月	日か	ら199	年	月	日まて	.	
報	쌤	٠١.	基本	給	金		円	(年額)				
		: 2.	出場	給	金		円	(総額)				
	. – –	_ =	·									
2. 貴/	フラフィ	〜 の*	多耤金									
移	籍 金	: 1.	金	額	金		<u>円</u>					
		2.	支払	い条	件							
												-
												以

〔正本⇒移籍元クラブ、写し⇒移籍先クラブ、選手〕

© 1998 社団法人日本プロサッカーリーグ

〒 105-0001 東京都港区虎ノ門 2 -10-1 新日鉱ビル 19 階

TEL (03) 3505-5101

発行者/川淵三郎

印刷/株式会社精興社

社団法人 日本プロサッカーリーグ